

保健所事業概要

- 平成 30 年度 -

那覇市

目 次

I 総説

1 保健所の役割	1
2 那覇市の状況	2
3 那覇市保健所の沿革	2
4 庁舎案内図	4
5 各課の主な業務	6
6 組織図及び職種別職員数	7
7 各課の所掌事務	9
8 平成 30 年度組織目標	11
9 歳入・歳出決算の状況	14

II 平成 30 年度事業実績

【保健総務課】

1 結核予防事業	
1) 結核対策の概要	18
2) 患者管理	19
3) 普及啓発活動	20
2 感染症予防対策	
1) 市内の感染症発生状況	21
2) 麻しん対策	23
3) 風しん対策	23
3 エイズ対策及び性感染症対策	
1) HIV（エイズ）検査・性感染症検査	24
2) 予防普及啓発	24
4 厚生統計	25
5 地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会	27
6 那覇市献血推進事業	28

【健康増進課】

1 健康づくり関係事業	
1) 健康づくり事業	29
2) 食の環境づくり	30
3) 地域保健ボランティア活動	30
4) 歯科保健推進事業	31
5) 20～30 代生活習慣病予防健診・保健指導事業	31
6) 地域・職域連携推進事業	32
7) 職場が主体的に取り組む健康づくり支援事業(沖縄振興特別推進交付金活用)	33
8) 慢性腎臓病（CKD）予防啓発事業	33
9) たばこ対策促進事業	34
10) 健康長寿ゆいまーるモデル事業(沖縄振興特別推進交付金活用)	34

2 健康増進事業	
1) 健康診査	35
2) 健康教育	39
3) 健康相談及び栄養相談	39
4) 訪問指導	40
3 予防接種	40
4 栄養改善事業	42
5 石綿健康被害救済制度申請窓口業務	43

【地域保健課】

1 母子保健	
1) 母子保健の概要	44
2) 母子医療給付	44
3) 健康診査事業	47
4) 母子保健相談指導事業	49
5) 母子保健地域活動事業（母子保健推進員活動）	53
6) 発達支援強化事業	54
7) 「健やか親子なは21」計画推進事業	54
8) 生涯を通じた女性の健康支援事業	55
9) 健康づくり推進員育成事業	55
10) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	56
11) 子育て世代包括支援センター（母子保健型）運営事業	56
2 難病対策	
1) 難病とは	57
2) 那覇市の難病対策	57
3) 特定医療費（指定難病）公費負担制度	58
4) 難病患者地域支援対策推進事業	62
5) 患者家族の交流会及び自助組織活動の育成・支援	65
6) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	66
3 原爆障害対策事業	
1) 事業内容	67
2) 被爆者健康診断の状況	67
4 精神保健福祉	
1) 精神保健福祉活動	68
2) 精神保健福祉相談事業	69
3) 自殺予防対策事業	71
4) 地域生活支援事業	73
5) その他	74

【生活衛生課】

1 食品衛生

1) 食品衛生関係営業施設数及び監視指導状況	76
2) 許可を要しない食品衛生関係施設数及び監視指導状況	77
3) 重点監視施設等の監視状況	78
4) 食中毒の発生状況（平成 25 年～平成 30 年）	79
5) 苦情受付状況	80
6) 衛生教育実施状況	81
7) 食品の収去検査等	81
8) 食品表示の一斉取締りの実施	82

2 環境衛生

1) 生活衛生関係営業施設数及び監視指導状況	84
2) 特定建築物施設数及び監視指導状況	85
3) 建築物環境衛生事業登録営業所数及び監視指導状況	85
4) 簡易専用水道等設置数及び監視指導状況	86
5) 住宅宿泊事業法に基づく届出件数及び監視指導状況	86

3 医事薬事

1) 業務内容	86
2) 医療施設数	87
3) 医療監視指導状況	87
4) 医療従事者の免許申請及び籍訂正・書換え交付申請等件数	87
5) 施術所数	88
6) 病院一覧	88
7) 薬局、医薬品販売業の施設数	88
8) 医療機器販売業・貸与業許可・届出施設数	89
9) 薬局（薬局医薬品製造業含む）及び医薬品販売業に係る薬事監視状況	89
10) 毒物劇物販売業施設数	89
11) 毒物劇物に係る監視状況	90

Ⅲ 人口統計

1 人口動態統計

1) 人口動態調査の概略	91
2) 調査の方法	92
3) 用語の説明	92
4) 比率・指数の解説	92

2 那覇市の人口

1) 年齢（5歳階級）別人口	93
2) 平成 29 年 年齢（5歳階級）別人口ピラミット	94
3) 市・県・全国の人口動態の推移	95

4 死因別分類表

1) 性別にみた死因順位（第 10 位まで）別死亡数、構成割合	97
---------------------------------	----

2) 悪性新生物の主な部位別及び生活習慣病の死亡数・死亡割合の推移と県・国との比較	98
3) 年齢階級別死亡数	99
4) 主要死因の割合	100
5) 平成 29 年 死亡数、性、死因（死因分類）、年齢（5 歳階級）	102

IV 資料

1 保健所学生等実習	110
2 平成 30 年度 那覇市保健所運営協議会委員名簿	111

I 総 説

I 総説

1 保健所の役割

平成25年4月1日、本市の中核市移行に伴い、地域保健法(昭和22年9月5日法律第10号)に基づき、那覇市保健所条例が施行され那覇市保健所を開所した。

那覇市保健所は、沖縄県から移譲された保健所業務と市が従来から行っていた母子保健事業等を統合し、健康増進課・地域保健課・生活衛生課の3課体制でスタートした。また、平成28年度からは、保健総務課を加えた4課体制とした。

保健所業務の適正な執行のためには、専門的な知識及び技術を有する職員の存在は不可欠であることから、地域保健法をはじめとする関係法令により必置とされている医師の他に必要とされている歯科医師・薬剤師・保健師・診療放射線技師・臨床検査技師・管理栄養士・衛生監視員などの専門職を配置している。

また、医事薬事・食品衛生・環境等を担う対物業務及び結核感染症等の新たな業務については沖縄県の水準を継続して確保するため、平成27年度までの間、県から生活衛生課長を含む4人の技術力の高い専門職員を受け入れると同時に、技術拾得のため、県へ専門職員5人の派遣を行った。

本市保健所の役割の1つとして対人保健サービスがある。市民一人ひとりが幸福な生活を営むために、何よりもまず心身ともに健康であることが大切である。さらに生きがいのある人生を送るには、保健・医療・福祉の充実は欠くことのできない基本となるものである。

近年、急速な高齢化と、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の生活習慣病増加及びそれに伴い、介護が必要な状態になる人の増加は、生活の質の低下や社会負担の増加等を招いて、深刻な社会問題となっている。

本市では平成16年度に策定した那覇市健康増進計画を見直し、「健康なは21(第1次)」を平成27年度に策定、市民の「健康寿命の延伸」と「早世の予防」を目指して健康づくりに取り組んでいる。さらに、市民を取り巻く、家庭、地域、職場等の様々な関係機関・団体、ボランティア、行政が一体となった「健康づくり市民会議」を設置し、市民総がかりで健康の維持・増進に努めている。

また、核家族化が急速に進み、親子を取り巻く環境が大きく変化している中、那覇市の母子保健の課題に取り組むため、平成26年度に那覇市母子保健計画「健やか親子なは2015」を策定した。「すべての親と子が地域の中でともにいきいきと健やかな生活ができる」を基本理念に、実現に向け、関係機関と連携しながら取り組んでいる。

さらに、地域における健康危機管理の中核拠点として健康危機に取り組むことも本市保健所の大きな役割である。

保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るため、上記の対人保健サービスに加え、結核や感染症の相談や検査、給食施設等への栄養指導、精神保健福祉相談などの業務も担っている。

一方、対物保健サービスとして、食品衛生や獣医衛生、環境衛生や医事薬事衛生の4分野からなる生活衛生を守るための事業があり、それら4分野の事業者へ許認可を行いそれぞれの管理や監査、保守する役割を担っている。主な役割として集団食中毒の予防や原因究明、食品流通における安全の確保、食品に関する相談や調査、大衆利用施設の監視指導業務、医療施設等の監視指導事業がある。

2 那覇市の状況

沖縄県は、北緯 24～28 度、東経 122～133 度の南北約 400km、東西約 1,000km の海上に弧を描いて連なる 160 の島しょの内、有人島 39 からなっており、その中で那覇市は最大の島、沖縄本島の南部に位置している。

本市は、西方に東シナ海を擁し南北及び東の三方は、他の市町村と隣接する。地形は、旧市内を中心とする中央部においてほぼ平たんをなし、これを取り巻くように周辺部には小高い丘陵地帯が展開する。また、市内を東から西に国場川と安里川が流れ、前者是那覇ふ頭、後者は泊ふ頭を経て、東シナ海にそそいでいる。

那覇市の面積は 39.98 k m²（推計）で、人口 319,435 人、世帯数は 135,532 世帯（人口、世帯数：平成 27 年国勢調査確報値）となっている。

3 那覇市保健所の沿革

（1） 旧・沖縄県中央保健所の沿革

昭和 45 年 3 月	保健所設置（鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 階建 2,939 m ² 、敷地面積 5799.44 m ² ）
昭和 47 年 3 月	中央保健所発足（那覇市を所管区域として那覇保健所の所長、庶務課長、衛生課長、看護課長の兼務及び公衆衛生看護婦 20 名を発令し、業務の一部を開始）
昭和 47 年 5 月	日本復帰と同時に那覇保健所から分離し、沖縄県中央保健所となる
平成 9 年 4 月	保健所組織改正。地域保健法全面施行に伴い保健師駐在制度を廃止
平成 11 年 4 月	沖縄県行政機関設置条例の一部改正により、所管区域が那覇市に加えて浦添市、島尻郡の渡嘉敷村、座間味村、具志川村、仲里村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村の計 2 市 8 村となる
平成 14 年 4 月	保健所と福祉事務所の組織統合により「南部福祉保健所中央保健所」となる 具志川村と仲里村の合併により久米島町が誕生し、所管市町村は 2 市 1 町 6 村となる
平成 22 年 7 月	平成 25 年度に予定されている那覇市中核市移行に伴う那覇市への委譲事務調整並びに中央保健所の南部福祉保健所への統合等について検討作業に着手
平成 23 年 4 月	那覇市中核市移行に伴う那覇市保健所設置に向け、那覇市より 4 名の職員を実務研修生として受入れ
平成 25 年 4 月	那覇市の中核市移行により、那覇市全域についての保健所業務は那覇市へ移管し、浦添市他 1 町 6 村の保健所業務については南部保健所へ移管された

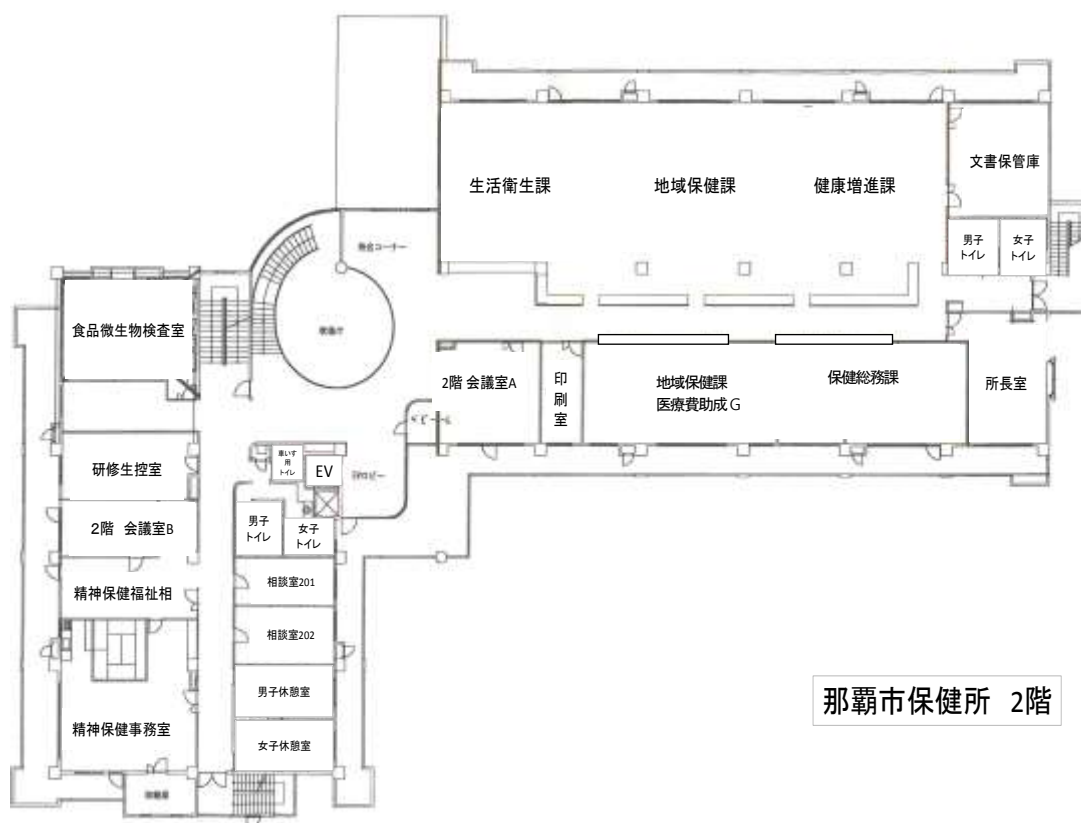
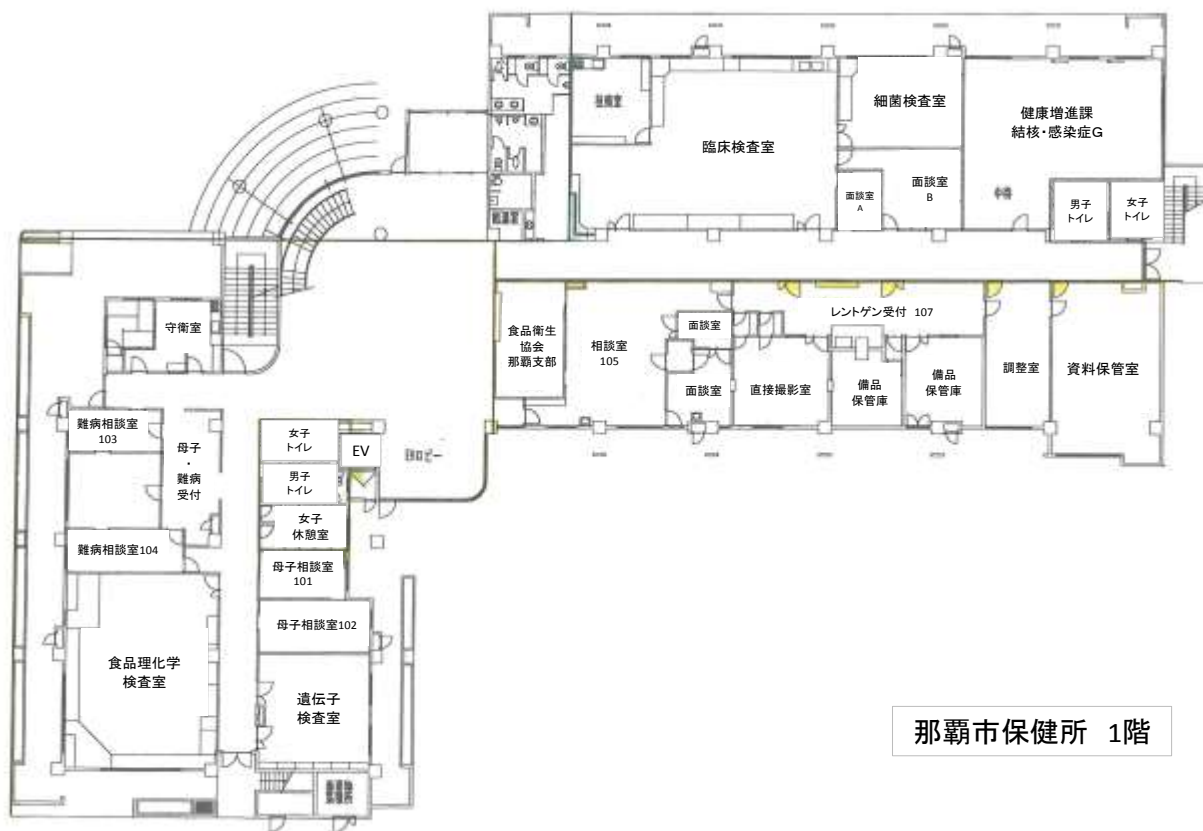
(2) 那覇市保健所の開設までの経過

平成 22 年 10 月	中核市移行に伴う、保健所開設のための保健所準備室の設置
平成 23 年 4 月	中核市移行に伴う那覇市保健所設置に向け、沖縄県中央保健所へ那覇市より 4 名の職員を実務研修生として派遣
平成 23 年 10 月	沖縄県中央保健所（食品・医務薬務）へ実務研修生として 4 人を追加派遣
平成 24 年 4 月	沖縄県各保健所へ那覇市より実務研修生を 19 人追加派遣
平成 24 年 10 月	沖縄県中央保健所（医師）へ実務研修生として 1 人追加派遣
平成 25 年 4 月	那覇市保健所開設 「健康増進課」「地域保健課」「生活衛生課」の 3 課体制 沖縄県より所長・生活衛生課長等 8 人派遣受入
平成 25 年 4 月	沖縄県各保健所へ実務研修生として 7 人派遣
平成 26 年 4 月	沖縄県より生活衛生課長等 4 人派遣受入
平成 26 年 4 月	沖縄県各保健所へ実務研修生として 4 人派遣
平成 27 年 4 月	沖縄県より生活衛生課長等 3 人派遣受入
平成 27 年 4 月	沖縄県各保健所へ実務研修生として 3 人派遣
平成 28 年 4 月	保健所の組織改正により、「健康増進課」を「保健総務課」と「健康増進課」に分割し、「保健総務課」「健康増進課」「地域保健課」「生活衛生課」の 4 課体制となる

◎施設の概要

名 称 : 那覇市保健所
 設 置 年 月 日 : 平成25年4月1日
 所 在 地 : 那覇市与儀 1 丁目3番21号
 所 管 区 域 : 那覇市全域
 敷 地 面 積 : 約4,545㎡ 建物延べ面積: 約4,590㎡
 建 物 の 構 造 : 鉄筋コンクリート造瓦重ね・陸屋根 地下1階付3階建

4 庁舎案内図





那覇市保健所 3階

5 各課の主な業務

担当課（電話番号）	担当業務
保健総務課 (098-853-7964)	健康危機管理
	結核感染症の予防、まん延防止
	性感染症の相談、検査
健康増進課 (098-853-7961)	健康づくり事業
	成人健診、各種がん検診
	予防接種
	給食施設の届出
	栄養指導
地域保健課 (098-853-7962)	母子保健に関する相談、親子健康手帳の交付、妊婦健診
	助産師訪問（妊産婦・新生児訪問）、乳幼児健診、発達相談、親子教室
	低体重児、小児慢性特定疾病児に関する相談
	未熟児養育医療費事業、小児慢性特定疾病医療費事業、育成医療事業
	特定不妊治療費助成、特定医療費（指定難病）等の申請受付、先天性血液凝固因子障害等医療費の申請受付
	精神保健福祉相談事業、自殺予防対策事業、地域生活支援事業
	難病患者地域支援対策推進事業、自助組織活動の育成支援
	原爆被爆者健康診断事業
生活衛生課 (098-853-7963)	診療所の開設許可、監視指導
	医薬品販売業等の許可、監視指導 医療従事者免許の受付、交付
	毒物劇物販売業の登録
	飲食店、食品製造業等の営業許可、監視指導
	食中毒の予防
	旅館、興行場、公衆浴場の営業許可、監視指導
	理容所、美容所、クリーニング所の開設届の受理、監視指導
	専用水道、貯水槽水道等の衛生指導
	住宅宿泊事業の届出受理、監視指導

6 組織図及び職種別職員数

平成 30 年度 保健所組織図



*数値については定数

職種別職員数

	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	管 理 栄 養 士	社 会 福 祉 士	衛 生 監 視 員	事 務 職	市立病院 (派遣) 事 務 職 技 師	合 計
所 長	1											1
保健総務課	2			4	1	2				9	2 1	21
健康増進課		1		2			3			8		14
地域保健課				36				3		7		46
生活衛生課			4						8	3		15
計	3	1	4	42	1	2	3	3	8	27	2 1	97

※平成30年4月1日現在
数値については、定数

7 各課の所掌事務

保健総務課

- (1) 感染症に関すること
- (2) 健康危機管理に関すること
- (3) 放射線業務に関すること
- (4) 感染症診査協議会及び保健所運営協議会に関すること
- (5) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること
- (6) 地方独立行政法人那覇市立病院に関すること
- (7) 医療に係る連絡調整に関すること
- (8) 保健衛生団体及び救急医療の補助金に関すること
- (9) 保健衛生に係る統計に関すること
- (10) 献血に関すること
- (11) 角膜・腎臓及び骨髄の移植の啓発に関すること
- (12) ハンセン病の啓発に関すること
- (13) 肝炎医療費助成の申請に関すること
- (14) 医師の実習及び研修に関すること
- (15) 保健関係職員の研修に関すること
- (16) 食品検査室の精度管理に関すること
- (17) 保健所庁舎の維持管理に関すること
- (18) 新保健センターの建設等に関すること

健康増進課

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 予防接種に関すること
- (3) 健康診査に関すること
- (4) 歯科保健に関すること
- (5) 食生活改善及び栄養に関すること
- (6) 給食施設指導に関すること
- (7) 健康・栄養調査に関すること
- (8) 喫煙対策に関すること
- (9) 石綿健康被害救済制度に関すること
- (10) 管理栄養士の国家試験に関すること
- (11) 栄養士の免許申請及び実習に関すること

地域保健課

- (1) 母子保健に関すること
- (2) 地域保健活動に関すること
- (3) 母子保健推進協議会に関すること
- (4) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること（精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療及び障害福祉サービスに関する業務を除く。）

- (5) 自殺予防対策事業に関すること
- (6) 未熟児養育医療に関すること
- (7) 育成医療に関すること
- (8) 不妊に悩む方への特定治療支援事業に関すること
- (9) 小児慢性特定疾病に関すること
- (10) 児童の療育に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- (11) 特定医療費支給認定申請に関すること
- (12) 難病患者地域支援対策推進事業に関すること
- (13) 原爆被爆者に対する健康診断等に関すること
- (14) 地域看護実習に関すること
- (15) 地域保健に係る保健団体及び自助組織の育成及び支援に関すること
- (16) 保健センターに関すること

生活衛生課

- (1) 飲食店等の営業許可及び食品衛生に関すること
- (2) 興行場、旅館業及び公衆浴場業の営業許可等に関すること
- (3) クリーニング所、理容所及び美容所の開設の届出等に関すること
- (4) 温泉の利用許可等に関すること
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関すること
- (6) 専用水道又は簡易専用水道の衛生確保に関すること
- (7) 病院、診療所及び助産所の開設許可等に関すること
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の施術所開設の届出等に関すること
- (9) 薬局等の開設許可等に関すること
- (10) 毒物及び劇物販売業の登録等に関すること
- (11) 薬物乱用防止対策に関すること
- (12) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者の免許申請等に関すること
- (13) 調理師及び製菓衛生師の免許申請、試験の申込み等に関すること
- (14) 医療監視の総括に関すること
- (15) 住宅宿泊事業の届出等に関すること
- (16) 課の分掌事務に属する届出、申請行為等の情報公開請求の受付及び交付に関すること

8 平成 30 年度組織目標

【保健総務課】

1. 市立病院建替えの推進

市内の在り方検討部会を3ヶ月に1回以上開催し、那覇市（設立団体）としての方針等を整理する。

2. 那覇市立病院による地域医療の充実

市立病院の紹介率 78%以上

逆紹介率 83%以上

（地方独立行政法人那覇市立病院平成30年度年度計画の目標数値）

3. 病院事業運営費負担金のあり方等の整理

市内の在り方検討部会において、設立団体としての方針等を整理する。

運営費負担金の要綱を策定する。

4. 災害医療体制の整理及び那覇市防災計画の改正

6月～ 課題の整理及び調整

3月 毎年5月頃に行われる那覇市地域防災計画改正に向け順次案をまとめる。

5. 感染症予防対策の強化

(1) 結核予防対策

①関係機関団体との連携を（連携会議・研修等）を3回以上行い、正しい知識の普及啓発を行う。

(2) 感染症予防対策

①性感染症検査を前年度と同様に月1回の夜間検査等を実施。

②風疹抗体検査の実施

③麻疹・風疹の予防接種率を把握し接種勧奨を年度内1回行う。

【健康増進課】

1. 若い世代（20歳-64歳）に対し、禁煙、適正飲酒、食生活及び運動等の改善に取り組む市民を支援

禁煙希望者、適正飲酒希望者、運動及び食生活改善希望者の計30人程度に対し、実践支援を行い、健康づくりポイントを付与し評価する。

2. 健康づくり市民会議を円滑に運営し、健康なは21（第2次）を推進する

健康づくり市民会議の参加団体を増やし、健康づくりポイント制度にチャレンジ部門を加え実践する。

3. MR1期、MR2期における予防接種率の向上

前年度のMR予防接種率より向上させる。

4. 女性特有のがん検診及び大腸がん検診の推進

子宮がん、乳がん検診及び大腸がん検診受診率を前年度以上に向上させる。

5. 各グループにおける繁忙期や緊急業務の再、課内の応援体制を整備する

緊急業務や繁忙期等に課内で応援業務が行えるよう、他グループ員でもわかる業務手順書を1つ以上作成する。

【地域保健課】

1. 子育て世代包括支援センター（母子保健型）の開設

7月中旬に、子育て世代包括支援センター（母子保健型）を開設する。

2. 虐待の未然防止のための、乳幼児健診の受診率の向上

乳幼児健診の受診率を前年度、乳幼児健診（91.6%）、1歳6か月健診（88%）、3歳児健診（87.2%）以上を目指す。

3. 安全な乳幼児健診の実施

平成30年度、31年度の2か年事故の無い安全な乳幼児健診の実施をする。

4. 那覇市自殺未遂者支援の連携した取り組み

自殺未遂者を再企図させないために、医療機関での治療終了後「レスキューカード」等を活用し必要な相談に繋ぐことができる。

5. 保健師人材育成の推進

「那覇市保健師人材育成指針」に基づき、中堅期保健師全体の専門能力（地域ケアシステム）の向上を図るために、研修に8割以上の者が参加する。

6. 北保健センター保健師引き上げに伴う、北保健センターの設置管理運用

施設使用申請者が使用日に確実に使用する事ができる。

【生活衛生課】

1. 違法民泊の取締り強化

違法営業者に対する目標監視数を年間350件とし、それに係る営業停止等措置を速やかに行う。

2. HACCP（自主衛生管理）導入に向けた事業の推進

HACCP導入に意欲のある食品等事業者を選定するとともに、事業者に対し導入に向けた専門チー

ムを編成することが出来るよう支援する

3. 「那覇市食品衛生監視指導計画」中の監視指導目標の達成

重要度ランク別目標監視数の達成

A:28 件 B:231 件 C:454 件 D:2,089 件

4. 「那覇市食品衛生監視指導計画」中の収去検査目標の達成

食品等の収去検査実施検査計画の達成

収去検体数：171 件 検査項目数:490 項目

5. 食品収去検査における業務管理体制の確立

業務管理体制を確立し、コンタミネーション等の試験室内事故の発生を年間 10 件以下とする。

6. 「那覇市生活衛生監視指導計画」中の監視指導目標の達成

生活関係施設の監視目標の達成

興業場：5 件 旅館:55 件 公衆浴場:20 件 理容所:20 件 美容所:70 件 クリーニング所:25 件

水道施設他：40 件 ビル管法関連:30 件 総計：265 施設

7. 施術所の開設状況等実態把握及び監視指導の実施

施術所（あはき・柔整）の開設状況等の実態把握及び監視指導

あはき：263 件 柔整：103 件

8. 医薬品、医療機器及び毒物劇物の適正な流通の確保に係る監視指導の強化

薬局、医薬品販売業、医療機器販売業等及び毒物劇物販売業の監視指導

薬局等 100 件（卸売販売業 12 件含む） 毒物劇物販売業：4 件

9 歳入・歳出決算の状況

◎保健総務課

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	平成 30 年度
13 使用料及び手数料	02 手数料	03 衛生手数料	3,760
14 国庫支出金	01 国庫負担金	04 衛生費国庫負担金	13,715,177
	02 国庫補助金	03 衛生費国庫補助金	4,874,000
	03 委託金	03 衛生費委託金	5,970,000
15 県支出金	02 県補助金	03 衛生費県補助金	6,697,000
	03 委託金	04 衛生費委託金	193,053
16 財産収入	01 財産運用収入	01 財産貸付収入	133,115
20 諸収入	05 雑入	04 雑入	187,106
21 市債	01 市債	01 衛生費	282,100,000
計			313,873,211

【歳出】

款	項	目	平成 30 年度
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	763, 276, 595
		09 感染症対策費	38, 081, 406
計			801, 358, 001

◎健康増進課

【歳入】

(単位:円)

款	項	目	平成 30 年度
14 国庫支出金	02 国庫補助金	03 衛生費国庫補助金	8,044,000
15 県支出金	01 県負担金	02 衛生費県負担金	57,300
	02 県補助金	03 衛生費県補助金	20,037,000
	03 委託金	04 衛生費委託金	105,710
20 諸収入	05 雑入	04 雑入	29,340
	計		28,273,350

【歳出】

款	項	目	平成 30 年度
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	1, 275, 481
		02 予防費	976, 001, 039
		06 健康増進費	279, 316, 716
計			1, 256, 593, 236

◎地域保健課

【歳入】

(単位:円)

款	項	目	平成 30 年度
13 使用料及び手数料	01 使用料	03 衛生使用料	2, 800
14 国庫支出金	01 国庫負担金	01 民生費国庫負担金	13, 035, 000
		04 衛生費国庫負担金	120, 171, 858
	02 国庫補助金	03 衛生費国庫補助金	85, 267, 920
15 県支出金	01 県負担金	01 民生費県負担金	3, 258, 750
		02 衛生費県負担金	6, 581, 417
	02 県補助金	03 衛生費県補助金	992, 000
	03 委託金	04 衛生費委託金	4, 623, 461
20 諸収入	05 雑入	04 雑入	4, 152, 450
計			238, 085, 656

【歳出】

款	項	目	平成 30 年度
03 民生費	01 社会福祉費	02 障害者福祉費	18, 424, 243
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	16, 488, 506
		04 母子保健費	651, 798, 972
		07 地域保健費	6, 664, 988
計			693, 376, 709

◎生活衛生課

【歳入】

(単位:円)

款	項	目	平成 30 年度
13 使用料及び手数料	02 手数料	03 衛生手数料	37,489,720
15 県支出金	03 委託金	04 衛生費委託金	2,882,962
20 諸収入	05 雑入	04 雑入	230
計			40,372,912

【歳出】

款	項	目	平成 30 年度
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	6, 168, 865
		08 生活衛生費	20, 216, 792
計			26, 385, 657

Ⅱ 平成 30 年度事業実績

【保健総務課】

Ⅱ 平成 30 年度事業実績

【 保健総務課 】

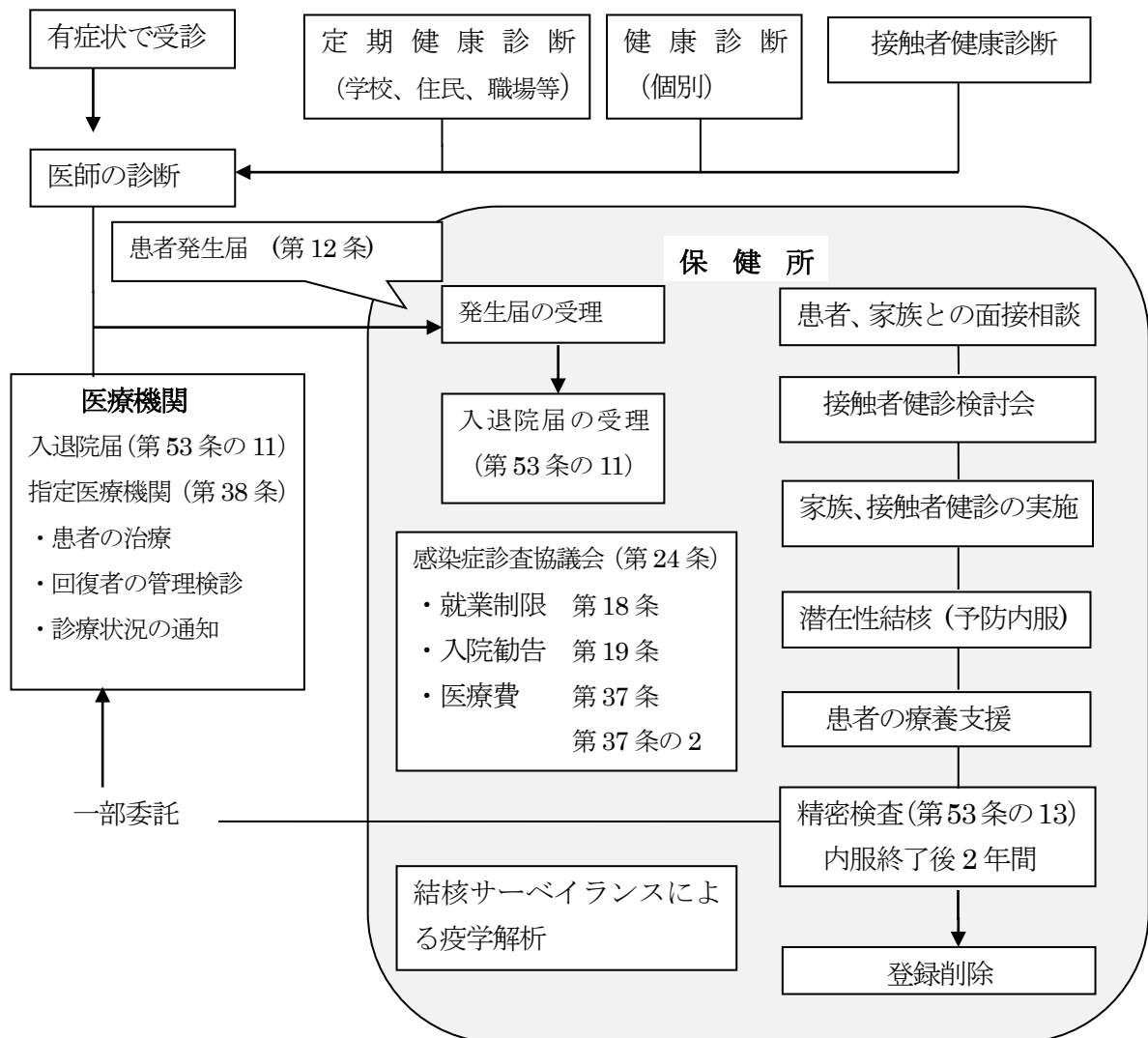
1 結核予防事業

結核予防事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法）に基づき健康診断、患者管理、患者の療養支援、結核医療、発生動向調査等の一貫した管理を行う。

患者の療養支援については、治療の完了を目的として保健師が入院中から訪問支援を開始し、退院後も訪問・面接等に重点をおいた生活・服薬支援を展開している。

1) 結核対策の概要

～結核患者の発見から登録削除まで～



- 保健所では患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等周囲への感染防止等の指導を行っている。
- 患者は治療終了後、回復者として保健所又は指定医療機関で2年間の管理検診を行い、再発の恐れがなくなった場合登録から削除される。

○ 削除後は、自主的に健康管理を行う。(住民健診又は職場健診)

2) 患者管理

(1) 管内の新登録結核活動性分類別数

	新登録 患者数	肺結核活動性				肺 外 活動性 結 核	(別掲) 潜在性 結核 感染症
		小計	喀痰 塗抹 陽性	その他 菌陽性	菌陰性 その他		
平成 29 年	71	47	21	19	6	25	29
平成 30 年	44	26	7	13	6	18	34

(2) 年齢階級別新登録結核患者数

年代 年	0 ～19	20 ～29	30 ～39	40 ～49	50 ～59	60 ～69	70 ～79	80 ～89	90 以上	総 計	70 以上 (%)
平成 29 年	1	7	2	4	6	12	12	20	7	71	39 (55)
平成 30 年	0	5	4	3	2	4	4	13	9	44	26 (59)

(3) 結核感染症グループにおける支援状況

年度	家庭訪問 (DOTS支援含む)		来所相談 (延)					電話 相談 (延)	健康教育	
	実人員	延人員	治療 患者	管理 検診	接触者 健診	希望 検診	小計		回 数	延 件 数
平成29	127	456	188	142	355	0	685	355	4	96
平成30	118	298	98	136	185	0	419	290	4	563

(4) 会議

- ① 沖縄病院との服薬連携会議 (月1回、年12回)
- ② 沖縄病院とのコホート(全治療者の治療評価)会議 年1回
- ③ 沖縄病院との連携会議: 随時 (月1～2回) 4回参加
- ④ 琉大病院服薬支援会議 (年1回)
- ⑤ 小禄病院との服薬支援連絡会議 (1回実施 参加者: 8人)

(5) 感染症診査協議会

感染症診査協議会は感染症法第24条に基づき設置され、医師、弁護士等で構成される。

法第37条(入院勧告・措置)及び法第37条の2(結核外来治療等)に該当する患者の就業制限、入院勧告、入院の延長、医療費公費負担の申請等に関する事項を審査する。平成30年度は24回の開催で

あった。

<平成 30 年度 那覇市感染症診査協議会開催状況>

(件)

	諮 問	承 認	保 留	不承認
法第 37 条（就業制限、入院勧告、入院延長等）	46	46	0	0
法第 37 条の 2（結核外来治療等公費負担）	134	130	5	4

3) 普及啓発活動

① 結核予防週間（期間：平成30年 9/24～9/30）

- ・那覇市保健所にてパネル展を開催
- ・平成30年 9 月26日午後 5 時 ～ 5 時45分の間、沖縄県等関係機関と共同で街頭キャンペーン実施

② 啓発研修

- ・事業所（前年度集団発生があった）対象 平成30年 8/17：3名参加
(資料送付しての案内を97箇所へ通知)
- ・高齢者入居施設職員対象 平成30年 9/14： 50人参加
- ・地域包括支援センター（市民向け） 平成30年 10/31：10人参加
- ・介護事業所集団指導の中での啓発 平成31年 1/24（AM・PM）：約500人
(ちゃーがんじゅう課主催)

2 感染症予防対策

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め、患者の人権を守りながら市民の安全な生活を守る。
また、感染症に関する情報の発信・知識の普及に努め、市民への予防啓発活動を行う。

1) 市内の感染症発生状況

市内の感染症発生状況について、市ホームページにおいて週報を毎週更新し掲載している。

ア 全数把握疾患

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)には一類～四類感染症・五類感染症のうち18疾患・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症が定められており、これらを診断した医師は保健所に発生届を報告しなければならない。

平成 30 年(平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日)の発生件数		
区分	感染症名	市内
一類感染症		発生なし
二類感染症	結核	7 8
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	3
	腸チフス	2
四類感染症	E 型肝炎	1
	レジオネラ症	2
	レプトスピラ症	1
五類感染症	アメーバ赤痢	3
	ウイルス性肝炎	2
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	4
	急性脳炎	6
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2
	後天性免疫不全症候群	6
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	8
	侵襲性肺炎球菌感染症	1 7
	水痘（入院例）	1
	梅毒	2 8
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1
	百日咳	2 0
	風しん	4
	麻疹	2 4

※保健所受理日に基づく集計

イ 定点把握疾患

感染症法の五類感染症のうち26疾患は、市内の医療機関をインフルエンザ定点(12カ所)・小児科定点(7カ所)・性感染症定点(3カ所)・基幹定点(1カ所)と定めている。これらの医療機関から1週間毎の感染症発生状況を集計することで、那覇市内の感染症のおおよその流行状況を把握している。(集計期間：平成30年1月～12月)

表1 各定点の月別感染症発生状況(集計期間：平成30年1月～12月)

種別	疾患名/報告数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	インフルエンザ	1998	3320	1133	214	100	111	78	78	200	125	113	384	7854
小児科	RSウイルス感染症	10	18	44	72	72	154	81	34	19	4	2	1	511
	咽頭結膜熱	2	6	8	6	3	9	5	24	3	3	15	10	94
	A群溶血性レンサ球菌	38	61	72	45	49	42	28	56	37	30	43	48	549
	感染性胃腸炎	111	166	164	206	212	258	184	241	188	172	181	166	2249
	水痘	27	11	45	18	17	18	14	21	18	8	19	18	234
	手足口病	14	25	22	11	14	6	32	125	92	64	32	36	473
	伝染性紅斑	0	1	9	11	4	4	6	7	2	10	11	14	79
	突発性発疹	11	17	16	33	29	20	27	12	28	17	18	21	249
	ヘルパンギーナ	1	0	1	4	1	2	15	45	12	11	3	1	96
眼科	流行性耳下腺炎	3	5	2	4	6	6	3	2	2	4	0	5	42
	急性出血性結膜炎	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
基幹	流行性角結膜炎	3	5	2	2	6	4	6	13	6	3	6	2	58
	細菌性髄膜炎(真菌性含む)	0	1	0	0	1	2	4	2	0	0	1	0	11
	無菌性髄膜炎	2	2	1	8	4	4	0	2	2	5	0	3	33
	マイコプラズマ肺炎	2	1	2	0	0	1	3	0	1	0	0	1	11
	クラミジア肺炎(オウム病除く)	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	1	0	1	0	1	0	0	10	2	0	0	15
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	7	18	18	16	40	72	42	152	81	30	55	60	591
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性感染症	薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	性器クラミジア感染症	1	4	9	12	10	6	14	8	18	10	22	0	114
	性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	7	0	9	0	0	12	28
	尖圭コンジローマ	0	0	3	0	5	6	7	8	0	20	0	0	49
	淋菌感染症	0	0	3	0	0	0	7	0	0	0	0	0	10

2) 麻疹対策

①麻疹疑い発生時対応

麻疹は非常に感染力が強く、早期に診断し、感染拡大防止の措置を実施する必要がある。

沖縄県では、麻疹疑い事例を診断した医師は直ちに保健所へ連絡するよう求めている。連絡を受けた保健所は、診断した医師等から患者の行動歴や症状等を聞き取り、麻疹疑いが強い場合は直ちに検体の確保を依頼する。検体は沖縄県衛生環境研究所へ搬送し、PCR検査を実施し、約24時間で結果が判明する。那覇市保健所でも同様の対応を実施している。

平成30年3月20日に、台湾からの観光客が県内にて麻疹と診断され、その後平成30年6月11日終息宣言まで、99件の麻疹の報告があった。市内医療機関からの麻疹疑いの患者の報告は149件あり、そのうち、125件について行政検査を実施し、24件が麻疹と診断された。今後も海外からの帰国者や旅行者が麻疹を持ち込む可能性はあり、麻疹対策の継続は必要である。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
麻疹疑い検査数	6件	0件	0件	3件	12件	146件
麻疹陽性数	0件	0件	0件	0件	3件	24件

②MR接種勧奨

- ・那覇市内保育所（園）、幼稚園、こども園における園ごとのMR接種率の提出をお願いし、接種率の低い園へは接種勧奨を実施した。
- ・「はしか・風しん“0”キャンペーン週間」（期間：平成30年5月13日～5月19日）においては、啓発活動として、市ホームページやフェイスブック等への掲載、及び保健所でのパネル展示を実施した。

3) 風しん対策

①風しん疑い発生時対応

風疹は、風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、風しんへの免疫がない集団において、1人の風しん患者から5～7人にうつす強い感染力を有す。

風疹の診断については、医師による臨床診断であったが、平成30年1月1日より届出基準の変更があり、風しん疑い事例を診断した医師は直ちに保健所へ届け出ることとなった。またその後のPCR検査が原則として全例実施となった。そのため那覇市保健所においては、麻疹同様対応を実施している。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
風疹疑い検査数	---	---	---	---	0件	46件
風疹陽性数	28件	0件	0件	1件	0件	4件

②風しん抗体検査

風しんは妊娠初期に感染すると、白内障や心疾患等の症状を持つ、先天性風しん症候群（CRS）の赤ちゃんが生まれるリスクがあることから、市民を対象に、妊娠を希望する女性やその配偶者及び同居者を対象とした風しん抗体検査を実施。平成30年度は293名に抗体検査を実施し、抗体価の低い92名に予防接種を勧奨した。

	平成26年度	平成30年度
風疹抗体検査	226名	293名
接種勧奨 (抗体価低い方)	56名	92名

3 エイズ対策及び性感染症対策

1) HIV（エイズ）検査・性感染症検査

感染予防及びまん延防止のための無料の匿名による相談(随時)・検査を実施している。また、性感染症の罹患とHIV感染の関係が深いことなどから、性感染症対策とHIV感染対策の両面からクラミジア・梅毒の検査を、また那覇市民限定でB型肝炎・C型肝炎の検査を行っている。検査日は、月・水・金の平日、毎月第1水曜日には17時～20時までHIV・梅毒夜間検査も実施している。また年2回、6月の検査普及週間と12月の世界エイズデーに合わせて休日検査を実施している。

HIV(エイズ)検査・性感染症検査

検査 項目	HIV		クラミジア		梅毒		B型肝炎		C型肝炎	
	H. 29年度	H. 30年度	H. 29年度	H. 30年度	H. 29年度	H. 30年度	H. 29年度	H. 30年度	H. 29年度	H. 30年度
検査 件数	1191	966	797	644	1148	929	162	136	147	127
陽 性	5	2	12	3	27	16	5	5	1	3

2) 予防普及啓発

HIV啓発普及活動として、6月のHIV検査普及週間や12月の世界エイズデー等に合わせた周知・啓発活動や検査拡充、高校生や大学生への講話を行っている。また、市広報誌や市のホームページ、地元新聞紙への掲載などによる啓発を行っている。

LGBTのイベントに参加し、啓発活動を実施、MSMを対象としたHIVの啓発等を行っている団体へ委託し、HIV検査普及啓発活動を実施した。

日本肝炎デーにあわせた7月の肝臓週間には、ウイルス性肝炎検査についての広報として、市のホームページやフェイスブック等への掲載、及び保健所でのパネル展示を実施した。

4 厚生統計

厚生労働行政諸施策の企画及び運営に必要な基礎資料を得るため、国の機関統計をはじめ各種統計調査を実施するとともに、得られた情報の市民等への提供及び保健所が行う様々な施策での活用を図る。

調査名	目的	時期	対象
人口動態調査 (基幹統計)	人口動態統計事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	・ 毎月	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規定」により届け出られた出生、死亡、婚姻・離婚及び死産の全数を対象
国民生活基礎調査 (基幹統計)	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	・ 毎年6月 3年に1回大規模調査実施	国勢調査区から層化無作為抽出した2地区内の全ての世帯及び世帯員
医療施設調査 (基幹統計)	医療施設（病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・ 静態調査 3年ごとの10月 ・ 動態調査 毎月	・ 静態調査：全ての医療施設 ・ 動態調査：医療法に基づき開設・廃止・変更等のあった医療施設
病院報告 (一般統計)	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・ 患者票 毎月	全国の病院及び療養病床を有する診療所

衛生行政報告例 (一般統計)	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得る。	・ 年度報 (毎年 5 月末：前年度実績) ・ 隔年報 (当該年の翌年 2 月末) (隔年報は都道府県対象)	都道府県、指定都市及び中核市 精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査・生活衛生・食品衛生・乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患（難病）関係、狂犬病予防関係
地域保健・健康増進事業報告 (一般統計)	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	・ 年度報 (毎年 6 月末：前年度実績)	全国の保健所及び市区町村 ・ 地域保健事業 母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、衛生教育、職員の配置状況等 ・ 健康増進事業 健康手帳の交付、健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診等
患者調査 (基幹統計)	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	・ 3 年ごとの 10 月 (医療施設静態調査・受療行動調査と同時期に実施)	全国の医療施設から層化無作為により抽出した医療施設（病院約 6,600 施設、一般診療所約 6,000 施設、歯科診療所約 1,300 施設）で、調査日に受療した全ての患者。

		立時及び 4年ごと 変更:必 要時	人法第25条第3 項
⑤	中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績についての評価に対する意見	4年ごと	法第28条
⑥	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	4年ごと	法第30条第2項
⑦	重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	必要時	法第44条第2項
⑧	法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申出	設立時及 び必要時	法第56条第1項 において準用す る第49条第2項

6 那覇市献血推進事業

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、血液思想の普及啓発を図るとともに、各自治会や市内企業への呼びかけの他、本市施設内での献血を実施する等、沖縄県赤十字血液センターと協力し、年間を通して血液を安定的に確保できるよう活動している。

また、本庁自治会等から組織された那覇市献血協力会（平成17年発足）との意見交換の実施や、那覇市献血推進協議会を開催し本市の献血への普及啓発等について協議している。

年度別献血実績

	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
那覇市献血協力会	116 名	113 名	147 名	140 名	126 名	130 名
那覇市職員等	471 名	480 名	505 名	534 名	503 名	436 名
企業・学校等	7,416 名	8,195 名	7,498 名	8,031 名	7,916 名	7,342 名
合 計	8,003 名	8,788 名	8,150 名	8,705 名	8,545 名	7,908 名

Ⅱ 平成 30 年度事業実績

【健康増進課】

Ⅱ 平成 30 年度事業実績

【 健康増進課 】

1 健康づくり関係事業

1) 健康づくり事業

市民の健康づくり 10 年計画である「健康なは 21」の推進を平成 17 年度から平成 26 年度まで実施してきたが、平成 21 年度は、中間見直しを行い、平成 26 年度までの「健康なは 21」後期計画を策定した。生活習慣病対策を中心に、「市民が自己実現に向けて、いきいきと暮らすまち」を目指して、新たに重点プランやライフステージごとの取り組みを設定した。平成 25 年には、国の新たな計画である健康日本 21 (第 2 次) が示された。これを受け、市でも前計画を引き継ぎ、「市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康長寿を実現する。～家庭・職場・地域もあなたの健康応援団～」を理念に掲げ、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、家庭や学校、地域、職場、関係機関・団体等と行政が連携し、社会全体で力を合わせて市民の健康づくりを総合的に推進する「健康なは 21 (第 2 次)」を平成 27 年度に策定。そこで、健康づくりを効果的に実践するために「健康づくり市民会議」が中心となり、市民の主体的な健康づくりの推進に取り組んでいる。

また、24 年度に全ライフステージを通じて、食育の推進等を目的に策定された、「那覇市食育推進計画」については、「健康なは 21 (第 2 次)」を補完しつつ、当該計画の施策に基づき関係課・関係団体と連携して食育を推進している。

(1) 「健康なは 21 (第 2 次)」策定各会議の開催

・保健所運営協議会 (「健康なは 21 (第 2 次)」推進協議会)	1 回
・「健康なは 21」推進幹事会	1 回 (庁内)
・「健康なは 21」推進本部	1 回 (庁内)
・「健康なは 21 (第 2 次)」健康づくり市民会議 栄養・食生活検討会議	1 回
・「健康なは 21 (第 2 次)」健康づくり市民会議	1 回

(2) 「なは健康フェア」の開催 (ひやみかちなはウォークと同日開催)

- ①目的:市民が生活習慣病について理解を深め、自らの健康づくりに取り組むきっかけの機会とする。
- ②対象:一般市民
- ③実施方法:ひやみかちなはウォーク参加団体を中心に「健康相談部会」を開催し、企画・調整・実施後の報告会を行った。(7 月～11 月 計 4 回)
- ④参加団体:日本健康運動指導士沖縄支部、那覇市食生活改善推進協議会、沖縄県栄養士会、那覇地区薬剤師会、那覇市健康づくり推進員協議会、那覇市母子保健推進協議会、全国健康保険協会沖縄支部、沖縄県社会保険協会、沖縄県立看護大学、沖縄県看護協会、J A 沖縄食采館、那覇市立病院、スポーツパレスジスタス那覇、ライオン歯科衛生研究所
- ⑤開催日・場所

日時：平成30年11月11日(日) 10:00～15:00

場所：沖縄セルラーパーク那覇

⑥事務局：健康増進課

⑦実施内容：健康づくり協力店紹介、フードモデル展、血圧測定、体重・体脂肪測定と健康相談、栄養・運動相談、一次救命処置普及教室、新鮮野菜販売等

⑧参加状況：なは健康フェアブース参加者 4,588 人（ウォーキング参加者 4,428 人）

2) 食の環境づくり

外食等の利用機会を通じて、市民が自分に合った望ましい食選択ができる事を目指し、食を通じた健康づくりに取り組む飲食店を「食の健康づくり応援団」として登録し、市民へ周知・啓発することにより、食環境の面から健康増進を図ることを目的に実施。

＜平成30年度 実績＞

ア 食の健康づくり協力店から応援団への移行調査（訪問等）25 店舗

イ 食の環境づくり事業検討委員会 2 回

ウ 広報・周知 なは健康フェア（パネル展示、弁当販売）

エ 食の健康づくり登録店舗数 計 58 店舗

・健康づくり協力店 40 店舗

・食の健康づくり応援団 18 店舗

3) 地域保健ボランティア活動

食生活改善推進員事業

食生活改善推進員(以下：食改)とは、「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、地域において幼児から高齢者まで市民の健康づくり支援を担うボランティア。

食生活改善推進員数：86 人（平成30年度末現在）

◎健康料理教室：食改が中心となって肥満や生活習慣病予防をねらいとした講話と料理教室などを行う。

◎エプロンシアター：食改が中心となって、エプロンシアターを通して、食事をバランスよく食べる大切さや、朝ごはんを食べることの大切さを伝える。

◎食生活展：一般市民を対象とし、健康的な食生活についての意識を高めるために、市役所、各地域の公民館、イベントの際に、パネルやフードモデルの展示を行う。

＜平成30年度活動実績＞

定例会	10 回		
健康料理教室	19 回	参加人数	347 人
エプロンシアター	6 回	参加人数	90 人
生活習慣病予防減塩推進スキルアップ	2 回	参加人数	33 人
生涯骨太クッキング	1 回	参加人数	19 人

おやこ料理教室……………	1 回	参加人数……………	40 人
いきいき健康ヘルスアップ……………	2 回	参加人数……………	452 人
食育プロモーション……………	2 回	参加人数……………	32 人
食生活展……………	6 回	参加人数……………	261 人

4) 歯科保健推進事業

① 目的

歯や口(口腔)は、食べ物を摂取・咀嚼したり、会話や呼吸など、生命の維持や身体活動さらには社会活動にも関わる重要な器官である。

妊婦・乳幼児期から高齢期に至るまで生涯にわたる健康づくりの向上のために、歯科保健に関する現状・課題を分析、歯科保健対策についての施策を検討し、ライフステージごとに効果的なう蝕・歯周病予防についての事業を実施し歯科保健の推進を図る。

今後、生涯にわたる健康づくりの向上を実現するためには、保健・医療・福祉関係の多くの職種との連携が必要不可欠であり、特に医科歯科連携を推進することにより、脳卒中医療連携、糖尿病医療連携、がん医療連携等の構築を図ることで、地域保健医療の向上や疾病予防、健康づくりにつながり、さらには在宅歯科医療の推進、高齢者等における摂食・嚥下障害の予防、歯科感染症対策、健康危機管理にもつながることから、多職種との医療連携を図る。

② 事業実績

ア「歯科保健、口腔機能の維持・向上に関する研修会」 1 回開催

対象：歯科医師、歯科衛生士、行政職員等(参加者 34 人)

内容：天妃小学校におけるフッ化物洗口の実践について

講師：仲里歯科医院 院長 仲里耕治

イ「歯科保健推進会議」 1 回開催

5) 20～30 代生活習慣病予防健診・保健指導事業

①目的：20～30 歳代は、健診の機会が少なく、特定健診の年齢(40 歳以上)に至る前に病気が進行して重症化することがある。国民健康保険加入者以外の 39 歳以下の市民にも、健診を実施し、早期に自分のからだの状態を把握し、生活改善に取り組むことで、将来の糖尿病をはじめとした生活習慣病予防、医療費適正化等に資することを目的に本事業を実施する。

②事業内容：平成 25 年度から事業実施。

ア 対象者：20～39 歳で、地域や職場などでの健診の機会のない人(国民健康保険加入者は、別途健康診査があるため除く。)

イ 健診内容：身長、体重、腹囲、血圧、血液検査(HbA1c、血糖、TG、T-C、HDL、GOT、GPT、 γ -GPT)尿検査(尿蛋白)

健診結果の説明と保健指導：受診者全員に保健師・栄養士が実施

ウ 健診日：火曜日(予約制)、9 時～16 時 30 分(最終受付は 15 時)、1 回 10 人程度

エ 実施場所：那覇市保健所 1 階

オ 健診料金：無料(年度内一人1回)

カ スタッフ体制：医師、臨床検査技師、保健師、栄養士

<平成30年度 実績>

(ア) 実施回数：28回(火曜日)

(イ) 性・年代別受診者数：146名(20代：男性15人/女性26人、30代：男性20人/女性85人)

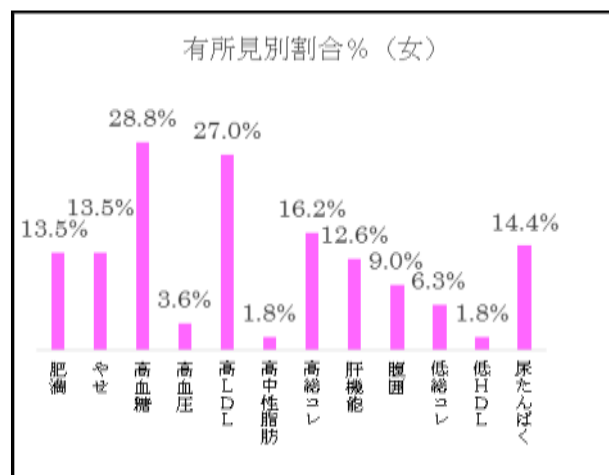
(ウ) 健診結果：

<検査結果判定>

	異常なし		要保健指導		受診勧奨判定			計	%
	人数	%	人数	%	人数	%	うち紹介状発行	人数	%
男性	4	3%	27	18%	4	3%	3	35	24%
女性	33	23%	75	51%	3	2%	2	111	76%
計	37	25%	102	70%	7	5%	5	146	100%

※判定基準は、「標準的な特定健診・保健指導プログラム」(厚生労働省)に準じる。

<所見別結果(複数所見)>



有所見率は女性より男性が高いものの、男女とも、高血糖、高LDL、高総コレステロール、肝機能異常、腹囲など肥満に伴う所見が多い。

6) 地域・職域連携推進事業

①目的：本市の健康課題として、壮中年期の内臓肥満の予防、喫煙と多量飲酒とその習慣化の予防、うつ病予防(自殺予防)等、メンタルヘルスの取組が重要課題となっている。

本市は従業員数50人未満の小規模事業所が7割を占めているが、その健康状態の実態は把握されていない現状にある。生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するために、関係機関が連携して、地域及び職域での健康課題についての情報を共有し、職場が自らの健康課題に気づき、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援していく。(地域・職域連携推進事業実施要綱(厚生労働省健康局通知)に基づき実施。)

②実施内容

ア 連携協議の場の設置

「地域・職域連携推進会議」を開催。関係者間での連携協議を行う。(年1回)

イ 職場の健康づくり情報の周知・啓発事業

職場内に掲示できる健康づくり啓発チラシ・ポスターの配布。

ウ 小規模事業所への訪問活動

従業員数が 50 人未満の小規模事業所を個別訪問し、職場の実態把握や職場でできる健康づくり等の情報提供、必要時、関係機関への紹介等を行う。

選定方法：平成 26 年度～29 年度に職場で健康づくり活動を実践した事業所へ訪問を実施（「頑張る職場の健康チャレンジ」実践の事業所）

結果：過去に職場での健康づくり活動に取り組んだ事業所の約 9 割が助成終了後も職場での健康づくりの取り組みを継続しており、職場内での健康づくり活動に対する助成金や進捗支援が職場内で健康づくりを始めるきっかけとして有効であることがわかった。

7) 職場が主体的に取り組む健康づくり支援事業（沖縄振興特別推進交付金活用）

①目的：各職場が主体的に健康づくりに取り組めるよう、職場の健康づくりの機運づくりや環境づくりなどを支援し、働き盛り世代の健康維持、回復ひいては、長寿復活、社会保障の安定化を図る。

②対象：那覇市の中小事業所（従業員 5 人以上 99 人未満）

③事業内容：

ア 「職場における健康づくりメニューブック」の情報更新

イ 補助事業の実施

補助事業名：「頑張る職場の健康チャレンジ」助成事業

助成金：10 万円助成・・・10 事業所

4 月 公募（補助事業の周知、公募説明会の実施）

5 月 審査委員会の開催、助成事業所の決定

6～12 月 健康づくりの実践（取り組み支援）

10 月 取り組み状況の中間報告（ホームページ掲載）

8 月・11 月・2 月 ニュースレター発行

2 月 実践報告会、認証証の授与

8) 慢性腎臓病（CKD）予防啓発事業

①目的：CKDの発症、進展には、生活習慣病（糖尿病、高血圧、脂質異常症、メタボリックシンドロームなど）が大きく関わっており、生活習慣の改善により予防可能な疾患であるが、そのことの認知度は低い。CKD等について周知啓発し、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に透析患者会の協力を得て、地域住民への啓発を実施している。

②講演会 実績：①地域 5 回（124 人）、②職域 6 回（325 人） 計 11 回（449 人）

講話内容：①CKDを含む生活習慣病についての情報

②透析に至った経過・病気に罹ったらどうなるか（体験談）

③重症化しないためにどうするか（自分でできること）

④生活習慣病の早期発見のための健診制度の情報提供等

※講演会は透析患者会（沖縄県腎臓協議会）に委託

9) たばこ対策促進事業

たばこの害に関する啓発、若い世代が禁煙しない支援、禁煙の支援、妊娠・授乳中の喫煙防止、未成年者の喫煙防止等に取り組み、市民を喫煙の健康被害から守ることを目的に実施。

(実施状況)

- ア 出前講座の実施：高校1校40人、専門学校1校145人
- イ 禁煙週間（5/31～6/6）保健所において、パネル展示を実施
- ウ たばこ対策関係者研修会：1回17人

10) 健康長寿ゆいまーるモデル事業（沖縄振興特別推進交付金活用）

- ①目的：那覇市の健康課題は、働き盛り世代の肥満が起因する糖尿病や高血圧等生活習慣病の増加があり、この背景には「内臓肥満」「喫煙」「多量飲酒とその習慣化」があげられる。また、若い世代でも、同様の傾向がある。

これらの世代は、健康づくりに取り組むための経済力や関心の低さ等から、健康づくりが進んでいない状況がある。また、健康づくりは、個人の取り組みだけでは限界があることから、市民を中心に、家庭・企業・地域、医療・保健・福祉などの関係団体の支援が必要であり、お互いが連携して取り組むことが重要である。

そのため、この世代が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域・職場・学校での健康づくりの機運や環境づくりなどを支援することで、市民総がかりによる健康づくりを目指す。

- ②事業概要：健康寿命の延伸と早世予防を図ることを目的として、生活習慣病のリスクの高い青壮年期の健康意識の向上、行動変容につなげるための事業を実施する。

新規に「健康づくり市民会議」を設置し、その市民会議に加入する団体が健康づくりを実践するためのアクションプランの策定支援及び進捗状況管理などを通して、職場、各種学校、地域と連携し、実効性のある健康づくり事業を実施し、効果を検証する。

- ③事業結果：ア「講師派遣連携事業（参加団体向け講師派遣）」：4回開催

イ 参加団体連携事業：2団体（7店舗）にて野菜摂取の啓発

ウ 健康づくり啓発媒体制作

（ア）ポスター（いろいろうちあたい）

（イ）公用車マグネット

（ウ）教育パネル

（エ）動画（2本：野菜摂取・適正飲酒）

エ 健康づくり周知・広報活動

（ア）「健康なは21（第2次）」公式ホームページの充実

（イ）健康づくり動画放映（市内 大型ビジョン等）

オ 参加団体が取り組む健康づくり実践支援

（ア）参加団体数：39団体

（イ）参加団体職員向け及び市民向け健康づくりアクションプランの作成支援

（ウ）参加団体アクションプランの進捗管理、ヒアリングの実施

2 健康増進事業

生活習慣病の予防とがんの早期発見、早期治療を図るとともに、市民の老後における健康の保持と適正な医療の確保が求められている。本市では平成20年4月1日より健康増進法が施行されたことに伴い、職場等で受診機会のない市民を対象に、20歳以上・偶数年齢の女性に子宮頸がん検診、40歳以上・偶数年齢の女性に乳がん検診、30・36歳の女性に乳がんエコー検診、40歳以上の男女に胃がん検診・大腸がん検診・肺がん結核検診を実施している。

また、40歳以上の生活保護受給者に対して特定健診と同じ検査項目である一般健康診査を実施している。

1) 健康診査

健康診査は、がん、脳卒中、心臓病など生活習慣病を予防する対象の一環として、疾病の早期発見を図るために、これらの疾病の疑いのある者、又は危険因子を持つ者をスクリーニングするとともに、医療を要するものの発見だけでなく、健康診査の結果、必要な者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行うことによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るためのものである。

また、女性特有のがん検診を促進するため、子宮頸がん検診対象者で20歳の方、乳がん検診対象者で40歳の方および30・36歳の方に検診料が無料となる「クーポン券」を発行している。さらに40歳以上60歳までの5歳ごとの年齢を対象とした肝炎ウイルス無料検診の個別勧奨事業も実施している。

・一般健康診査 40歳以上生活保護受給者(集団・個別健診)

・歯周病検診 40・50・60・70歳

・がん検診: 胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診 . . . 40歳以上の男女(集団・個別検診)

子宮頸がん検診 20歳以上・偶数年齢の女性(集団・個別検診)

※無料クーポン券の対象者は、20歳の女性

乳がん検診 40歳以上・偶数年齢の女性(集団・個別検診)

※無料クーポン券対象者(マンモグラフィ40歳、エコー30・36歳)女性

・肝炎ウイルス検診 40歳以上。40・45・50・55・60歳は個別勧奨。

① 一般健康診査

平成 30 年度(単位:人)

年齢別	受 診 者 数			指導区分別実人員(訪問基本分は除く)			
	健康診査	訪問 健康診査	介護家族 訪問健康 診査	情報提供	動機付け 支援	積極的 支援	受診勧奨
40～49 歳	98	0	0	33	14	15	36
50～59 歳	141	0	0	56	8	18	59
60～64 歳	99	0	0	51	1	9	38
65～69 歳	139	0	0	51	20	0	68
70 歳以上	348	0	0	151	34	0	1
計	825	0	0	342	77	42	364

② 歯周病検診

平成 30 年度(単位:人)

	受 診 者 数	異 常 な し	要 指 導	要 精 査
40 歳	25	11	7	7
50 歳	27	3	13	11
60 歳	12	2	8	2
70 歳	13	2	4	7
計	77	18	32	27

③ 各種がん検診

平成 30 年度(単位:人)

A 胃がん検診	受 診 者	要精密検査
40～44 歳	875	62
45～49 歳	921	67
50～54 歳	884	57
55～59 歳	1,050	78
60～64 歳	1,426	105
65～69 歳	2,507	201
70～74 歳	1,799	120
75 歳以上	3,359	298
計	12,821	988

B 大腸がん検診	受 診 者	要精密検査
40～44 歳	1,202	67
45～49 歳	1,205	74
50～54 歳	1,218	91
55～59 歳	1,449	91
60～64 歳	2,057	137
65～69 歳	3,937	302
70～74 歳	2,781	207
75 歳以上	5,252	531
計	19,101	1,500

C 肺がん 結核検診	受 診 者	要精密検査
40～44 歳	1, 118	19
45～49 歳	1, 171	24
50～54 歳	1, 172	21
55～59 歳	1, 390	42
60～64 歳	1, 956	78
65～69 歳	3, 584	181
70～74 歳	2, 7141	142
75 歳以上	5, 272	368
計	18, 404	875

B 肝炎検診	受 診 者	受診勧奨
40～44 歳	340	8
45～49 歳	242	4
50～54 歳	247	6
55～59 歳	200	6
60～64 歳	256	13
65 歳以上	22	1
計	1, 307	38

D 乳がん検診	受 診 者	要精密検査
30 歳	304	11
36 歳	439	23
40～44 歳	1, 218	116
45～49 歳	462	58
50～54 歳	734	71
55～59 歳	437	35
60～64 歳	899	61
65～69 歳	946	61
70～74 歳	811	69
75 歳以上	980	66
計	7, 230	571

E 子宮頸がん 検診	受 診 者	要精密検査
20～24 歳	389	26
25～29 歳	325	22
30～34 歳	782	58
35～39 歳	608	35
40～44 歳	886	31
45～49 歳	503	19
50～54 歳	830	23
55～59 歳	477	0
60～64 歳	963	14
65～69 歳	983	9
70～74 歳	856	9
75 歳以上	945	15
計	8, 547	261

各種がん検診(精密検査の状況)

平成 29 年度(単位:人)

A 胃がん検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44 歳	980	87	7	2	1	40
45～49 歳	1, 010	67	2	0	0	34
50～54 歳	933	54	5	2	0	22
55～59 歳	1, 028	67	7	0	0	30
60～64 歳	1, 482	103	6	0	0	61
65～69 歳	2, 675	194	12	0	0	94
70～74 歳	1, 762	127	8	4	0	73
75 歳以上	3, 273	249	11	10	7	143
計	13, 143	948	58	18	8	497

B 大腸がん 検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44 歳	1, 236	90	29	1	0	24
45～49 歳	1, 268	93	24	0	1	26
50～54 歳	1, 243	71	14	1	0	26
55～59 歳	1, 435	115	25	4	0	34
60～64 歳	2, 134	140	35	7	1	53
65～69 歳	3, 991	324	80	6	2	139
70～74 歳	2, 711	241	47	7	1	122
75 歳以上	5, 087	589	134	10	2	247
計	19, 105	1, 663	388	36	7	671

C 肺がん 結核検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44 歳	1, 208	25	9	1	1	9
45～49 歳	1, 261	22	10	0	1	3
50～54 歳	1, 222	26	6	0	1	10
55～59 歳	1, 389	38	11	0	1	14
60～64 歳	2, 047	68	25	0	1	28
65～69 歳	3, 767	160	40	2	5	70
70～74 歳	2, 714	129	27	2	2	57
75 歳以上	5, 145	291	57	2	7	147
計	18, 753	759	185	7	19	338

D 乳がん 検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
30 歳	366	13	2	0	1	7
36 歳	433	15	3	0	0	11
40～44 歳	1, 226	137	53	2	2	67
45～49 歳	458	48	15	3	0	21
50～54 歳	716	70	21	2	2	36
55～59 歳	462	36	11	0	0	19
60～64 歳	883	66	37	7	0	17
65～69 歳	1, 016	80	39	2	2	32
70～74 歳	844	78	34	4	4	30
75 歳以上	1, 033	82	30	7	3	34
計	7, 437	625	245	27	14	274

E 子宮頸がん 検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
20～24 歳	292	17	4	0	0	8
25～29 歳	360	31	15	0	1	15
30～34 歳	841	53	16	2	1	22
35～39 歳	636	33	10	0	0	19
40～44 歳	933	43	12	0	1	20
45～49 歳	531	19	5	0	0	8
50～54 歳	814	13	4	0	1	7
55～59 歳	536	12	1	0	2	8
60～64 歳	931	17	2	1	0	9
65～69 歳	1,084	18	7	3	0	5
70～74 歳	910	6	2	1	0	1
75 歳以上	971	18	4	0	3	8
計	8,839	280	82	7	9	130

2) 健康教育

健康増進法第 17 条の第 1 項に基づき、集団健康教育を実施している。平成 30 年度の実績については、以下のとおりである。

集団健康教育

(平成 30 年度)

教室及び講演会	実施回数	受講者数	内 容
地 域 健 康 教 室	12 回	160 人	保健師等が地域に出向き、生活習慣病予防や健康づくりに関する講話を行う。

※受講者数は、40 歳～64 歳

3) 健康相談及び栄養相談

市民を対象とし、保健師、栄養士が健康に関する個別相談に応じ正しい知識や生活習慣病予防など必要な指導、助言を行う。

<平成 30 年度 実績>

	人員(延)
電話・来所相談	40 人

※相談人員は、40 歳～64 歳

4) 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して健康問題を総合的に把握し、必要な指導を行ない、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。

担当者:保健師（地域保健課）、栄養士（健康増進課）等

<平成 30 年度 実績>

実人員	延人員
3	5

※相談人員は、40 歳～64 歳

3 予防接種

医学、医療技術が特段に進歩した今日でも、全ての病原体に有効な薬はなく、ひとたび流行すると死に至ったり、命は取り留めたとしても後遺症で悩まされる感染症も多く存在するため、ワクチンで防げる病気はワクチンで予防するという考えは依然として重要である。

平成 25 年度における成人を中心に国内で大流行した風しん患者の大半は、ワクチンを全く接種していない者や接種回数が不足している者だと言われている。

麻疹（はしか）と風しんの両方とも防ぐことができるMRワクチンの重要性について「はしか0プロジェクト」とも連携して広く市民へ周知を行い、より多くの対象の子どもへ接種の機会を与えることが麻疹・風しん対策の重要課題といえる。

感染症のまん延防止と感染予防のため、予防接種法に基づき以下のとおり予防接種を実施し、対象者には個別に通知を送っている。また、接種の機会をより多く確保し、被接種者の利便性を図ることで接種率を向上させるため、個別に医療機関において予防接種が受けられるようにしている。

予防接種に関する法律も度々改正され、平成 25 年度まで任意接種だった水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン接種が平成 26 年 10 月から定期接種化され、平成 28 年 10 月にはB型肝炎ワクチンが定期接種化されるなど年々複雑多様化している。

予 防 接 種 の 受 け 方 及 び 実 施 状 況

(平成 30 年度)

種 類	予防接種を受ける年齢	時期と料金	予防接種を受ける回数	対象者数(人)	接種者人数(人)	実施率(%)
IPV (不活化ポリオ) * 1	3 ヶ月～ 7 歳半未満	通 年 無 料	1 期初回 : 3 回 1 期追加 : 1 回	—	延 98	—

4種混合 (DPT-IPV)	3ヵ月～ 7歳半未満	通 年 無 料	1 期初回：3 回 1 期追加：1 回	延 11, 535	延 10, 986	95. 24
D (ジフテリア) T (破傷風)	11 歳～13 歳未満	通 年 無 料	1 回	3, 309	2, 439	73. 71
MR1 期 (麻しん・ 風しん)	1 歳～2 歳未満	通 年 無 料	1 回	3, 036	2, 958	97. 43
MR2 期 (麻しん・ 風しん)	小学校 就学前の 1 年間	通 年 無 料	1 回	3, 352	3, 192	95. 32
日本脳炎 * 2	(1 期) 6 ヲ月～7 歳半未満	通 年 1 回 1, 000 円	1 期初回：2 回 1 期追加：1 回	—	延 13, 849	—
	(2 期) 9 歳～13 歳未満	※生保受給 者等は無料	2 期：1 回			
結核 (BCG)	1 歳未満	通 年 無 料	1 回	2, 932	2, 556	87. 18
ヒブ	2 ヲ月～5 歳未満	通 年 無 料	原則として 1 歳未満：3 回 3 回目終了後7 ヲ月 以上あけて：1 回	2, 878	2, 751	95. 59
小児用 肺炎球菌	2 ヲ月～5 歳未満	通 年 無 料	原則として 1 歳未満：3 回 1 歳以降：1 回	2, 878	2, 755	95. 73
子宮頸がん * 3	12 歳になる年度初日 ～ 16 歳になる年度末の 女子	通 年 無 料	3 回	8, 154	9	0. 11
水痘	1 歳～3 歳未満	通 年 無 料	2 回	5, 368	4, 549	84. 74
B型肝炎 * 4	1 歳未満	通 年 無 料	3 回	2, 878	2, 774	96. 39

高齢者肺炎球菌ワクチン	①65歳～100歳で5の 倍数の年齢 ②60歳～64歳の障害 者1級に相当する者	通 年 1 回 4,000 円 ※生保受給 者等は無料	1 回	14,877	5,976	40.17
高齢者インフルエンザ	①65歳以上 ②60～64歳の障害者 1級に相当する者	10月～1月 1 回 1,000 円 ※生保受給 者等は無料	1 回	73,634	38,742	52.61

- * 1 不活化ポリオワクチンは平成24年度の9月から導入。これまでの生ポリオワクチンとは接種回数が相違するため、接種者人数のみの報告とする。
- * 2 平成17年からの積極的接種勧奨の中断により対象年齢が大幅に拡大(特例対象者)しており、接種対象者多数のため接種者人数のみの報告とする。
- * 3 子宮頸がんワクチンの接種率低迷は、国からの勧告による積極的勧奨(通知)中止の影響のため。
- * 4 平成28年10月定期接種化。

4 栄養改善事業

1) 給食施設等指導事業

健康増進法に基づき給食施設に対し、栄養管理及び衛生管理について巡回指導を行うとともに、給食施設管理者及び従事者の資質の向上を図るための研修会を実施する。また、食品表示法及び健康増進法に基づき、保健分野に係る栄養成分表示や虚偽誇大広告の禁止についての表示に対し助言、指導を行う。

給食施設指導実施数

平成30年度	特定給食施設	その他の給食施設	計
給食施設指導延実施数	149	107	256

特定給食施設：特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設（健康増進法第20条第1項 健康増進法施行規則第5条）

栄養表示指導

平成30年度	件数	延べ件数
栄養成分表示	28	30
虚偽誇大表示	1	1
その他（該当なし、管轄外）	0	0
計	29	31

2) 栄養士・管理栄養士免許進達事務

栄養士法に基づき栄養士、管理栄養士免許の交付申請に係る事務を行う。

(申請、名簿訂正・書換え、再交付合計件数)

平成30年度：栄養士免許14件、管理栄養士免許21件

5 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成18年3月7日施行)に基づき、認定の申請及び救済給付の請求に係る相談・受付を行う。

平成30年度の実績

(1) 石綿健康被害相談

	平成30年度
件数(件)	0

(2) 「石綿による健康被害救済給付」申請手続き受付業務(指定疾病別)

	中皮腫	石綿による 肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚
平成30年度	0	0	0	0

Ⅱ 平成 30 年度事業実績

【地域保健課】

【 地域保健課 】

1 母子保健

1) 母子保健の概要

地域保健課では、「すべての親と子がいいきと健やかな生活ができる」という「健やか親子なは2015」(母子保健計画)の基本理念に基づいて、妊婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育、親子健康手帳交付、母子保健地域活動事業等を実施している。(平成27年度からの10年計画を推進するため、附属機関である「母子保健推進協議会」や連携会議を行った。)

「健やか親子なは2015」は、次の4点を基本目標とし、基本目標ごとに具体的目標を掲げ、市民・関係機関・行政等の各取り組みを計画している。

基本目標1 安心、安全な妊娠・出産・育児ができる。

基本目標2 乳幼児から規則正しい生活習慣を身につけ、親も子も健やかに成長し、笑顔で生活できる。

基本目標3 地域に守られながら、こども自らこころとからだの健康を考え行動できる力がつく。

基本目標4 親が心にゆとりを持ち子育てできる。

2) 母子医療給付

(1) 未熟児養育医療費事業

法的根拠：母子保健法第20条

目 的：身体の発育が未熟のまま出生した乳児（出生体重2,000g以下、または生活能力が特に薄弱等）で医師が入院養育を必要と認めた者が給付対象。給付対象者の医療費の一部を公費負担することにより保護者の経済的負担の軽減を行う。医療費は、世帯の所得税額等に応じて一部自己負担があるが、自己負担金はこども医療費助成金の給付対象である。

平成30年度 新規給付決定件数（出生体重別）

出生時の体重	1,000g以下	1,001g～1,500g	1,501g～2,000g	2,001g～2,500g	2,501g以上	合計
	14名	12名	38名	9名	2名	75名

平成30年度 出生時の在胎週数

新規給付						
決定実人員名	20～23週	24～27週	28～31週	32～35週	36～39週	40～44週
	0名	10名	20名	31名	14名	0名

(2) 自立支援医療（育成医療）事業

法的根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項に基づく自立支援医療

目的：身体に障害のある児童に対し、手術などの治療で比較的短期間にその障害の除去あるいは軽減が期待できる場合に、治療費を公費負担する制度である。指定医療機関において医療を現物給付し、「世帯」の所得に応じ一部自己負担がある。給付期間は概ね3ヶ月以内(90日まで)とする。移送費や補装具等の支給もある。

対象者：18歳未満の児童

【給付状況】

	平成30年度
申請件数	213件
給付件数	191件
扶助費総額	17,372,068

【障害別給付状況】

		平成 30 年度
視 覚 障 害		1
聴覚・平衡機能障害		3
音声・言語・そしゃく機能障害		60
肢 体 不 自 由		52
内臓 障害	心 臓	12
	腎 臓	1
	小 腸	2
	肝 臓	0
	その他	60
免 疫 機 能 障 害		0
計		191

(3) 小児慢性特定疾病医療費事業

法的根拠：児童福祉法第19条の2

目的：長期にわたり療養を要する児童等の健全な育成のため、国が指定した疾患について医療費の助成を行うことにより患者家族の経済的負担の軽減を図り、適切な医療を受けられるようにする。※医療費は、世帯の所得税額等に応じて、一部自己負担がある。

対象：18歳未満（継続の場合は20歳になる誕生日の前日まで）

【小児慢性特定疾病給付状況】

※各年度末時点の件数

分類名	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
悪性新生物	47	60	58	59
慢性腎疾患	49	57	54	45
慢性呼吸器疾患	44	42	43	40
慢性心疾患	100	105	109	114
内分泌疾患	194	188	192	189
膠原病	8	8	9	8
糖尿病	21	22	21	26
先天性代謝異常	21	21	14	10
血液疾患	10	11	11	12
免疫疾患	5	6	1	1
神経・筋疾患	38	40	46	49
慢性消化器疾患	7	15	19	19
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	5	5	7	5
皮膚疾患	0	0	1	2
骨系統疾患	－	－	－	4
脈管系疾患	－	－	－	1
合 計	549	580	585	584

(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

法的根拠：少子化社会対策基本法第 13 条、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

目 的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1 回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 者：法律上婚姻している夫婦で、次の要件すべてに該当する方

- ・当該申請に係る治療開始時点での妻の年齢が 43 歳未満であること
- ・特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に判断されたもの
- ・夫婦の双方又は一方が那覇市内に居住していること
- ・夫婦の前年の所得（1 月から 5 月までの申請については前々年の所得）の合計額の合計が 730 万円未満であること
- ・指定医療機関において、特定不妊治療を受けたこと

助成内容：医療保険の適応外である特定不妊治療費の一部を助成する。一夫婦に対し、1 回の治療につき、上限 15 万円（初回申請の場合は 30 万円・治療内容によっては、7 万 5 千円）を助成する。助成回数は、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が、40 歳未満のときは 43 歳になるまでに通算 6 回、40 歳以上 43 歳未満の時は 43 歳になるまでに通算 3

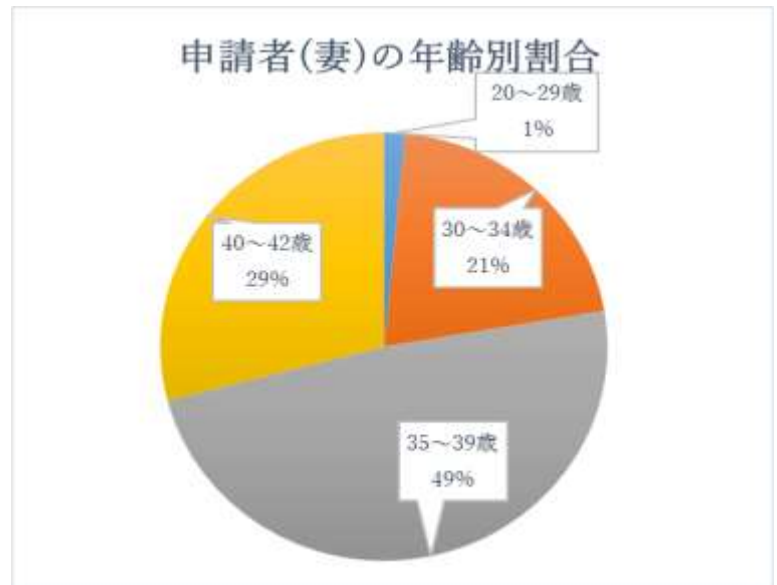
回までとする。特定不妊治療のうち精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は、上記の他、1回の治療につき15万円（初回申請の場合は30万円）まで助成する。（ただし、治療区分Cの治療を除く）

特定不妊治療費助成状況

	申請件数	助成件数
平成30年度	327	327

申請者(妻)の年齢別申請件数

妻年齢	申請件数
20～29歳	5
30～34歳	68
35～39歳	159
40～42歳	95
計	327



3) 健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

法的根拠：母子保健法 第13条

目的：妊婦に対し健康診査を行うことにより、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病及び心身障害児等の異常を早期に発見するとともに、その結果に基づき適切な治療や対策を講じ、妊婦の健康の保持及び増進を図る。また、妊婦の健康診査にかかる費用を公費負担し、経済的負担の軽減を図ることによって、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

対象者：那覇市に住所を有する妊婦

内容：母子（親子）健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行う。本県以外で妊娠の届出をした妊婦が転入してきた場合は転入日における妊娠週数に応じ受診票を交付する。助成対象となる妊婦健康診査の回数は14回とする。

検査項目は、各回によって異なるが、問診及び診察・梅毒血清反応検査・血液検査・各種抗体検査・血圧測定・尿化学検査・子宮頸がん検査・超音波検査、HTLV-1抗体検査、クラミジア抗原検査を実施。

実施は市長が委託契約を締結した医療機関又は助産所が行い、利用された受診票の委託料を本市が委託医療機関などに支払う。また委託医療機関は妊婦健康診査の結果、何らかの異常が認められた場合は必要に応じ専門機関における受診勧奨を行う。

実施状況：受診延べ人員

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
39,684人	39,528人	38,149人	36,986人	34,883人

(2) 乳児一般健康診査

法的根拠：母子保健法 第13条

目 的：乳児期は生涯を通じて、発育の最も速やかな時期であり、発育・発達の異常の早期発見及び発達に関連する養育状況、家庭環境にも留意する必要がある大きい時期である。疾病及び異常を早期発見し、健全な発育・発達を促すために栄養(母乳・離乳含め)、育児、予防接種、生活に関すること等総合的な指導助言を行い、もって乳児の健康の保持増進を図る。

対 象：生後3～4ヶ月の児(前期)及び9～10ヶ月の児(後期) にそれぞれ1回実施している。

内 容：① 一般健康診査

問診・身体計測・貧血検査(後期のみ)・内科診察・発達観察・保健相談・栄養相談・歯みがき指導(後期のみ)

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

(3) 1歳6ヶ月児健康診査

法的根拠：母子保健法 第12条

目 的：1歳6ヶ月児は幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる時期である。運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅延等障害をもった小児を早期に発見し、適切な指導や療育の援助を行ない、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養、食生活及び育児に関する指導、助言を行い育児不安の解消、幼児の健康の保持増進を図る。

対 象：1歳8ヶ月児

内 容：① 一般健康診査

問診・身体計測・貧血検査・内科診察・発達観察・歯科診察・歯科相談(フッ素塗布含む)・保健相談・栄養相談・心理相談(子育て相談)

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

(4) 3歳児健康診査

法的根拠：母子保健法 第12条

目 的：幼児期において幼児の健康・発達の個人的差異が比較的明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼす3歳児に対して健康診査を行ない、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関すること等総合的な指導助言を行い、もって幼児の健康の保持増進を図る。

対 象：3歳6～7ヶ月児

内 容：① 一般健康診査

問診・身体計測・尿検査(蛋白・糖)・内科診察・発達観察・歯科診察・歯科相談(フッ素塗布含む)・保健相談・栄養相談・心理相談(子育て相談)

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

乳幼児健康診査実施状況：平成30年度実績（平成31年3月末現在）

単位：人・%

		乳幼児健康診査			
		乳児前期健診	乳児後期健診	1歳6ヶ月児健診	3歳児健診
対象者数		3,118	3,130	3,313	3,309
受診数 [受診率]		2,826 [90.6]	2,822 [90.2]	2,949 [89.0]	2,885 [87.2]
異常なし [率]		2,316 [82.0]	1,932 [68.5]	1,833 [62.2]	2,306 [79.9]
要相談		79	457	613	86
要経過観察		75	86	200	69
現在観察中		59	63	73	103
現在治療中		49	33	70	72
要治療		4	3	30	5
要精密検査		244	248	130	244
精 査 結 果	受診済み [率]	193 [86.5]	178 [64.0]	75 [45.5]	106 [45.3]
	異常なし [率]	131 [58.7]	44 [15.8]	22 [13.3]	35 [15.0]
	要経過観察	45	64	40	50
	要医療	17	70	13	21

4) 母子保健相談指導事業

(1) 電話や来所による相談

法的根拠：母子保健法第9条(知識の普及)、第10条(保健指導)

目 的：母性又は乳幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

対 象 者：那覇市に住所を有する妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等、またその家族

内 容：子どもの発育や発達、母子保健に関する相談に、電話や来所などで対応し、必要時関係機関の紹介などを行う。

実施状況：平成30年度 相談実績 延べ11,969件（平成29年度 11,139件）

(2) のびのび相談(発達相談)

法的根拠：母子保健法第9条・第10条、発達障害者支援法第5条・第6条

目 的：乳幼児健診等から、精神発達において経過をみる必要のある児や、発達に関して不安や悩みを持つ保護者に対して、個別の相談(発達検査を含む)を行うことで、精神発達における有所見の早期発見に努め、早期療育へつなげるとともに、保護者の不安や悩みに対する支援を行い、もって母子保健の向上を図る。

対 象 者：未就学児とその保護者

- ① 言葉の遅れ等、精神発達において経過をみる必要がある児と保護者
- ② 児の精神発達に対して不安を持つ保護者
- ③ 育児不安や育てにくさ等悩みを持つ保護者

内 容：乳幼児健診等において、精神発達面で継続的な相談を必要とする児、児の精神発達や子育てに不安を持つ保護者等を対象に、個別の相談を行う。

実施状況：平成30年度実績

- ・実施32回
- ・相談実施実人員：70人 延べ人員：71人
- ・相談理由(重複あり)：言葉の理解や有意語について41件、行動面(かんしゃく、落ち着き、切り替え等)に関すること22件、その他(人見知り、こだわり等)8件
- ・相談後の処遇：すくすく教室16件、保健師フォロー33件、療育センターへ16件、医療機関受診4件、再相談1件、終了1件

(3) すくすく教室(親子教室)

法的根拠：母子保健法第9条・10条、発達障害者支援法第5条・第6条

目 的：乳幼児の発達や育児についての不安を保護者と共有し、その不安軽減を図ることと、設定保育や自由遊びを通して子供の様子を保護者と観察・共有し、小集団相談指導として親子教室を実施する。必要時、医療機関、個別相談、療育センター等を紹介し、発達障害等の早期発見や早期療育の一助とし、よりよい親子関係が保たれるように支援することで更なる母子保健の向上を図る。

対 象 者：年齢 おおむね2歳児

(保護者の受容及び信頼関係の構築により2歳前でも可能。また特例として、3歳前半も考慮する。)

- ① 1歳6ヶ月児健康診査の受診者で、言語発達、情緒発達、生活習慣の自立や社会性の発達が気になる子どもと保護者
- ② 1歳6ヶ月児健康診査の受診者で、保護者の関りかたの不十分さ、育児のしづらさや親子関係の弱さも子どもの発達の遅れに関与していると思われる子どもと保護者
- ③ 電話相談、来所相談等(自発、関係機関含む)から必要と思われる子どもと保護者

内 容：設定保育や自由遊びを通して子供の様子を保護者と観察・共有し、小集団相談指導を行う。

実施状況：平成30年度実績

- ・実施回数24回(対象児一人あたり5回まで親子で継続利用可)

- ・新規参加 55 組、継続参加 19 組 計 74 組 延べ 201 組
- ・紹介経路：のびのび相談より 16 件、1 歳 6 ヶ月児健診より 43 件、
保健師支援より 8 件、関係機関より 2 件、自発 2 件、その他 3 件
- ・教室終了後の処遇：療育センター 20 件、
保健師フォロー(家庭環境調整、保育所入所等) 40 件、
のびのび相談 5 件、転出 1 件、その他 2 件、医療機関 3 件

(4) かみかみ講演会

妊婦や乳幼児をもつ保護者を対象に、歯科医師による「乳幼児期の食べる機能の発達やう歯予防について」の講演とワークショップを通して、児の健やかな歯科状態を保つことや児の発育に応じた食事形態を進めていくことを学び、乳幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

平成 30 年度実績 ・実施回数 3 回 ・受講人数 98 人

(5) 母子(親子)健康手帳交付

法的根拠：母子保健法第 15 条(妊娠の届出)、第 16 条(母子健康手帳)に基づき実施

目 的：妊婦に対し母子(親子)健康手帳交付、全員保健指導を行うことにより、妊婦自身が自ら考え健康管理が行え、妊婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、妊娠・出産・育児期を通して親子が心身ともに健やかに過ごすことができることを目的とする。

実 績：①平成 30 年度 交付数： 3,221 件(多胎、再交付を含む)

妊娠届出をした者の週数別交付状況

年度	母子健康手帳 交付数	妊娠届出をした者の数						
		11 週以内	12～19 週	20～27 週	28 週から分 娩まで	分娩後	週数不明	計
H30 年度	3,221	2,660	263	24	16	1	42	3,006
%		88.4%	8.7%	0.7%	0.5%	0.1%	1.3%	100%

(6) 離乳食教室

妊婦や乳児をもつ保護者等を対象に、乳汁栄養から離乳食へ適切な開始時期や進め方、形態、摂食行動について保健師・栄養士による講話等を行い、児の生涯にわたる好ましい食生活の基礎を形成させていくこと目的とし実施する。

平成 30 年度実績

離乳食前期「ごっくん教室」5 回 256 人 離乳食中後期「もぐもぐ教室」11 回 152 人

(7) 妊産婦栄養相談

妊娠中及び授乳期の食生活の改善を目的に生涯を通じた食の基礎を作るよう、個別の相談に応じて栄養士による指導及び助言を行う

平成 30 年度実績 来所 26 人 電話 71 人 訪問 4 人 計 101 人

(8) 助産師等による妊産婦・新生児等の訪問指導等

妊産婦及び生後3ヶ月未満の乳児を対象に、嘱託助産師が母子の健康の保持及び増進を図ることを目的に訪問指導等を行っている。

平成30年度実績

訪問世帯数	妊産婦訪問件数(延)	新生児・乳児訪問件数(延)
1,033	1,033 (1,062)	1,051 (1,081)

(9) 訪問指導

法的根拠：母子保健法第10条(保健指導)、第11条(新生児の訪問指導)、第17条(妊産婦の訪問指導等)

目的：妊産婦若しくはその配偶者及び乳幼児の保護者に対して、保健師が妊娠・出産又は育児に関して相談に応じ、必要な保健指導や助言を行い、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。

対象者：那覇市に住所を有する妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等、またその家族

実施状況：平成30年度実績

年度	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		合計	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
29	75	102	218	425	33	51	38	59	96	162	203	275	59	104	722	1,178
30	138	242	299	505	73	129	44	59	163	243	217	312	66	114	1,000	1,604

※その他内訳：学童、障がい児、障がいがある養育者など

(10) 未熟児交流会

法的根拠：母子保健法18条及び19条、那覇市母子保健相談訪問指導事業

目的：未熟児の育児は、医療上のリスクをはじめ長期の親子の分離により育児不安が大きい傾向があることから、同じ経験をもつ保護者同士が交流し、学習の機会を持つことにより、孤立した育児を防ぎ、育児不安の軽減並びに主体的に育児に取り組むことができるよう支援することを目的とし実施する。

対象：未熟児養育医療受給対象児とその保護者

内容：ベビーマッサージについての講話及び実践指導(助産師)

参加者交流会

実施状況：未熟児交流会参加状況

年度	回数	参加者数
平成30年度	1	16名

(11) 地域での健康教育

法的根拠：母子保健法第9条(知識の普及)、第10条(保健指導)、健やか親子なは推進事業

内 容：乳幼児の発育・発達に関すること、子育てに関すること、思春期保健に関することなどを地域や学校と連携し健康教育を行っている。

実施状況：平成30年度実績

年度	思春期教育	子育てに関すること	その他	合計	対象者数 (延)
H29	25	1	0	26	4,057
H30	28	6	0	34	4,703

(12) 那覇市低体重児届出事務

法的根拠：母子保健法第18条

目 的：低体重児は、生活環境や病気の予防等配慮を要するため、必要に応じて保健師等の支援につなげる必要がある。そのため、低体重児の把握後、地区保健師や助産師へスムーズにつなぐために必要な事項を定めることを目的とする。

対 象：市で生活している体重が2,500グラム未満の乳児

内 容：低体重児の届け出で把握後、地区保健師や助産師訪問で養育指導を実施している。

(那覇市の現状)

那覇市	出生数(人)	2,500g未満	2,500g未満の割合	沖縄県 (2,500g未満の割合)	全国 (2,500g未満の割合)
平成28年	3,176	357	11.2%	11.3%	9.4%
平成29年	3,084	334	10.8%	11.1%	9.4%

5) 母子保健地域活動事業(母子保健推進員活動)

目 的：那覇市母子保健計画の基本理念である「親と子が地域の中でいきいきと健やかな生活ができる」の実現のために、各種母子保健事業の周知・啓発を通して地域の人々と共に母子保健の向上を図ることを目的とする。

内 容：乳幼児、妊産婦のいる世帯へ家庭訪問等を行い、子育て中の親の相談相手となり予防接種・乳幼児健診の勧奨、育児サークル支援等、地域に密着した活動や取り組みを行う。また、保健師との連携で、小中高校生を対象に思春期教室を開催し、生命の尊さや喫煙が胎児に及ぼす影響について伝えている。

平成30年度実績 (括弧内は平成29年度実績)

- ・母子保健推進員数(平成31年3月末現在) 29人(32人)
- ・子育て応援訪問(乳幼児健診未受診者への訪問など) 延件数1,116件(1,002件)
- ・地域子育て支援活動

活動内容	回数	母子保健推進員延数	参加市民数
保健所事業でのボランティア	31 (26)	60 (72)	564 (439)
療育センターボランティア	12 (12)	37 (36)	316 (331)
乳幼児健診会場等での食育活動	4 (28)	7 (49)	273 (1,060)
子育て支援センター・児童館応援	31 (17)	72 (48)	846 (482)
地域の子育てサークル活動	2 (1)	6 (3)	52 (17)
思春期教室	14 (16)	72 (96)	1,290 (1,497)
親子ふれあいフェア・地域まつり等	1 (3)	11 (41)	510 (636)
手づくりおもちゃ作成等	2 (3)	12 (27)	—

6) 発達支援強化事業

法的根拠：発達障害者支援法 第3条、第5条、第6条

目的：乳幼児健康診査及び健診事後事業等において、発達障害の疑いのある児や、子どもとの関わり方に不安をもつ保護者等の早期発見及び早期支援を行い、乳幼児期から就学までの発達支援体制の構築及び充実を図る。

事業対象：下記の乳幼児とその保護者

- ① 言語発達、情緒発達、生活習慣の自立や社会性の発達が気になる子どもと保護者
- ② 保護者の関わり方等が発達の遅れに関与していると思われる子どもと保護者
- ③ 育児のしづらさや子どもとの接し方に不安等を訴える保護者と子ども

実施状況：平成30年度実績（括弧内は平成29年度実績）

事業名	回数	相談・来所者数
すくすく教室	24 (24)	201 (176)
出前保育	39 (36)	383 (308)
育児教室	15 (10)	167 (62)
4～5歳児発達相談	28 (28)	47 (44)

7) 「健やか親子なは21」計画推進事業

法的根拠：「母子保健計画について」（平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）・「那覇市母子保健推進協議会」那覇市附属機関の設置に関する条例

平成27年度からの10年計画である母子保健計画「健やか親子なは2015」を平成26年度に策定し、その基本理念に基づいて、母子保健事業を実施するとともに、関係課・関係機関及び市民自らの取り組みを周知広報し、一丸となった地域づくりに取り組んでいる。

平成30年度実績

那覇市母子保健推進協議会開催：2回

産婦人科連絡会議：1回

思春期連携会議： 1 回
関係課等から実績の報告受理

8) 生涯を通じた女性の健康支援事業

法的根拠:母子保健医療対策総合支援事業(平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

目 的: 女性は、妊娠・出産等固有の機能を有することから、様々な健康上の支障や心身の悩みを抱えている。このため、女性が自身のライフステージに合わせて、日常生活の中で、健康における自己管理ができるよう健康教育事業(学習会等)を通じて、思春期から更年期等の生涯に通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的に実施する。

対 象: 思春期から更年期にいたる女性

内 容: 女性ホルモンの働き、妊娠・出産や女性特有の病気について助産師による講話を実施。

実施状況: 健康教育事業実施状況

年度	回数	参加者数
平成 30 年度	7	4,194

9) 健康づくり推進員育成事業

法的根拠: 健康増進法第 3 条

目 的: 地域の健康づくりのリーダーとして、健康づくり推進員(以下推進員という)を養成・育成し、推進員が行政や関係機関と一体となり、市民(地域)ぐるみの健康づくり活動を主体的・継続的に行えるよう活動の支援を行う。

内 容: ① 毎月の理事会・定例会への企画・調整・実施・報告等に関わること。

② 個人活動・地区活動・全体活動による活動の支援。

③ 推進員の養成に関すること。

④ その他、推進員活動・健康づくり推進員協議会活動に関すること。

推進員数: 30 名(平成 31 年 3 月末現在)

実施状況: ○理事会(毎月第 1 水曜日 14 時～16 時)、定例会(毎月第 3 水曜日 14 時～16 時)

○市民向け健康講座の企画実施

○イベント等への参加

イベント名	実施内容
ひやみかちなはウォーク (健康フェア)	健診チラシ配布、ミニ健康展、腹囲測定等
スポーツフェスティバル in なは にてミニ健康展の実施	腹囲測定、体脂肪測定、パネル展示

○地域での個人活動・その他の活動

早朝ラジオ体操の実施
社協主催 ふれあいデイサービスへの参加

10) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

法的根拠：児童福祉法第 19 条の 22、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

目 的：慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、対象児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整、その他の事業を行う。

内 容：○相談支援事業・・・訪問実人員 8 人(延 98 人)、相談実人員 665 人(延 854 人)
○療育教室・・・1 回開催(参加者 26 人)
○小慢児童等自立支援員による支援事業
・・・個別支援計画作成数 1 人(利用実人員 1 人、延 10 回)
相談実人員 7 人(訪問 1 人、来所 1 人、電話 5 人)
○療養生活支援事業・・・利用実人員 17 人(延 91 人)、委託事業所 12 か所
○関係機関との情報交換、連絡会議等・・・11 回

11) 子育て世代包括支援センター(母子保健型)運営事業

法的根拠：母子保健法第 22 条、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

目 的：妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するために、子育て支援部門との連携をこれまで以上に密に行いながらきめ細かい相談支援を行う。

内 容：母子(親子)健康手帳交付時の全数面接を通して妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う。また、支援を要する妊産婦を早期に把握し、必要に応じて支援プランを策定しながら子育て支援部門と連携して支援を行う。

実施状況：妊娠届出時間診票を活用した面接相談・・・3,080 件

産後ケア事業・・・ 家族等から育児のサポートが得られず特に支援を要する出産後 4 か月までの産婦と乳児を対象に実施する。

申請人数 8 人、利用人数(実)4 人、(延)6 人

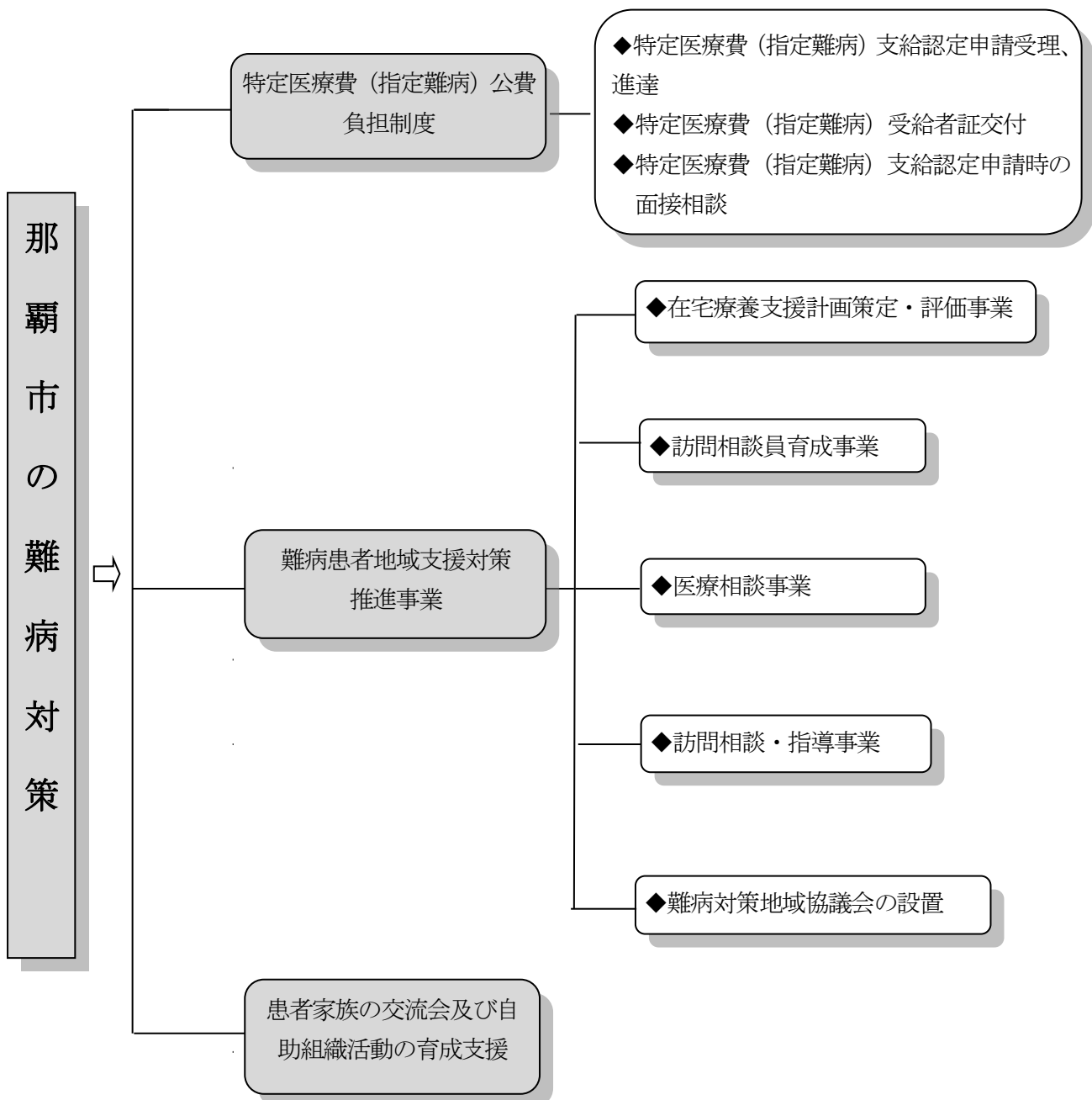
2 難病対策

1) 難病とは

- ・発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病
- ・長期にわたり療養を必要とする疾病

(根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第1条)

2) 那覇市の難病対策



3) 特定医療費(指定難病)公費負担制度

① 事業の概要

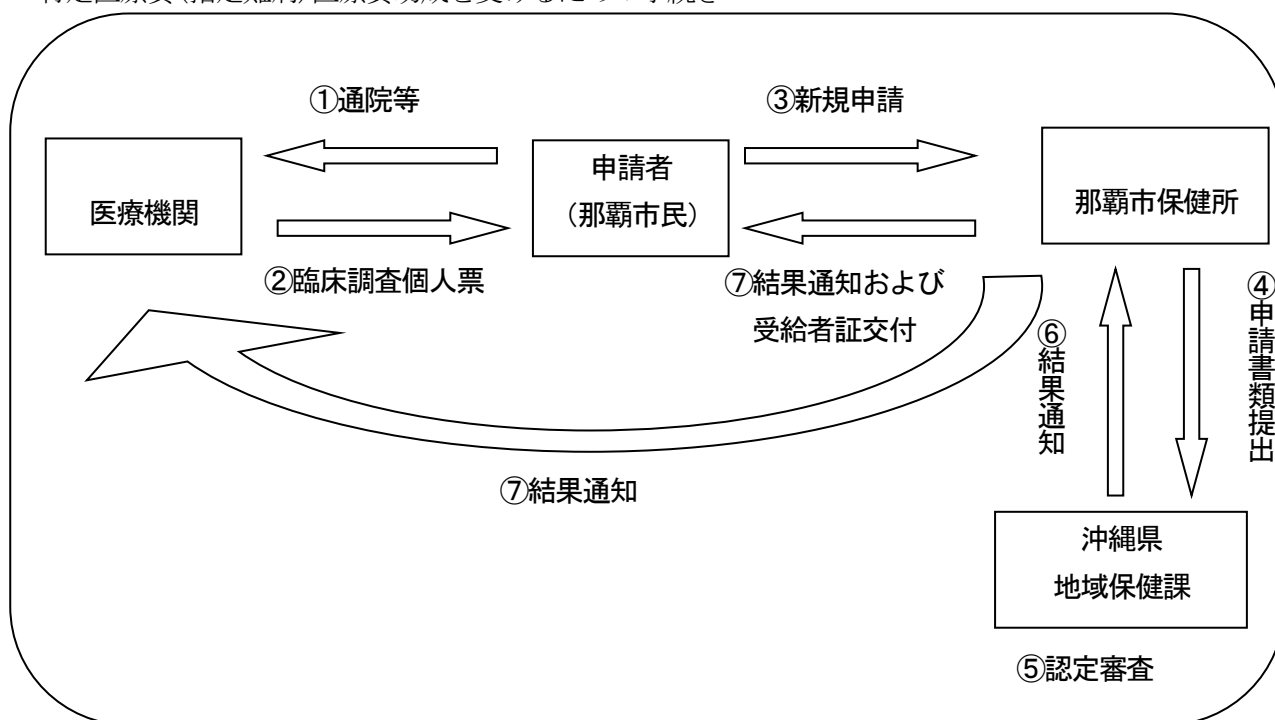
目 的：原因が不明であって、治療法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が「指定難病」と定めた 331 疾病について、その治療にかかった費用(医療保険適用後の医療費の自己負担分)の一部を公費により負担する。

対象疾病：厚生労働省が「指定難病」と定めた 331 疾病(平成 30 年 3 月までは 330 疾病)

対象患者：那覇市に住所を有する者

医療費の自己負担：住民税額等に応じて、自己負担限度額が決定される。

特定医療費(指定難病)医療費助成を受けるための手続き



② 受給者の状況

特定医療費(指定難病)受給者数は、平成31年3月31日現在で受給者実人数2,223人、延疾病件数は、2,253件である。

※平成30年度 特定医療費(指定難病)疾病別受給者数

No.	疾病名	男	女	総計
1	球脊髄性筋萎縮症	3	0	3
2	筋萎縮性側索硬化症	12	13	25
3	脊髄性筋萎縮症	3	5	8
5	進行性核上性麻痺	18	19	37
6	パーキンソン病	127	175	302
7	大脳皮質基底核変性症	6	9	15
8	ハンチントン病	0	1	1
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	2
11	重症筋無力症	34	39	73
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	7	20	27
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	4	3	7
17	多系統萎縮症	11	8	19
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	12	7	19
19	ライソゾーム病	2	2	4
20	副腎白質ジストロフィー	2	0	2
21	ミトコンドリア病	0	3	3
22	もやもや病	8	17	25
23	プリオン病	1	2	3
24	亜急性硬化性全脳炎	3	2	5
26	HTLV-1 関連脊髄症	8	16	24
28	全身性アミロイドーシス	4	5	9
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	0	1	1
34	神経線維腫症	2	5	7
35	天疱瘡	3	4	7
37	膿疱性乾癬(汎発型)	4	1	5
40	高安動脈炎	2	10	12
41	巨細胞性動脈炎	1	0	1
42	結節性多発動脈炎	1	1	2
43	顕微鏡的多発血管炎	10	14	24
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	3	6
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	7	9
46	悪性関節リウマチ	4	9	13
47	バージャー病	6	1	7

48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	2
49	全身性エリテマトーデス	28	210	238
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	12	44	56
51	全身性強皮症	8	43	51
52	混合性結合組織病	2	25	27
53	シェーグレン症候群	5	42	47
54	成人スチル病	2	4	6
55	再発性多発軟骨炎	0	2	2
56	ベーチェット病	7	16	23
57	特発性拡張型心筋症	45	14	59
58	肥大型心筋症	4	3	7
60	再生不良性貧血	5	8	13
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0	3	3
63	特発性血小板減少性紫斑病	8	24	32
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	0	1
65	原発性免疫不全症候群	2	4	6
66	IgA 腎症	23	16	39
67	多発性嚢胞腎	7	7	14
68	黄色靱帯骨化症	8	7	15
69	後縦靱帯骨化症	54	28	82
70	広範脊柱管狭窄症	8	0	8
71	特発性大腿骨頭壊死症	21	9	30
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	5	2	7
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	1	2
75	クッシング病	1	2	3
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	2	4
78	下垂体前葉機能低下症	22	18	40
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	2	2
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0	1	1
84	サルコイドーシス	8	24	32
85	特発性間質性肺炎	18	13	31
86	肺動脈性肺高血圧症	5	10	15
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3	4	7
89	リンパ脈管筋腫症	0	3	3
90	網膜色素変性症	40	65	105
91	バッド・キアリ症候群	0	2	2
92	特発性門脈圧亢進症	1	1	2
93	原発性胆汁性胆管炎	5	53	58
94	原発性硬化性胆管炎	1	0	1

95	自己免疫性肝炎	2	13	15
96	クローン病	78	34	112
97	潰瘍性大腸炎	123	87	210
98	好酸球性消化管疾患	1	1	2
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群	0	1	1
111	先天性ミオパチー	1	0	1
113	筋ジストロフィー	11	5	16
116	アトピー性脊髄炎	0	1	1
117	脊髄空洞症	1	1	2
120	遺伝性ジストニア	2	0	2
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	2
127	前頭側頭葉変性症	3	0	3
151	ラスムッセン脳炎	1	0	1
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	2	3
158	結節性硬化症	1	2	3
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	5	9	14
164	眼皮膚白皮症	0	1	1
167	マルファン症候群	1	0	1
171	ウィルソン病	2	1	3
188	多脾症候群	0	2	2
201	アンジェルマン症候群	1	0	1
208	修正大血管転位症	1	2	3
209	完全大血管転位症	0	1	1
215	ファロー四徴症	2	3	5
216	両大血管右室起始症	0	1	1
217	エプスタイン病	0	1	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	2	2
222	一次性ネフローゼ症候群	6	13	19
224	紫斑病性腎炎	2	0	2
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	0	1	1
227	オスラー病	1	1	2
230	肺胞低換気症候群	1	0	1
235	副甲状腺機能低下症	1	1	2
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	0	1
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	0	1
245	プロピオン酸血症	1	0	1
263	脳腱黄色腫症	0	3	3
271	強直性脊椎炎	5	1	6
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1	0	1

283	後天性赤芽球癆	2	3	5
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	1	1
289	クローンカイト・カナダ症候群	1	0	1
296	胆道閉鎖症	1	1	2
299	嚢胞性線維症	0	1	1
306	好酸球性副鼻腔炎	5	4	9
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	1	2
合 計		935	1,318	2,253

③ 各種届出件数

平成 30 年度 特定医療費(指定難病)受給者各種届出件数(平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月申請分)

	内容	合計 (件)
1	事項変更届	862
2	返納届	42
3	再交付届	32
4	療養費請求書	11
	計	947

4) 難病患者地域支援対策推進事業

◆ 在宅療養支援計画策定・評価事業

①支援方針会議

訪問相談事業を実施している要支援難病患者に対し、支援方針会議を定期的開催し個別の在宅療養支援計画を策定している。医療機関や関係機関の協力の下、各種サービスの適切な提供、支援計画の円滑な推進、適宜評価を行いその改善を図っている。

会議回数	件数
16 回	40 件

②ケア会議等の開催及び参加

要支援難病患者の個別支援において、検討する必要がある場合には、関連する関係機関を招集しケアマネージャーもしくは保健所がケア会議を開催している。また退院前調整会議等の連絡があった場合にも積極的に参加し、難病患者が地域で安心して生活ができるケアシステムを検討している。

件数
10 件

③特定医療費受給者証交付申請時の面接相談

保健師の相談実施状況

特定医療費（指定難病）支給認定申請時(新規・更新)等に、保健師による面談をとおして、患者及び家族のニーズを把握し、療養の不安の軽減を図るとともに必要なサービス等の情報提供を行っている。

申請以外の相談には、新規・更新申請以外の個別相談(来所・電話相談)が含まれ、その他継続相談には、支援が必要な訪問ケースの相談や訪問ケース以外の個別継続相談が含まれる。

申請時面接以外にも、あらゆる相談に対応しており、相談内容は多岐にわたっている。

相談内容（新規申請時の相談、申請時以外の相談の集計）

内容	実件数
新規申請時の相談	496
更新申請時の相談	321
申請時以外の相談	56
計	873

相談内容	延件数
申請に関すること	496
症状と疾病に関すること	143
医療機関に関すること	14
福祉サービスに関すること	39
経済面に関すること	9
介護に関すること	40
退院に関すること	2
就労に関すること	23
就学に関すること	2
食事・栄養に関すること	10
歯科保健に関すること	0
患者会に関すること	26
その他	35
計	839

◆ 訪問相談員育成事業

難病支援関係者研修会

要支援難病患者及び家族が安心して暮らせるために、保健・医療・福祉の支援関係者の不安の軽減及び支援関係者の質の向上のために実施している。

回数	内容	講師	参加者数
1	「医療現場の相談からつながる支援とは」～神経難病患者のリハビリテーションを通して考える～	・医療法人おもと会 統括リハビリテーション部 訪問リハビリテーション科統括 宇田薫先生	24
2	「神経難病患者の療養生活における支援とは」～訪問リハビ	・大浜第一病院 訪問リハビリセンター科長	36

	リテーションを通して～	末吉珠代先生	
--	-------------	--------	--

◆ 医療相談事業

同じ病気を持つ者同士を一同に会し、専門家による医療及び日常生活に係る相談や指導助言を行うことで、疾患についての正しい知識をもち、不安の解消及び日常生活上生じる問題や障害の軽減を図ることを目的に実施している。

回数	対象疾患	講師	参加者数		
			講演会		医療 相談
			患者家族	その他	
1	神経難病患者およびその家族	・医療法人おもと会 統括リハビリテーション部 訪問リハビリテーション科統括 宇田薫先生	26	1	14

◆ 訪問相談・指導事業

① 訪問相談事業

面接相談等で把握した要支援難病患者やその家族に対して、保健師が家庭訪問し、療養上の相談や福祉サービスの利用等の助言を行うとともに、QOLの向上を目指して関係機関と連携を図り支援を行っている。（長期入院・入所者は除く）

実件数	延件数	新規件数(再掲)
23	49	7

対象疾患

疾患名	実件数	延件数
筋萎縮性側索硬化症	12	30
亜急性硬化症全脳炎	3	9
脊髄性筋萎縮症	2	3
球脊髄性筋萎縮症	1	1
乳児神経軸索ジストロフィー	1	1
多発性硬化症	1	2
クローンカイト・カナダ症候群	1	1
突発性拡張型心筋症	1	1
全身性エリテマトーデス	1	1
計	23	49

② 訪問指導(診療)事業

療養上の不安解消、ＱＯＬの向上を図ることを目的に、きめ細やかな支援が必要な在宅難病患者に対し、専門の医師・理学療法士・作業療法士等と連携し訪問指導(診療)を実施している。

那覇市内は医療機関・支援事業所が充実しているが、在宅リハビリは十分に普及していないこと等から、本事業を通して、在宅リハビリの導入や発症早期からの切れ目ない支援導入のきっかけづくりとして活用している。

回数	対象疾患	スタッフ	実件数
2	筋委縮性側索硬化症	作業療法士・保健師	1
	パーキンソン病	作業療法士・保健師	1

◆ 難病対策地域協議会の設置

難病患者及び家族が住みなれた地域で安全かつ安定した療養生活を確保するため、保健・医療・介護・福祉などの関係者が連携・協働し、支援体制を構築することができるように実施している。

※平成 30 年度は、実施なし

5) 患者家族の交流会及び自助組織活動の育成・支援

① 患者家族交流会

患者・家族同士の交流や情報交換を実施することにより、孤立からの脱却を図ると共に社会参加を促進し、地域における在宅療養者のＱＯＬの向上を図る。医療相談事業に併せて実施している。

② 自助組織活動の育成・支援

新規申請の面接時は、自助組織を紹介し同病者との交流をすすめている。また、医療相談会には会員による自助組織活動の紹介時間を設定し、積極的に会活動を紹介している。11 か所の自助組織の定例会及び総会に参加することにより、顔と顔との連携を図り、必要時相談に対応し育成支援に取り組んでいる。

自助組織一覧

	名称	定例会日程	発足年
1	沖縄県クローン病・潰瘍性大腸炎友の会	那覇南部地区 /毎月第2水曜日 19:00～21:00	平成元年
		中部地区/毎月第3火曜日 19:00～21:00	
2	全国膠原病友の会 沖縄県支部	毎月第2日曜日 14:00～16:00	平成10年
3	全国パーキンソン病友の会 沖縄県支部	毎月第4日曜日 12:30～16:00	平成14年2月

4	もやの会沖縄ブロック	開催日程は未定	平成 17 年 6 月
5	日本ALS協会 沖縄県支部	開催日程は未定	平成 20 年 6 月
6	全国筋無力症友の会 沖縄県支部	開催日程は未定	平成 23 年
7	強皮症・皮膚筋炎ゆんたく会	毎月 22 日 開催時間は未定	平成 24 年 1 月
8	MS 友の会	奇数月第 3 日曜日 開催時間は未定	平成 24 年
9	日本網膜色素変性症協会 沖縄県支部	那覇南部地区 開催日程は未定	平成 24 年 11 月
		中部・北部地区 開催日程は未定	
		八重山地区 開催日程は未定	
10	OPLL(後縦・黄色靱帯骨化症)友の会	開催日程は未定	平成 27 年
11	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症 那覇南部地区患者会	開催日程は未定	平成 27 年 6 月

6) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目 的：先天性血液凝固因子障害等患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより患者の医療費の負担軽減を図り、精神的、身体的不安を解消すること。

対象疾患：先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症を含む全 12 種類。

No.	疾患名
1	第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症
2	第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症
3	第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症
4	第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症
5	第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)
6	第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)
7	第Ⅹ因子(スチューアートブラウア)欠乏症
8	第ⅩⅠ因子(PTA)欠乏症
9	第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
10	第Ⅲ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
11	フォン・ウィルブラント(Von Willebrand)病
12	血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

対象患者：那覇市に住所を有する 20 歳以上の者

(20 歳未満の方については小児慢性特定疾病医療費助成の対象)

医療費の自己負担：なし

平成 30 年度 先天性血液凝固因子障害等医療受給者数：9 件(平成 31 年 3 月 31 日現在)

3 原爆障害対策事業

県は、原爆被爆者について、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断及び医療の給付並びに諸手当等の支給を行っている。

県内各保健所では健康診断等における健康相談を実施し、被爆者の健康管理に努めている。

那覇市保健所では那覇市に住所を有する被爆者の健康診断等における健康相談を実施し、被爆者の健康管理に努めている。

1) 事業内容

① 健康診断(実施日は南部保健所と同日)

ア) 前期健康診断(7月上旬までに実施)

イ) 後期・二世健康診断(12月中旬までに実施)

ウ) 希望者健診(2月～3月中旬までに実施)

…委託医療機関(県立南部医療センター・こども医療センター)にて実施。

② 健康相談

健康診断時、受診者全員に保健師による保健指導を実施している。又、要検査と診断された受診者に対して、必要時受診勧奨や受診状況の確認等の電話相談も実施している

2) 被爆者健康診断の状況

平成30年度末、被爆者の那覇市保健所管内在住者は37名(内、第二種健康診断受診者証所持者1名を含む)となっている。同被爆者の平均年齢は、83.97歳。

平成30年度健康診断及びがん検診受診者数

健康診断						がん検診							
健診数		前期	後期	希望	二世	検診数		胃	肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫
実人数	延人数					実人数	延人数						
12	19	6	6	4	3	4	4	3	4	0	0	2	2

* 「二世健診」の対象者…原爆被爆者の二世で、受診を希望する者。

健康診断受診結果

	前期	後期	希望	二世
健診受診者数	6	6	4	3
異常なし	2	1	1	1
要検査	4	5	3	2

4 精神保健福祉

1) 精神保健福祉活動

① 国の精神保健福祉の概要

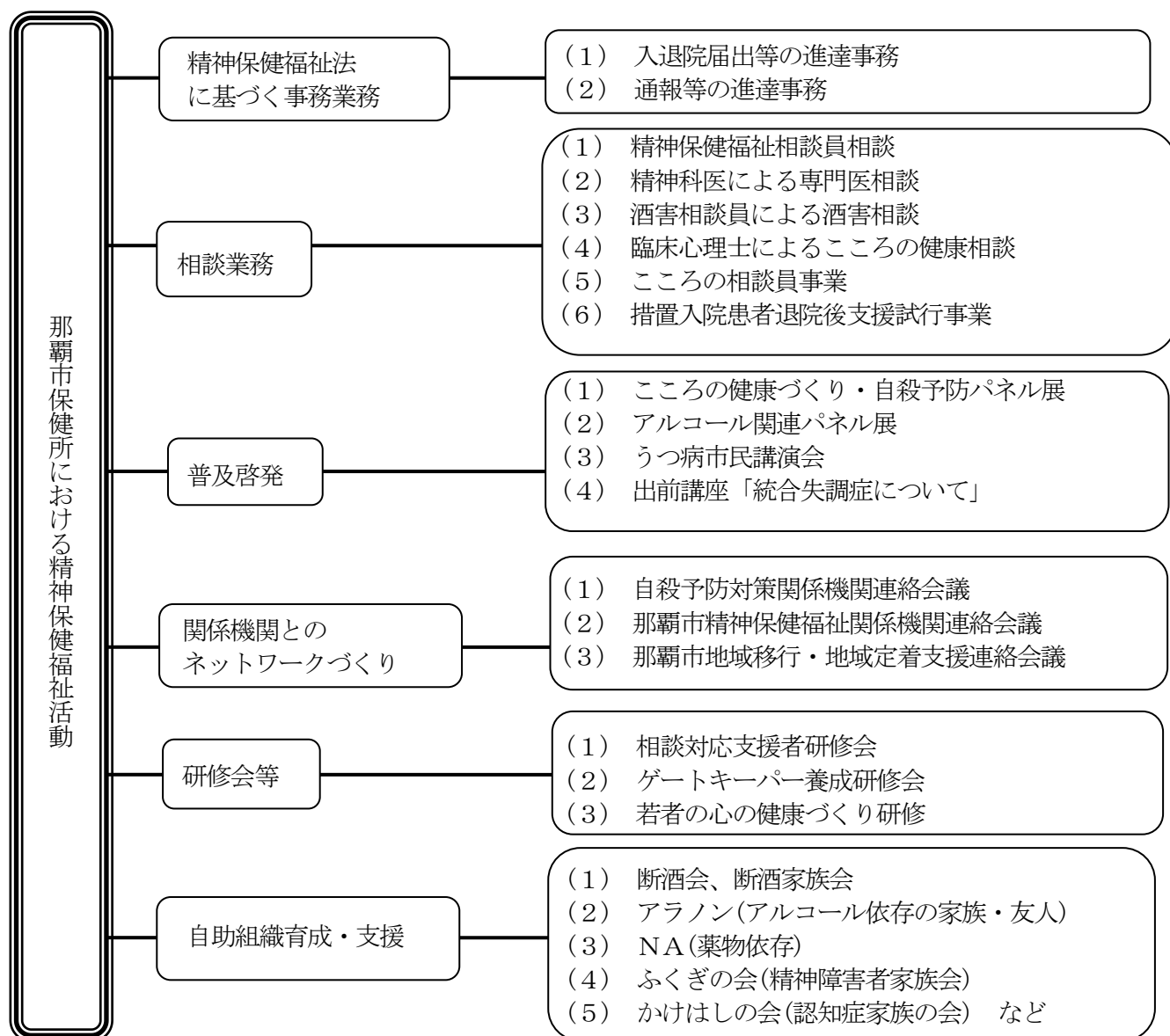
平成 16 年度に精神保健福祉施策として「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が提示され、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、「国民の理解の深化」「精神医療の改革」「地域生活支援の強化」を 10 年間で進めることとし、現在も引き続き対策が図られている。

平成 18 年度に「障害者自立支援法」が施行され、市町村を中心として精神障がいも含めた 3 障がい一元化した福祉サービスが提供されることになり、さらに平成 24 年度には「障害者総合支援法」に改められ精神障がい者に対する福祉サービスも改正された。

また平成 25 年度には「精神保健福祉法(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)」が一部改正され、平成 26 年 4 月から施行された。精神障がい者の地域生活への移行を推進するため、「精神障害者の医療に関する指針」が策定、保護者制度が廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直し等が行われ施行されている。

② 那覇市保健所の精神保健福祉の概要

平成 25 年度那覇市の中核市移行に伴い、那覇市保健所に精神保健福祉業務が一元化され、以下の業務を実施し、本市の精神保健福祉を推進している。



2) 精神保健福祉相談事業

①精神保健福祉法に基づく事務業務

ア 入退院届出等の進達事務(医療保護入院・応急入院等)

那覇市保健所は法第29条の5・第33条第7項・第33条の2・第33条の7・第38条の2第1項・第2項に基づき、那覇市内の精神科病院から各届出を受理し、県知事へ進達を実施している。

管内医療機関のICDカテゴリー別医療保護入院・応急入院届出の県への進達件数

ICD－10	F0		F1		F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F99	総計
分類名	器質性精神障害 症状性を含む		精神作用物質使用による 精神および行動の障害		統合失調症，統合失調症型障害および妄想性障害	気分（感情）障害	神経症性障害，ストレス関連障害 および身体表現性障害	生理的障害および身体的要因に 関連した行動症候群	成人のパーソナリティおよび行動の障害	精神遅滞「知的障害」	心理的発達の障害	通常発症する行動および情緒の障害 小児期および青年期に	特定不能の精神障害	
	認知症	その他	アルコール使用に よるもの	その他										
平成 30 年度	92	19 (2)	24 (2)	8 (1)	312 (11)	82 (3)	20 (2)	1	3	9	6	3	1	580 (21)

※()なしの件数は医療保護入院届出件数で応急入院届出件数は含まず。()内は応急入院届出件数。

イ 通報等の進達事務

那覇市保健所は、法第22条(診察及び保護の申請)の受理、法第23条(警察官の通報)の受理、法第26条の2(精神科病院の管理者の届出)、法第26条の3(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)の受理をし、県知事へ進達を実施している。

診察及び保護申請、通報状況(件数)

	平成30年度
法第22条(診察及び保護の申請)	0
法第23条(警察官の通報)	34

②精神保健福祉相談

精神保健福祉法第 47 条に基づき、精神障がい者や家族が精神障がいを持ちながらも安心して地域で生活できるように支援していくことを目指して、以下の事業を実施している。

ア 精神保健福祉相談員相談（受付時間は平日 9：00～11：30、13：00～16：30）

地域住民の精神的健康の保持増進や精神疾患の早期発見及び適正医療の推進を図るとともに、精神障がい者の社会復帰の促進を図り、関係者及び関係機関との連携を取りながら相談を実施することを目的に、電話相談や来所相談、必要に応じて訪問指導等を実施している。

相談件数(那覇市居住者のみ)

	実件数	延件数	再掲			
			来所 延件数	電話 延件数	訪問 延件数	会議・その他
平成 30 年度	552	2,982	399	2,294	98	191

※平成 30 年度の相談室における相談実績は延 3,223 件であった（市外住民含む）。

H30 年度相談状況

	実人員 (人)	延人員 (人)										
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計
来所 相談	212	25	60	53	1	2	5	115	1	0	137	399
訪問 指導	49	3	8	18	0	0	0	22	2	0	45	98
電話 相談		115	202	312	5	6	29	630	12	2	981	2294

イ 精神科医による専門医相談（月 1 回：予約制）

精神障がい者及びその家族等が、精神科専門医による精神医学的な判断や対応の助言を得る事によって、適正な医療・福祉サービスを受け、安心して地域で生活ができるようにすることを目的に実施している。相談内容は、医療受診が必要かどうか、対応方法について知りたい等であった。

精神科医による専門医相談件数

	平成 30 年度
実施回数	11 回
延件数	23 件

ウ 酒害相談員による酒害相談（月 1 回：予約制）

アルコール依存症で悩んでいる本人及び家族等が、酒害相談員による相談を受ける事で、アルコール依存症の理解と家族の対応方法を得て、適切な医療・福祉サービスを受け、安心して地域で生活ができるようにすることを目的に実施している。

酒害相談員による相談件数

	平成 30 年度
実施回数	7 回
延件数	8 件

エ 臨床心理士によるこころの健康相談(月 1 回:予約制)

家庭や職場等において、様々な不適応症状を抱える者が臨床心理士に相談を受けることによって、自らこころの問題に気づき、自己解決できるよう援助することを目的に実施している。

こころの健康相談件数

	平成 30 年度
実施回数	10 回
延件数	15 件

オ 措置入院患者退院後支援試行事業（H30 年 9 月より開始）

目的：退院後支援を行う必要がある措置入院者について、退院後に社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために、医療等の支援を適切かつ円滑に受けることができることを目的に、医療機関等との連携や支援計画を作成、必要な支援等を行う。

支援のための受理会議件数：4 件

支援実人員：2 名

3) 自殺予防対策事業

ア こころの相談員事業（臨床心理士による）

自殺に関する悩みを抱えた者や相談員等の支援者への支援を実施。

延人員191人

イ ゲートキーパー養成研修会

学校関係者等がゲートキーパーの役割やこころの健康について学ぶことによって適切な対応ができ、早めに相談機関につなぐことができるようにする。

	実施日	対象	内容	参加人員
1	H30. 7. 25	市内高校教諭	・ゲートキーパーの役割 ・こころの健康づくり	28人
2	H30. 8. 22	市内中学校生徒指導教諭・養護教諭	・ゲートキーパーの役割 ・自殺予防について	31人
3	H30. 9. 12	市内公立保育所・認可保育園主任保育士	・ゲートキーパーの役割 ・自殺予防について	30人
4	H31. 2. 27	市内公立保育所・認可保育園主任保育士	・ゲートキーパーの役割 ・自殺予防について	20人

ウ 若者の心の健康づくり研修会

若い世代を対象に、こころの健康について研修を行うことで、自身や周囲の変化に気づき、対処方法を学ぶことにより、こころの健康づくりや自殺予防の一助となる。

	実施日	対象	内容	参加人員
1	H30. 6. 12	高校生	ストレスとの上手なおつきあい、対処方法	421人
2	H30. 12. 13、 H30. 12. 14	商業高校生	ストレスとの上手なおつきあい、対処方法	341人
3	H31. 2. 25	専門学校生	ストレスとの上手なおつきあい、対処方法	58人

エ 相談対応支援者研修会

相談対応支援者が、自殺に関連する疾患等に関する正しい知識を持ち、適切に対応できることで自殺予防の一助にすると共に、精神保健福祉相談の資質向上を図る。

回 数	実施日	内 容	参加人員
1 回目	H30 7/20	自殺志向の方への対応	37人
2 回目	H30 8/6	パーソナリティ障害の理解と対応	58人
3 回目	H30 9/10	・アルコール依存症の理解と対応 ・当事者の体験談	37人

オ 市民講演会

自殺の原因や動機として、健康問題が最も多く、その中でもうつ病が多い状況にある。そのため、市民がうつ病について正しい知識を持ち、正しく理解し、適切に対応できるようにすることで自殺予防の一助とする。

対 象：那覇市民

実施日：平成30年7月4日

内 容：「うつ予防と回復のポイント ～認知行動療法を活用して～」

講 師：精神科医師

参加人員：39 人

カ 那覇市自殺予防対策関係機関連絡会議

自殺の現状と自殺予防対策の課題を把握し、関係機関との連携を図り、協働して自殺対策の体制を構築することを目的に庁内関係課と医療機関を含めた外部関係機関に分けて会議を実施。

(1) 那覇市自殺予防対策関係機関連絡会議（庁内会議）第1回目

実施日：平成30年11月14日（水）

内 容：那覇市における自殺の現状と自殺予防対策の課題共有

那覇市自殺対策計画策定に向けた各課の取り組みについて確認

関係課へのレスキューカードの配布
参加機関：庁内関係課（14課）

（2）那覇市自殺予防対策関係機関連絡会議（外部会議）

実施日：平成31年1月23日（水）

内 容：那覇市における自殺の現状と自殺予防対策の課題共有
那覇市自殺対策計画についてスーパーバイズ
那覇市消防局、那覇港管理組合からの報告

参加機関：救急告示病院、精神科病院、関係機関等

（3）那覇市自殺予防対策関係機関連絡会議（庁内会議）第2回目

実施日：平成31年1月30日（水）

内 容：那覇市自殺対策計画策定に向けた取り組みについて
外部会議の意見・助言を受けての共有

参加機関：庁内関係課（14課）

4）地域生活支援事業

① 精神障がい者地域移行・地域定着支援連絡会議

地域移行・地域定着支援事業の現状や課題について関係機関と共有し、また各機関の役割を明確にするための意見交換を行い、ネットワーク構築を行う。

内容及び参加状況

実施日：（1回目）平成30年 5月 30日（水）

（2回目）平成30年 7月 19日（木）

（3回目）平成31年 2月 7日（木）

対 象：医療機関の相談員、地域の事業所、障がい福祉課、他

出 席：延べ人数 31 名

内 容：地域移行・地域定着支援事業、医療機関とのネットワーク構築 等

② 出前講座「精神疾患に対する地域住民への周知・啓発の促進のために」

目的：近年、精神疾患は5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）にあげられている。精神疾患・障がいについての知識や対応について伝えることで、理解につながることを目的に実施する。

対 象：那覇市民生委員・児童委員

実施期間：平成30年7月～9月中

回 数：5回

参加人数：106名

内 容：精神保健福祉相談員による講話 「統合失調症について」

③ 精神保健福祉関係機関連絡会議

関係機関と情報交換を行いながら、精神に障がいのある人を支援するため、必要なネットワークを構築する。

実施日：平成 30 年 10 月 10 日(水)

場 所：那覇市保健所 3 階 大会議室

参加者：15 機関（19 名）

（精神科病院、豊見城署、委託相談支援事業所、地域体制整備コーディネーター、那覇市民生委員児童委員連合会、関係課等）

内 容：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

5) その他

① 普及啓発事業

精神保健福祉について広く市民へ周知・情報提供することを目的に実施。

- ・自殺予防週間（平成 30 年 9 月）那覇市役所ロビーにて「こころの健康づくりパネル展」の開催
- ・自殺予防月間（平成 31 年 3 月）県立図書館ロビーにて「こころの健康づくりパネル展」の開催
- ・アルコール関連問題啓発週間（H30 年 12 月）那覇市役所ロビーにて「アルコール依存症のパネル展」の開催

② 自助組織活動支援

自助グループの活動支援と連携した相談事業等を実施している。

※那覇市保健所、那覇市北保健センター内の開催状況

《アルコール依存》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
当事者	那覇断酒会	毎週水曜日 19:00～21:00	那覇市保健所 3 階 多目的室	
	那覇市古島断酒会	毎週水曜日 19:00～21:00	那覇市 北保健センター	
	シングルの集い	毎週土曜日 19:00～21:00	那覇市保健所 3 階 小会議室	男性のみ
	沖縄アメシストの会	第 1・3 土曜 14:00～16:00	那覇市保健所 3 階 小会議室	女性のみ
	AA ヤングミーティング	毎週土曜日 19:00～20:30	那覇市保健所 3 階 多目的室	40 歳未満 毎月最終週のみ誰でも参加可
	AA でいごグループ	毎週日曜日 18:00～19:00	那覇市保健所 3 階 多目的室	毎月最終週のみ誰でも参加可
家族	那覇断酒家族会 いじゅの花	第 2 火曜日 19:00～21:00	那覇市保健所 3 階 小会議室	

	アラノン那覇 グループ	毎週土曜日 15:00～16:00	那覇市保健所 3階 多目的室	家族・友人の集い
--	----------------	----------------------	-------------------	----------

《薬物依存》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
当事者	NAサウスサイド グループ	毎週火曜日 19:00～20:30	那覇市保健所 3階 多目的室	
	NA琉球グループ	毎週土曜日 19:00～20:30	那覇市保健所 3階 多目的室	
	NA沖縄グループ	毎週金曜日 19:00～20:30	那覇市 北保健センター	

《ギャンブル依存》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
当事者	GAていだグループ	毎週火曜日 19:15～20:15	那覇市 北保健センター	
家族	ギャマノン沖縄結	毎週火曜日 19:30～21:00	那覇市 北保健センター	偶数月第1火曜日は誰 でも参加可

《精神障がい者》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
家族	那覇市精神障害者家族会 ふくぎの会	毎月第2水曜日 14:00～16:00	那覇市保健所 3階 多目的室	

《認知症》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
家族	かけはしの会	毎月第3木曜日 13:00～15:00	那覇市保健所 健康増進室	参加希望の場合、事前 に保健所に連絡必要

Ⅱ 平成 30 年度事業実績

【生活衛生課】

【 生活衛生課 】

1 食品衛生

1) 食品衛生関係営業施設数及び監視指導状況

食品衛生法施行令第35条に基づく飲食店等公衆衛生に著しい影響を与える34業種を営業する場合には、保健所長の許可が必要である。

平成30年度の営業許可施設数及び監視指導状況は表 1 のとおりである。

表 1 平成30年度業態別食品衛生関係営業許可施設数

業 種		営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数 (年度中)		廃業施設数 (年度中)	調査・監視指 導施設数 (年度中)
			継続	新規		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	2,691	42	397	146	807
	仕出し屋・弁当屋	197	2	41	43	54
	旅 館	35	0	13	0	2
	そ の 他	5,217	65	735	885	1,087
菓子（パンを含む。）製造業		559	9	98	102	189
乳 処 理 業		0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	0	0	0
集 乳 業		0	0	0	0	0
魚介類販売業		352	3	19	15	101
魚介類せり売り営業		3	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		8	0	0	0	1
食品の冷凍または冷蔵業		25	0	2	0	5
かん詰またはびん詰食品製造業 (上記及び下記以外)		0	0	0	0	0
喫 茶 店 営 業		686	4	161	140	197
あん類製造業		0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業		148	3	31	18	48
乳 類 販 売 業		320	0	17	19	45
食 肉 処 理 業		3	0	0	0	0
食 肉 販 売 業		369	1	21	23	77
食肉製品製造業		5	0	1	0	1
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0
食用油脂製造業		6	0	1	1	1
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0
み そ 製 造 業		8	0	0	0	4
醬 油 製 造 業		2	0	1	0	3

ソース類製造業	9	0	2	0	2
酒 類 製 造 業	9	0	0	0	6
豆 腐 製 造 業	22	1	2	0	5
納 豆 製 造 業	1	0	0	0	1
めん類製造業	24	0	2	1	6
そうざい製造業	181	2	17	11	42
添加物（法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る）製造業	1	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	22	0	0	0	2
氷 雪 製 造 業	3	0	0	0	0
氷 雪 販 売 業	1	0	0	0	0
計	10,907	132	1,561	1,404	2,686

2) 許可を要しない食品衛生関係施設数及び監視指導状況

保健所長の許可が必要でない34業種以外の食品供与施設で、那覇市食品衛生法施行細則第18条及び第19条の規定に基づく給食施設及び12業種については、給食施設報告書又は特定営業報告書の提出を義務づけている。平成30年度の施設数と監視指導状況は表2のとおりである。

表2 平成30年度許可を要しない施設に対する調査、監視指導

種 類		営業施設数 (年度末現在)	監視指導施設数 (年度中)
給食施設	学 校	32	2
	病院・診療所	48	1
	事 業 所	41	12
	そ の 他	229	6
食 品 製 造 業		152	12
菓子（パンを含む。）販売業		126	5
食品販売業（上記以外。）		460	96
計		1,088	134

3) 重点監視施設等の監視状況

「那覇市食品衛生監視指導計画」に基づき、標準立入り回数毎に食品関係施設を4つのランクに分類し監視指導を行った。なお、特に衛生上の改善が必要な施設に対して行われる、「行政処分(廃棄命令、改善命令、営業停止命令等)」及び「告発」を行った事例はなかった。

表3 平成30年度重点監視施設等監視実績

	標準監視回数	考え方	監視件数		該当業種等
			目標件数	実績件数	
A	1年に2回以上	過去3年間に食中毒事件等の問題が発生した営業施設並びに生食肉を提供する等、特に監視指導が必要な施設	28	29	過去3年間に食中毒事件等の問題が発生した営業施設 乳処理業 特別牛乳搾取処理業 乳製品製造業 集乳業 食肉製品製造業 乳酸菌飲料製造業 食品の放射線照射業 清涼飲料水製造業(総合衛生管理過程承認施設) 生食肉を提供する飲食店
B	1年に1回以上	食中毒事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設、又は広域的に流通させる食品を扱う業種	231	233	過去3年間に苦情等の問題が発生した営業施設 前年度の収去検査※等で不適格となった食品を製造した施設 飲食店のうち宴会場のあるホテル、大型飲食店等の大量調理施設や、仕出し・弁当等で大量調理する施設(同一メニューを1回300食又は1日750食以上調理する施設を対象とする) 菓子製造業(広域流通食品を製造する施設) 魚肉ねり製品製造業 食品の冷凍又は冷蔵業(保管業を除く) 缶詰・瓶詰食品製造業(広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品を製造する施設) めん類製造業 アイスクリーム類製造業(Dランク以外) 食肉処理業 食用油脂製造業 マーガリン又はショートニング製造業 みそ製造業(広域流通食品を製造する施設) 醤油製造業 ソース類製造業(広域流通食品を製造する施設のみ) 豆腐製造業(大量調理する施設又は冷蔵保存を有する施設) 納豆製造業 めん類製造業 そうざい製造業(1日300食以上又は広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品を製造する施設) 添加物製造業(許可不要のものを含む) 清涼飲料水製造業(Aランク以外) 大量調理を行う集団給食施設(同一メニュー1回300食以上又は1日750食以上提供する施設) 食料品製造業(液卵又は広域流通食品を製造する施設)
C	2年に1回以上	食中毒の発生頻度が中程度の業種で、大量調理に該当しない施設	454	457	飲食店のうち上記Bランク以外で同一メニュー1回100食以上300食未満又は1日500食以上750食未満を提供する飲食店 菓子製造業(生菓子を扱う施設) 魚介類販売業(Dランク以外) 魚介類せり売り業 缶詰・瓶詰食品製造業 食肉販売業(Dランク以外) 酒類製造業 豆腐製造業(上記Bランク以外) そうざい製造業(1日100食以上を製造する施設)(上記Bランク以外) 氷雪製造業 給食施設(同一メニュー1回100食以上300食未満又は1日500食以上750食未満を提供する施設) 食料品製造業(上記Bランク以外の許可不要業種)
D	複数年に1回(必要に応じて監視を実施)	食中毒の発生頻度が低い業種で他の食品危害リスクが低い食品を取り扱う業種	2,089	2,101	小規模飲食店(スナック、バー含む)及び簡易・自動車営業(B、Cランク以外) 小規模菓子店及び簡易・自動車営業(B、Cランク以外) 魚介類販売(包装魚介類の扱いのみ) 食品の冷凍又は冷蔵業(保管業のみ) 喫茶店営業 アイスクリーム類製造業(ソフトクリームフリーザー使用のもの) 乳類販売業 食肉販売業(包装食肉の扱いのみ) みそ製造業(Bランク以外) ソース類製造業(Bランク以外) そうざい製造業(B、Cランク以外) 氷雪販売業 小規模給食施設(B、Cランク以外) その他食品販売業等の許可不要業種(A、Bランク以外)
計			2,802	2,820	

※収去検査・・・健康被害の発生防止及び違反食品の流通防止を図る目的で、市内で製造・加工・流通する食品等の安全性を確認する検査

4) 食中毒の発生状況(平成 25 年～平成 30 年)

平成25年から平成30年までの食中毒発生状況を表4に示す。

31件の食中毒が発生しており、家庭内食中毒が3件発生しているほかは、いずれも原因施設は飲食店であった。病因物質としてはカンピロバクターによるものが18件と最も多く発生しており、続いてアニサキスによるものが6件、ノロウイルス5件、自然毒（フグ及びシガテラ）による食中毒が2件、サルモネラによる食中毒が1件発生している。なお、病因物質別の食中毒発生件数は表5のとおりとなっている。

表4 市内食中毒発生状況（平成25年～平成30年）

年	発生月	摂食者数	患者数	死亡者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂食場所
25	4	1	1	0	シメサバ（推定）	寄生虫（アニサキス）	飲食店（居酒屋）	飲食店
26	1	1	1	0	ふぐ唐揚げ（推定）	フグ毒（推定）	飲食店（居酒屋）	飲食店
26	9	4	2	0	不明	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
26	10	91	37	0	マグロ刺身（推定）	ノロウイルスGⅡ	飲食店（食堂）	飲食店
26	11	1	1	0	サーモン刺身（推定）	寄生虫（アニサキス）	飲食店（居酒屋）	飲食店
27	1	101	46	0	1/4 又は 1/5 給食（推定）	ノロウイルスGⅡ	飲食店（食堂）	病院
27	3	4	1	0	ヒラメ又はキンメダイの寿司（推定）	寄生虫（アニサキス）	飲食店（寿司屋）	飲食店
27	10	4	4	0	不明	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
27	11	1	1	0	サンマ刺身（推定）	寄生虫（アニサキス）	家庭	家庭
28	5	5	5	0	不明	カンピロバクター	不明	不明
28	8	5	3	0	不明	カンピロバクター	不明	不明
28	9	2	2	0	肉およびその加工品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
28	11	1	1	0	不明	シガテラ毒	家庭	家庭
29	2	13	6	0	肉およびその加工品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
29	2	1	1	0	不明	カンピロバクター	家庭	家庭
29	2	13	6	0	肉およびその加工品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
29	4	2	2	0	4月7日に当該施設にて提供された食品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
29	5	8	7	0	5月4日に当該施設にて提供された食品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
29	6	3	1	0	魚介類（シメサバ）	寄生虫（アニサキス）	飲食店（居酒屋）	飲食店
29	10	不明	13	0	不明	サルモネラ属菌	不明	不明

29	10	2	2	0	不明	カンピロバクター	不明	不明
29	11	270	166	0	11月9日に当該施設にて提供された食品	ノロウイルスGⅡ	飲食店（食堂）	飲食店
30	2	1	1	0	寿司（サバ）又は刺身5点盛り（推定）	寄生虫（アニサキス）	飲食店（居酒屋）	飲食店
30	3	4	3	0	2月28日に当該施設にて提供された食品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
30	3	8	4	0	3月3日に当該施設にて提供された食品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
30	6	4	2	0	6月15日に当該施設にて提供された食品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
30	8	11	5	0	8月17日に当該施設にて提供された食品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
30	12	8	6	0	12月4日に当該施設にて提供された食品	ノロウイルスGⅡ	飲食店（レストラン）	飲食店
30	12	5	3	0	12月6日に当該施設にて提供された食品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
31	1	2	2	0	1月5日に当該施設にて提供された食品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店
31	1	23	4	0	1月27日に当該施設にて提供された食品	カンピロバクター	飲食店（居酒屋）	飲食店

表5 食中毒病因物質別発生件数

病因物質	発生 総数	発 生 年					
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
カンピロバクター	18	0	1	1	6	5	5
寄 生 虫	6	1	1	2	0	2	0
ノロウイルス	4	0	1	1	0	1	1
自然毒（フグ・シガテラ）	2	0	1（フグ）	0	1（シガテラ）	0	0
サルモネラ	1	0	0	0	0	1	0
計	31	1	4	4	7	9	6

5) 苦情受付状況

平成30年度の食品に関連する苦情受付状況は表6のとおりである。

異物混入の内訳について、飲食店等（その他に分類）および弁当・そうざいにおいて、虫、ビニール片、プラスチック等の混入（その他に分類）、虫、毛髪の事例が多く報告されている。（表7）

表6 平成30年度要因別苦情受付状況

	異物 混入	有症 苦情	異味 異臭	カビ 発生	表示	食品 取扱い	腐敗 変敗	無許可	その他	合計
件数	20	10	1	1	2	18	2	5	12	71

表7 平成30年度異物混入苦情内訳

	パン・ 菓子類	瓶詰・ 缶詰	弁当・ そうざい	清涼 飲料水	乳関係	その他※	合計
昆虫	0	0	1	1	0	4	6
金属	0	0	1	0	0	1	2
毛髪	1	0	4	0	0	0	5
その他 (ビニール・プラス チック含む)	0	0	5	0	0	2	7
合計	1	0	11	1	0	7	20

※飲食店等で提供された食事を含む

6) 衛生教育実施状況

食品関係営業者等に対して各種の食品衛生講習会を開催し、食中毒予防啓発を図っている。(表8)

表8 平成30年度衛生講習会の実施状況

講習会名	開催数(回)	参加人数(人)
新規・継続営業施設の食品衛生講習会	51	1601
食品衛生責任者養成・実務講習会	6	554
イベント・大規模調理施設等の食品衛生講習会	20	1176
合計	77	3331

7) 食品の収去検査等

市内で生産、製造、加工及び販売される食品等が、成分規格・衛生規範などの基準に適合していることを確認するため収去を行い、微生物及び理化学検査を実施して食品衛生上の危害発生防止に努めている。

平成30年度の検査件数及び違反件数は表9のとおりである。なお、不適のあった食品については、製造工程等の改善指導を行っている。

また、その中で食中毒関連の食品等の検査結果は表 10 のとおりとなっている。

表 9 平成30年度食品の収去検査実績

食品分類	平成 30 年度 収去予定 検体数	収去検体数 (実績)	検査項目	項目別検査数	食品分類別 検査数
魚介類及びその加工品	14	16	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	16	43
			理化学検査 (食品添加物等)	27	
肉・卵類及びその加工品	3	5	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	11	14
			理化学検査 (食品添加物等)	2	
乳・乳類等	8	11	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	22	22
農産物及びその加工品	16	16	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	36	52
			理化学検査 (食品添加物等)	16	
飲料・氷雪等	8	8	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	8	8
その他の食品 (そうざい等の複合調理食品を含む)	122	141	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	373	391
			理化学検査 (食品添加物等)	18	
計	171	197	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	466	530
			理化学検査 (食品添加物等)	64	

表10 平成30年度 食中毒関連の検査実績

内容		検査項目等	検体数	試験検査数
食中毒関連	食品	食中毒菌等の病原微生物検査	17	17
計			17	17

8) 食品表示の一斉取締りの実施

市内で生産、製造、加工及び販売される食品等が、食品表示法に基づく食品表示基準に適合していることを確認するため、夏、冬の2回に分けて食品表示の一斉取締りを実施した。結果は表 11 の通りとなっている。

表 1 1 平成 30 年度 食品表示の一斉取締り結果

区分	表示に関する 調査・監視指導 延べ施設数	表示基準 違反発見 延べ施設数	行政処分 延べ施設数	行政処分以外の措置延べ施設数		告発件数
				口頭による 改善指導	書面による 指導	
許可を要する営業施設	飲食店営業(弁当屋等)	81	1	0	1	0
	菓子製造業	59	1	0	1	0
	乳処理業					
	特別牛乳さく取処理業					
	乳製品製造業					
	集乳業					
	魚介類販売業	33	0	0	0	0
	魚介類せり売り営業					
	魚肉ねり製品製造業					
	食品の冷凍または冷蔵業					
	かん詰またはびん詰食品製造業					
	喫茶店営業	1	0	0	0	0
	あん類製造業					
	アイスクリーム類製造業	8	0	0	0	0
	乳類販売業	9	0	0	0	0
	食肉処理業					
	食肉販売業	19	0	0	0	0
	食肉製品製造業					
	乳酸菌飲料製造業					
	食用油脂製造業					
	マーガリン又はショートニング製造業					
	みそ製造業	4	0	0	0	0
	醤油製造業					
	ソース類製造業					
	酒類製造業	4	0	0	0	0
	豆腐製造業	14	0	0	0	0
	納豆製造業					
	めん類製造業	5	0	0	0	0
	そうざい製造業	34	0	0	0	0
	添加物(規格あり)製造業					
	食品の放射線照射業					
	清涼飲料水製造業	2	0	0	0	0
	氷雪製造業					
	氷雪販売業					
許可を要しない営業施設	給食施設					
	食品製造業	7	0	0	0	0
	野菜果物販売業					
	そうざい販売業	3	0	0	0	0
	菓子販売業	21	0	0	0	0
	食品販売業	21	0	0	0	0
	添加物の製造業					
	添加物の販売業					
	氷雪採取業					
合計		325	2	0	2	0
収去検査	アイスクリーム類・氷菓	11	0	0	0	0
	めん類	3	0	0	0	0
	豆腐及びその加工品	6	0	0	0	0
	そうざい及びその半製品	45	0	0	0	0
	合計	65	0	0	0	0

2 環境衛生

日常生活に関わりの深い理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場及び旅館業については、その衛生水準の向上を図るため、それぞれの法律により規制を受けており、その営業に当たっては保健所長の許可が必要である。

そのため、生活衛生営業六法に基づく監視指導の他、衛生講習会の開催等により、これら営業施設に起因する事故の未然防止に努めている。

その他にも、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、適正に管理を行う必要がある簡易専用水道や特定建築物については届出が必要である。また、平成 28 年度より建築物環境衛生事業登録に関する事務が沖縄県より委譲され、事業所の登録に関する業務を行っている。

水道については、関係機関と連携をとり指導を行い、また、延べ面積 3,000 ㎡以上の特定建築物については、関係法令に基づく立入検査を行い、衛生的な環境の確保に努めている。

また、平成 30 年 6 月 15 日より住宅宿泊事業法が施行されたが、那覇市では平成 30 年 6 月 1 日より住宅宿泊事業に関する事務が沖縄県より委譲され、住宅宿泊事業法に基づく届出の受理、監視指導業務等を行っている。

1) 生活衛生関係営業施設数及び監視指導状況

旅館業、理美容所等の生活衛生関係営業については、保健所長の許認可が必要になるため、これらの営業を行おうとする者は保健所に申請が必要である。

また、営業後に申請事項または届出事項に変更が生じた場合や、営業を停止・廃止した場合についても保健所に届出が必要である。

表 1 平成 30 年度生活衛生関係営業施設数及び調査・監視指導件数

			施 設 数	調査・ 監視指導件数
旅館業	旅館・ホテル		299	160
	簡易宿所		183	
	下宿		0	
興行場			14	9
公衆浴場	普通公衆浴場		3	26
	個室付公衆浴場		75	
	その他 の公衆 浴場	第1号(サウナ室等)	15	
		第2号(個室付公衆浴場)	0	
		第3号(療養)	0	
		第4号(保養・休養)	11	
理容所			287	21
美容所			896	78
クリーニング所	洗濯・仕上げ		41	33
	受け渡しのみ		368	
合 計			2,192	327

2) 特定建築物施設数及び監視指導状況

多数の者が利用する店舗、事務所、旅館などの延べ面積が3,000㎡以上の建築物(学校は8,000㎡以上)については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により、特定建築物と定義され、届出と衛生管理基準が定められている。特定建築物の所有者等は建築物環境衛生管理技術者を選任し、適正な衛生管理が行われるように監督させなければならない。

表2 平成30年度特定建築物用途別施設数及び調査・監視指導件数

	施設数	調査・監視指導件数
興行場	3	
百貨店	1	
店 舗	18	
事務所	82	
学 校	2	
旅 館	55	
その他	4	
合 計	165	11

3) 建築物環境衛生事業登録営業所数及び監視指導状況

建築物の衛生的な環境を確保するためには、建築物の環境衛生上の維持管理を専門に行う事業者が、適切にその業務を行うよう、資質の向上を図ることが重要である。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」においては、事業者に対する登録制度を設け、建築物の環境衛生上の維持管理を行う業種を8事業に分類し、事業の登録及び事業を行うための人的基準、施設基準及び技術上の基準が定められている。

平成28年度より、事業登録に関する事務が沖縄県より権限委譲された。これに基づき上記事業者に対する監視指導を実施している。

表3 平成30年度建築物環境衛生事業登録用業種別施設数及び調査・監視指導件数

	施設数	調査・監視指導件数
建築物清掃業	17	
建築物空気環境測定業	5	
建築物空気調和用ダクト清掃業	0	
建築物飲料水水質検査業	0	
建築物飲料水貯水槽清掃業	25	
建築物排水管清掃業	1	
建築物ねずみ昆虫等防除業	15	
建築物環境衛生総合管理業	13	
合 計	76	23

4) 簡易専用水道等設置数及び監視指導状況

簡易専用水道とは、水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、有効容量が 10 m³を超える受水槽を有する水道施設を指す。簡易専用水道の設置者は、届出の義務、年 1 回の清掃や登録検査機関による法定検査の他、自主管理が義務づけられている。

法定検査において、指導項目には給水栓における遊離残留塩素濃度が 0.1mg/L 未満の管理が不十分な施設がみられた。

また、監視の際、法定検査を 1 年以上受検していない施設については、法定検査の実施について指導し、建物の建て替え・取り壊し等により廃止した施設については、廃止届の提出を指導した。

表 4 平成 30 年度簡易専用水道等設置数及び調査・監視指導件数

	設置数	調査・監視指導件数
簡易専用水道	1,344	46
専用水道	2	2
合 計	1,346	46

5) 住宅宿泊事業法に基づく届出件数及び監視指導状況

平成 30 年 6 月 15 日より住宅宿泊事業法（いわゆる民泊新法）が施行された。住宅宿泊事業とは旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として 1 年間で 180 日を超えないものである。事業を行うものは事業開始までに都道府県知事（中核市にあつては市長）に届出を行わなければならない。

表 5 平成 30 年度住宅宿泊事業法に基づく届出件数

	届出件数	調査・監視指導件数
届出住宅	142	124
合 計	142	124

3 医事薬事

1) 業務内容

病院、診療所等の医療提供施設が、良質な医療を提供できるように、監視業務を実施している。

医薬品の品質・有効性及び安全性を確保するため、薬局等の薬事監視の強化、無承認無許可医薬品の指導取締り、医薬分業の推進を図ると共に、地域住民の医療の確保に努めている。

また、毒物劇物の危害を防止するために、毒物劇物営業者等の監視業務を実施している。

現在、危険ドラッグと称される指定薬物の乱用が大きな社会問題となっているが、薬物使用の低年齢化を防ぐために、那覇市教育委員会を通じて学校関係者及び沖縄県と連携を取りながら、地域に密着し

た啓発活動等を実施している。

その他に、医師等医療従事者の免許申請、病院、診療所及び薬局等の開設許可等に関する業務を実施している。

2) 医療施設数

平成 30 年度の医療施設は、病院 18 件、診療所 302 件、歯科診療所 193 件、総数 513 件である。

表 1 平成 30 年度医療施設数

種別	総数	病 院					診 療 所								歯科診療所		
		国 立	赤 十 字	法 人	個 人	計	国 立	県 立	市 町 村	赤 十 字	共 済 ・ 健 保	法 人	個 人	計	法 人	個 人	計
那覇市	513	1	1	16	0	18	5	1	1	3	7	134	151	302	32	161	193

3) 医療監視指導状況

平成 30 年度の病院における医療監視不適事項は、職員の健康診断における診断項目の不足や感染性廃棄物の処理における産業廃棄物処分業者との委託契約書が確認できないことが挙げられた。不適事項については、改善の時期、方法等を具体的に記した改善報告書を提出させ、指導を行っている。

表 2 平成 30 年度医療監視結果

施設数	違反件数合計	違反内容				
18	2	医 療 従事者数	管理	業務委託	帳票記録	その他
			1	1		

4) 医療従事者の免許申請及び籍訂正・書換え交付申請等件数

平成 30 年度の医療従事者の免許申請等は、総数で 552 件となっており、最も多いのが看護師 (254 件)、次いで保健師 (52 件) となっている。看護師及び保健師で全体の約 55% を占めている。

表 3 平成 30 年度医療従事者の免許申請及び籍訂正・書換え交付申請等件数

職種	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	合計
件数	66	11	45	52	16	254	16	7	21	0	41	21	2	552

5) 施術所数

平成 30 年度のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所は 190 件、柔道整復師の施術所は 114 件である。

表 4 平成 30 年度施術所数

	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	柔道整復師
施術所数	190	114

6) 病院一覧

表 5 病院一覧表

施設名	所在地	病床数	電話番号
医療法人おもと会 大浜第一病院	那覇市字天久 1000 番地	214	866-5171
医療法人はごろも会 仲本病院	那覇市古島 1 丁目 22 番地 1	75	885-3333
特定医療法人葦の会 オリブ山病院	那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地	343	886-2311
川平病院	那覇市古波蔵 3 丁目 5 番 25 号	82	836-1101
おもろまちメディカルセンター	那覇市上之屋 1 丁目 3 番 1 号	154	867-2116
医療法人天仁会 天久台病院	那覇市天久 1123 番地	333	868-2101
医療法人陽心会 大道中央病院	那覇市安里 1 丁目 1 番 37 号	224	869-0005
医療法人緑寿会 小緑病院	那覇市字小緑 547 番地 1	70	857-1789
沖縄南部療育医療センター	那覇市寄宮 2 丁目 3 番 1 号	140	832-3283
糸数病院	那覇市泊 1 丁目 28 番地 1	35	863-4103
自衛隊那覇病院	那覇市字当間 301 番地	50	857-1191
田崎病院	那覇市字松川 319 番地	170	885-2375
西武門病院	那覇市東町 5 番 22 号	55	868-2468
沖縄赤十字病院	那覇市与儀 1 丁目 3 番 1 号	314	853-3134
那覇市立病院	那覇市古島 2 丁目 31 番地 1	470	884-5111
琉生病院	那覇市字大道 56 番地	88	885-5131
沖縄協同病院	那覇市古波蔵 4 丁目 10 番 55 号	280	853-1200
医療法人寿仁会 沖縄セントラル病院	那覇市与儀 1 丁目 26 番 6 号	137	854-5511

7) 薬局、医薬品販売業の施設数

平成 31 年 3 月末現在、薬局及び医薬品販売業は 306 件あり、その内薬局が 169 件で、全体の 55 %を占めている。

表6 平成30年度薬局、医薬品販売業の施設数

業 態 市町村名	薬 局	医 薬 品 販 売 業			合 計
		店 舗 販 売 業	卸 売 販 売 業	特 例 販 売 業	
那覇市	169	94	41	2	306

8) 医療機器販売業・貸与業許可、届出施設数

平成31年3月末現在、高度管理医療機器等販売業・貸与業施設数は200件、管理医療機器販売業・貸与業施設数は974件、総数で1,174件となっている。

表7 平成30年度医療機器販売業・貸与業営業所数

業 態 市町村名	医療機器販売業・貸与業		
	高度管理医療機器 等販売業・貸与業	管理医療機器販売 業・貸与業	合 計
那覇市	200	974	1,174

9) 薬局(薬局医薬品製造業含む)及び医薬品販売業に係る薬事監視状況

平成30年度末における許可施設数は329件。立入検査を行った施設数は98件で、30%の実施率となっている。そのうち違反発見件数は1件であった。

表8 平成30年度薬局、薬局医薬品製造業及び医薬品販売業に係る薬事監視状況

年 次	許可 届出 施設 数	立入 検査 施行 実施 数	違反 発見 施設 数	違反発見件数										処分件数					告 発 件 数
				無 許 可 ・ 無 届 業	無 許 可 品	不正 表示 品	違反 広告	毒 劇 薬 の 譲 渡	毒 劇 薬 の 貯 蔵 陳 列	要 指 示 薬 の 取 扱	制 限 品 目 の 販 売	構 造 設 備 等 の 不 備	そ の 他	許可 取消 ・ 業 務 停 止	構 造 設 備 改 善 命 令	検 査 命 令	廃 業	そ の 他	
30	329	98	1										1					1	

10) 毒物劇物販売業施設数

平成31年3月末現在、販売業施設の総数は83件となっている。

表9 平成30年度毒物劇物販売業施設数

業 態 市町村名	一般販売業	農業用品目 販 売 業	特定品目 販 売 業
那覇市	74	5	4

11) 毒物劇物に係る監視状況

平成31年3月末現在、登録数は83件、立入検査を行った施設数は14件で17%の実施率であり、違反件数は0件であった。

表10 平成30年度毒物劇物販売業監視施設数

	登録施設数	立入検査実施数	違反発見施設数	違反発見件数										処分件数				その他	告発件数
				無登録	混同保管	施錠設備	設備無届変更	表示	譲渡証記載	責任者義務	責任者無届変更	不良品	その他	登録取消・業務停止	構造設備改善命令	始末書等	その他		
件数	83	14	0																
率			0																

Ⅲ 人口統計

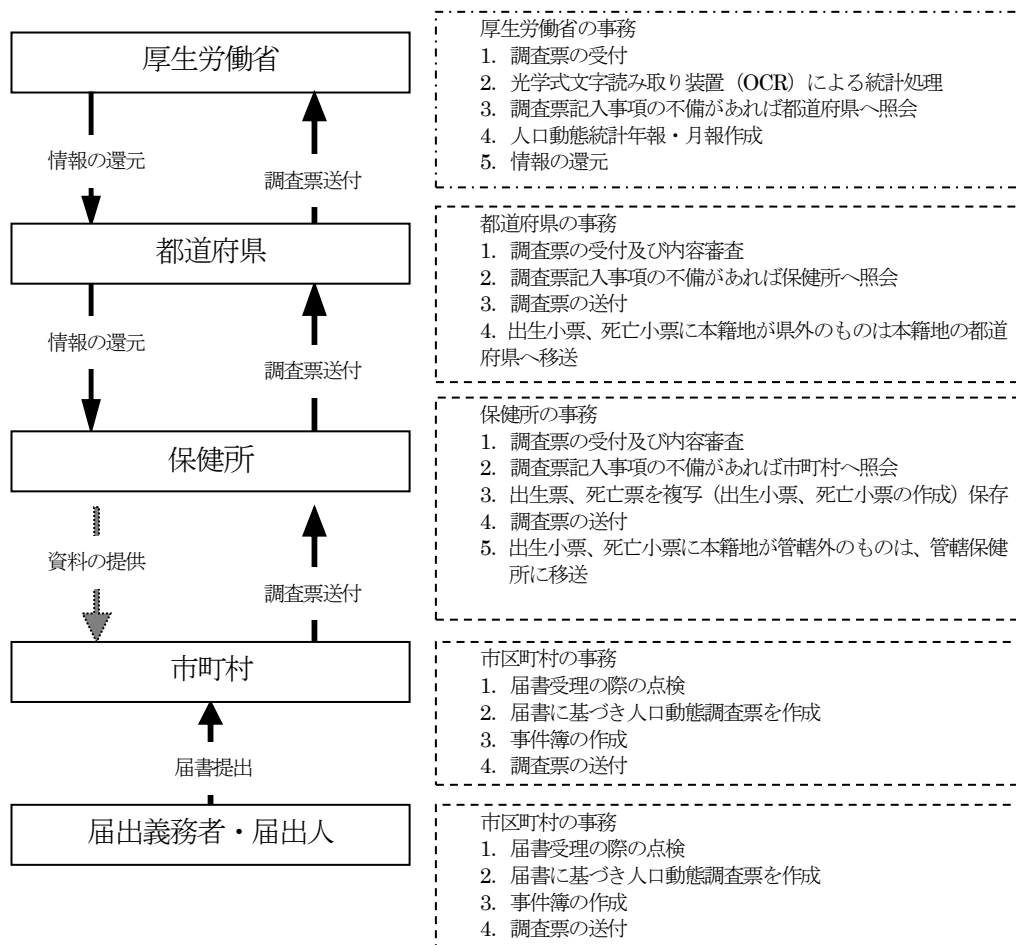
Ⅲ 人口統計

1 人口動態統計

1) 人口動態調査の概略

人口動態統計は、明治4年(1871年)の「戸籍法三十三則」により戸籍簿が完成されたことから、翌明治5年にはじまった。当初は出生と死亡についてのみ調査していたが、明治17年から婚姻と離婚が、明治19年からは死産が加わった。明治32年には、それまでの市町村が年報によってそれぞれの発生数を報告する方法から、1事件1枚の個別票を作成して内閣統計局で中央集計する方法をとることになった。昭和22年には、人口動態事象の中でも特に出生、死亡、死産が公衆衛生施策の中心的資料になるという観点から、調査が総理庁統計局から厚生省に移管されたのを期に、保健所が調査票の収集・利用機関となった。このことが死亡率の急速な低下等、公衆衛生の発展に大きな影響を与えたといわれる。

図1 人口動態調査体系図



2) 調査の方法

人口動態統計調査は、出生、死亡、死産、婚姻、及び離婚について、その届出を受けた市町村長が1事件につき1枚の調査票を作成する。出生、死亡、婚姻及び離婚の各調査票は戸籍法による届書から、死産の調査票は死産の届出に関する規程による届書、その他の関係書類に基づいて作成される。作成された調査票は、保健所長、都道府県知事を経由して厚生労働省に提出される。厚生労働省ではこれらの調査票を集計して人口動態統計を作成し結果を公表している。

3) 用語の説明

- 自然増加 : 出生数から死亡数を減じたもの
- 低体重児出生 : 出生時の体重が2,500g未満のもの
- 乳児死亡 : 生後1年未満の死亡
- 新生児死亡 : 生後4週未満の死亡
- 早期新生児死亡 : 生後1週未満の死亡
- 死産 : 妊娠満12週以後の死児の出産
- 周産期死亡 : 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

4) 比率・指数の解説

$$\text{出生・死亡・婚姻・離婚} = \frac{\text{年間件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000 \text{ (又は 100,000)}$$

[分母に用いた人口 (表 5)]

$$\text{自然増加率} = \frac{(\text{年間出生数} - \text{年間死亡数})}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

[分母に用いた人口(表 5)]

$$\text{死産率 (総数・自然・人口)} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間出産数 (年間出生数+年間死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡・新生児死亡・早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間出生数+年間妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

2 那覇市人口

1) 年齢（5歳階級）別人口

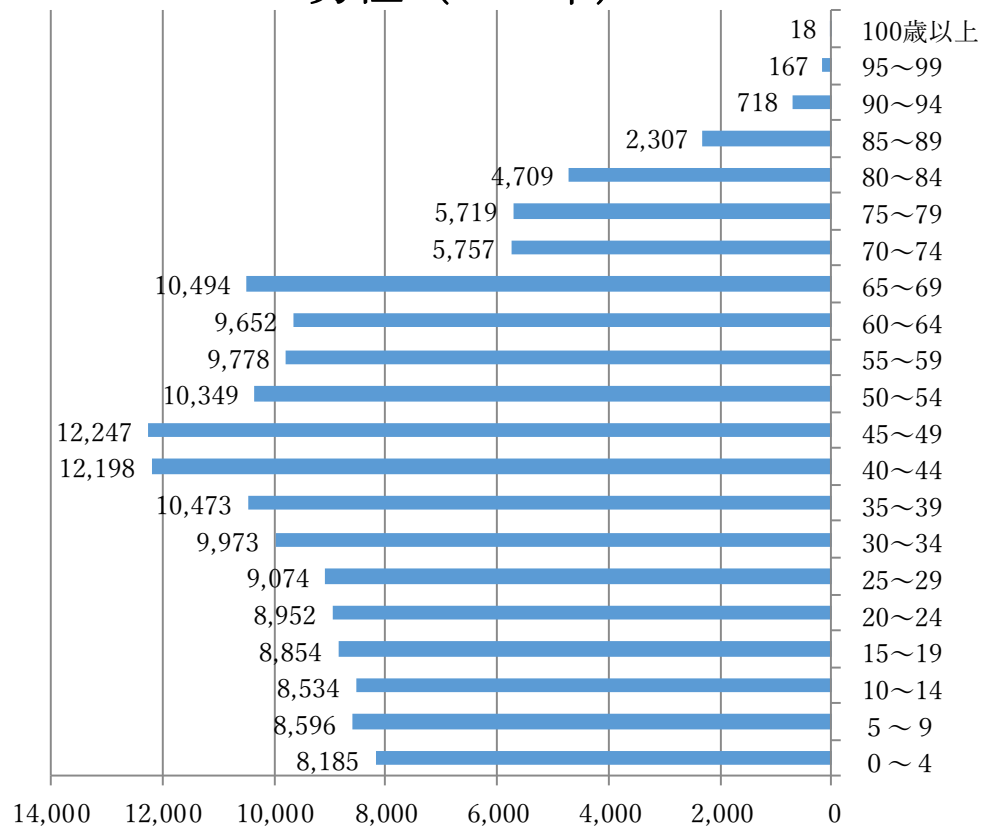
平成 29 年 12 月 31 日現在（平成 28 年は平成 28 年 12 月 31 日現在。）単位は人。

各歳別（年齢）	男（H28 年）	女（H28 年）	男（H29 年）	女（H29 年）	男女合計（H28 年）	男女合計（H29 年）
0～4	8,453	8,093	8,185	7,873	16,546	16,058
5～9	8,614	8,361	8,596	8,335	16,975	16,931
10～14	8,727	8,202	8,534	8,191	16,929	16,725
15～19	8,836	8,569	8,854	8,553	17,405	17,407
20～24	9,083	8,385	8,952	8,355	17,468	17,307
25～29	9,325	8,801	9,074	8,530	18,126	17,604
30～34	10,160	10,325	9,973	10,016	20,485	19,989
35～39	10,666	10,936	10,473	10,625	21,602	21,098
40～44	12,635	12,517	12,198	12,260	25,152	24,458
45～49	12,083	12,212	12,247	12,303	24,295	24,550
50～54	10,046	10,291	10,349	10,676	20,337	21,025
55～59	9,629	9,993	9,778	10,009	19,622	19,787
60～64	10,186	10,520	9,652	10,081	20,706	19,733
65～69	10,275	11,182	10,494	11,276	21,457	21,770
70～74	5,264	6,539	5,757	7,099	11,803	12,856
75～79	5,832	7,844	5,719	7,711	13,676	13,430
80～84	4,514	6,701	4,709	6,857	11,215	11,566
85～89	2,152	4,355	2,307	4,575	6,507	6,882
90～94	671	2,082	718	2,218	2,753	2,936
95～99	146	776	167	826	922	993
100 歳以上	21	155	18	167	176	185
合計	157,318	166,839	156,754	166,536	324,157	323,290

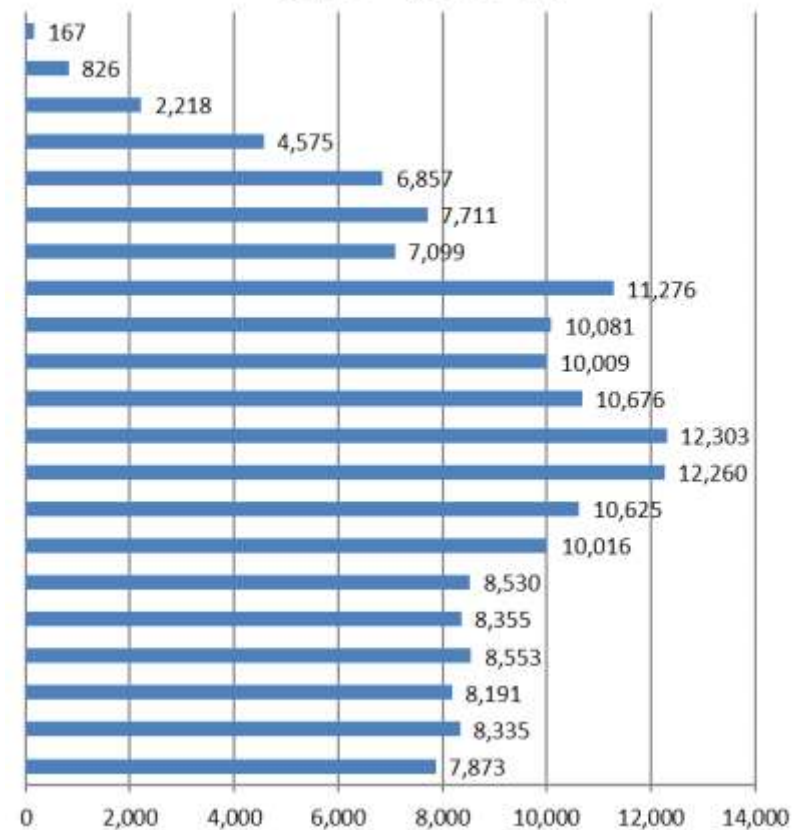
那覇市統計書 平成 29 年版より

2) 平成29年 年齢（5歳階級）別人口ピラミッド

男性（H29年）



女性（H29年）



3) 市・県・国の人口動態の推移

		出生数 (出生率・人口千対)	死亡数 (死亡率・人口千対)	乳児死亡数 (乳児死亡率・出生千対)	新生児死亡数 (新生児死亡率・出生千対)	死産数			周産期死亡			婚姻件数 (婚姻率・人口千対)	離婚件数 (離婚率・人口千対)	人口 (千人)
						総数 (死産率・出産千対)	自然死産 (自然死産率・出産千対)	人工死産 (人口死産率・出産千対)	総数 (周産期死亡率・出産千対)	22週以後の死産数 (22週以後の死産率・出産千対)	早期新生児死亡数 (早期新生児死亡率・出産千対)			
平成27年	那覇市	3,320 (10.3)	2,633 (8.2)	6 (1.8)	2 (0.6)	84 (24.9)	51 (15.1)	33 (9.8)	13 (2.0)	12 (1.8)	1 (0.2)	1,828 (5.7)	744 (2.3)	321
	沖縄県	16,941 (11.8)	11,326 (7.9)	34 (2.0)	16 (0.9)	423 (24.4)	203 (11.6)	220 (12.7)	55 (3.2)	47 (2.8)	8 (0.5)	8,695 (6.1)	3,603 (2.5)	1,434
	全国	1,005,656 (8.1)	1,290,428 (10.4)	1,916 (1.9)	902 (0.9)	22,621 (22.0)	10,858 (10.6)	11,763 (11.4)	3,729 (3.7)	3,064 (3.0)	665 (0.7)	635,096 (5.1)	226,198 (1.8)	125,362
平成28年	那覇市	3,176 (9.8)	2,604 (8.0)	8 (2.5)	2 (0.6)	92 (28.2)	57 (17.4)	35 (10.7)	19 (6.0)	17 (5.3)	2 (0.7)	1,794 (5.5)	788 (2.4)	324
	沖縄県	16,617 (11.6)	11,706 (8.2)	31 (1.9)	14 (0.8)	434 (25.5)	213 (12.5)	221 (13)	63 (3.8)	52 (3.1)	11 (0.7)	8,464 (5.9)	3,700 (2.6)	1,427
	全国	976,978 (7.8)	1,307,748 (10.5)	1,928 (2.0)	874 (0.9)	20,934 (21.0)	10,067 (10.1)	10,867 (10.9)	3,516 (3.6)	2,840 (2.9)	676 (0.7)	620,531 (5.0)	216,798 (1.7)	125,020
平成29年	那覇市	3,084 (9.5)	2,717 (8.3)	11 (3.5)	7 (2.2)	77 (24.3)	35 (11.2)	42 (13.4)	12 (3.8)	8 (2.5)	4 (1.3)	1,775 (5.5)	697 (2.2)	323
	沖縄県	16,217 (11.3)	11,945 (8.4)	41 (2.5)	22 (1.4)	428 (25.7)	202 (12.1)	226 (13.6)	62 (3.8)	46 (2.8)	16 (1.0)	8,084 (5.7)	3,484 (2.4)	1,429
	全国	946,065 (7.6)	1,340,397 (10.8)	1,761 (1.9)	832 (0.9)	20,358 (21.1)	9,738 (10.1)	10,620 (11.0)	3,308 (3.5)	2,683 (2.8)	625 (0.7)	606,866 (4.9)	212,262 (1.7)	124,648

出典：「人口動態調査確定数」（厚生労働省）、「沖縄県人口動態統計」

出生・死亡・婚姻・離婚率は、人口千対、乳児・新生児死亡率は、出生千対。

死産率は、出産（出生＋死産）千対、周産期死亡率は出産（出生＋22週以後の死産）千対である。

死因別分類表

本書の死因、疾患統計に使用されている統計分類表は、WHO より定められた「疾患および関連保険問題の国際統計分類」(International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems 「ICD」と略)に基づいており、最新の分類は、平成 28 年 1 月より「ICD-10 (2013 年版) 準拠」が適用されました。以下の死因分類表は市内の死因原因について、死亡票を基に死因簡単分類表として保健所で集計したものです。

死因分類表の用語解説

疾病、傷害及び死因分類基本分類表（基本分類）

「ICD-10 (2013 年版) 準拠」の 3 桁及び 4 桁の基本となる分類項目で、この基本分類は約 14,600 項目からなっており保健・衛生行政、医学研究等の基礎となる分類です。

死因簡単分類表

基本分類の分類項目を集約し、死亡構造を概観できるものとされている分類表です。項目は、死亡数が一定数以上認められるもの、国民、研究者等に関心の高いものが選ばれています。項目数は約 130 あります。

「ICD の ABC (厚生労働省)」より

1) 性別にみた死因順位（第10位まで）別、死亡数・構成割合

平成27年				平成28年				平成29年			
順位	死 因	死亡数 (人)	死亡総 数に占め る割合 (%)	順位	死 因	死亡数 (人)	死亡総 数に占め る割合 (%)	順位	死 因	死亡数 (人)	死亡総 数に占め る割合 (%)
総 数											
	全死因合計	2,633	100.0		全死因合計	2,604	100.0		全死因合計	2,717	100.0
1	悪性新生物	792	30.1	1	悪性新生物	667	25.6	1	悪性新生物	703	25.9
2	心疾患	349	13.3	2	心疾患	370	14.2	2	心疾患	338	12.4
3	肺炎	245	9.3	3	肺炎	230	8.8	3	脳血管疾患	201	7.4
4	脳血管疾患	168	6.4	4	脳血管疾患	223	8.6	4	肺炎	198	7.3
5	老衰	107	4.1	5	老衰	130	5.0	5	老衰	145	5.3
6	自殺	76	2.9	6	自殺	65	2.5	6	肝疾患	66	2.4
7	敗血症	54	2.1	7	不慮の事故	55	2.1	7	不慮の事故	65	2.4
8	不慮の事故	50	1.9	8	肝疾患	54	2.1	8	自殺	47	1.7
9	肝疾患	48	1.8	9	敗血症	51	2.0	9	大動脈瘤及び解離	46	1.7
10	大動脈瘤及び解離	46	1.7	10	慢性閉塞性肺疾患	43	1.7	10	糖尿病	46	1.7
男											
	全死因合計	1,377	100.0		全死因合計	1,384	100.0		全死因合計	1,444	100.0
1	悪性新生物	450	32.7	1	悪性新生物	388	28.0	1	悪性新生物	418	28.9
2	心疾患	157	11.4	2	心疾患	170	12.3	2	心疾患	176	12.2
3	肺炎	142	10.3	3	脳血管疾患	136	9.8	3	肺炎	112	7.8
4	脳血管疾患	82	6.0	4	肺炎	130	9.4	4	脳血管疾患	105	7.3
5	自殺	59	4.3	5	自殺	46	3.3	5	不慮の事故	45	3.1
6	不慮の事故	37	2.7	6	肝疾患	43	3.1	6	肝疾患	42	2.9
7	肝疾患	35	2.5	7	不慮の事故	36	2.6	7	糖尿病	32	2.2
8	老衰	30	2.2	8	老衰	28	2.0	8	慢性閉塞性肺疾患	30	2.1
9	敗血症	22	1.6	9	敗血症	26	1.9	9	自殺	29	2.0
10	大動脈瘤及び解離	20	1.5	10	糖尿病	23	1.7	10	老衰	26	1.8
女											
	全死因合計	1,256	100.0		全死因合計	1,220	100.0		全死因合計	1,273	100.0
1	悪性新生物	342	27.2	1	悪性新生物	279	22.9	1	悪性新生物	285	22.4
2	心疾患	192	15.3	2	心疾患	200	16.4	2	心疾患	162	12.7
3	肺炎	103	8.2	3	老衰	102	8.4	3	老衰	119	9.3
4	脳血管疾患	86	6.8	4	肺炎	100	8.2	4	脳血管疾患	96	7.5
5	老衰	77	6.1	5	脳血管疾患	87	7.1	5	肺炎	86	6.8
6	敗血症	32	2.5	6	敗血症	25	2.0	6	大動脈瘤及び解離	30	2.4
7	大動脈瘤及び解離	26	2.1	7	大動脈瘤及び解離	23	1.9	7	腎不全	25	2.0
8	腎不全	24	1.9	8	腎不全	21	1.7	8	肝疾患	24	1.9
9	糖尿病	23	1.8	9	自殺	19	1.6	9	不慮の事故	20	1.6
10	自殺	17	1.4	10	糖尿病	16	1.3	10	自殺	18	1.4

注：「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く）」である。

順位について、死亡数同数の場合は、分類コードの上位から順位を付している。

2) 悪性新生物の主な部位別及び生活習慣病の死亡数・死亡割合の推移と県・国との比較

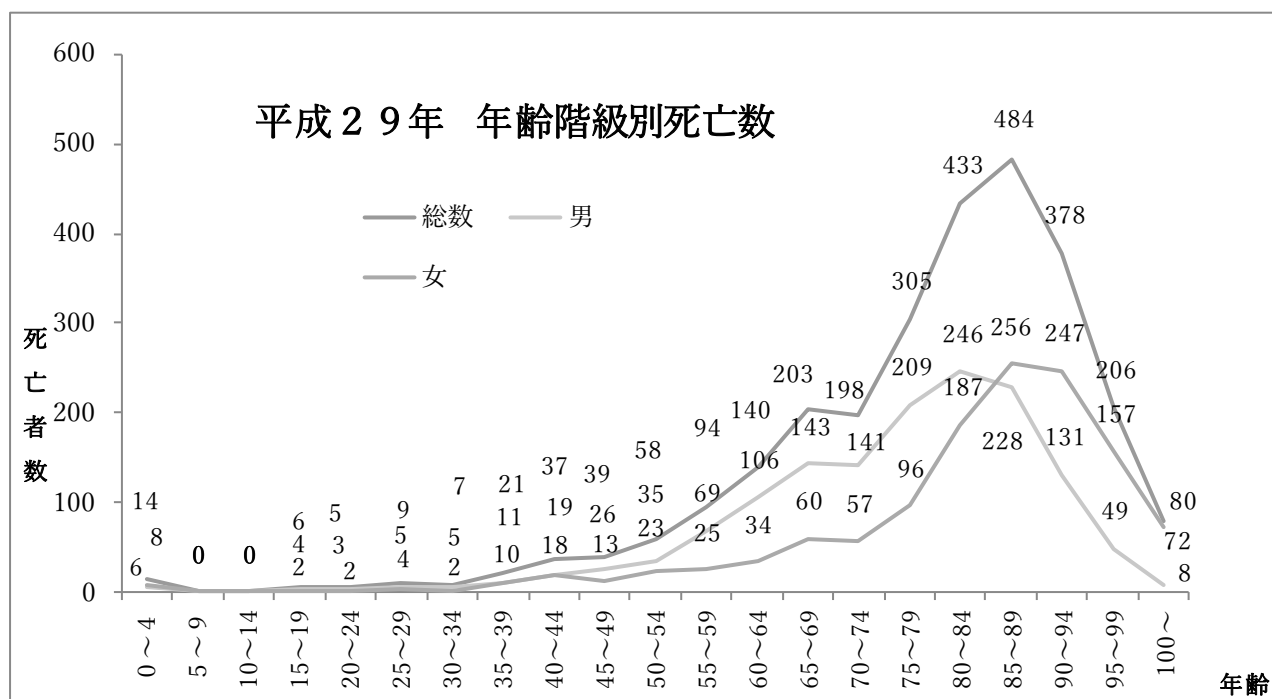
	平成27年		平成28年		平成29年		沖縄県 (平成29年)		全国 (平成29年)	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
合 計	2,633	100.0	2,604	100.0	2,717	100.0	11,945	100.0	1,340,397	100.0
悪性新生物	792	30.1	667	25.6	703	25.9	3,034	25.4	373,334	27.9
(食道)	21	0.8	29	1.1	15	0.6	86	0.7	11,568	0.9
(胃)	62	2.4	57	2.2	64	2.4	239	2.0	45,226	3.4
(大腸) *	123	4.7	104	4.0	101	3.7	449	3.8	50,681	3.8
(肝臓)	55	2.1	51	2.0	49	1.8	181	1.5	27,114	2.0
(胆のう)	37	1.4	33	1.3	35	1.3	173	1.4	18,179	1.4
(膵臓)	42	1.6	52	2.0	60	2.2	217	1.8	34,224	2.6
(気管・気管支・肺)	154	5.8	112	4.3	142	5.2	601	5.0	74,120	5.5
(乳房)	29	1.1	33	1.3	29	1.1	134	1.1	14,384	1.1
(子宮)	28	1.1	21	0.8	23	0.8	80	0.7	6,611	0.5
(卵巣)	16	0.6	13	0.5	8	0.3	39	0.3	4,745	0.4
(前立腺)	24	0.9	16	0.6	23	0.8	112	0.9	12,013	0.9
(白血病)	38	1.4	27	1.0	27	1.0	149	1.2	8,570	0.6
(その他)	91	3.5	119	4.6	127	4.7	574	4.8	65,899	4.9
心疾患(高血圧性を除く)	349	13.3	370	14.2	338	12.4	1,686	14.1	204,837	15.3
(急性心筋梗塞)	75	2.8	86	3.3	63	2.3	348	2.9	34,950	2.6
(心不全)	101	3.8	90	3.5	89	3.3	455	3.8	80,817	6.0
(その他)	173	6.6	194	7.5	186	6.8	883	7.4	89,070	6.6
脳血管疾患	168	6.4	223	8.6	201	7.4	957	8.0	109,880	8.2
(脳内出血)	62	2.4	79	3.0	74	2.7	343	2.9	32,654	2.4
(脳梗塞)	82	3.1	104	4.0	100	3.7	457	3.8	62,122	4.6
(その他)	24	0.9	40	1.5	27	1.0	157	1.3	15,104	1.1
糖尿病	39	1.5	39	1.5	46	1.7	165	1.4	13,969	1.0

注：* 「結腸」と「直腸S状結腸移行部及び直腸」を示す。

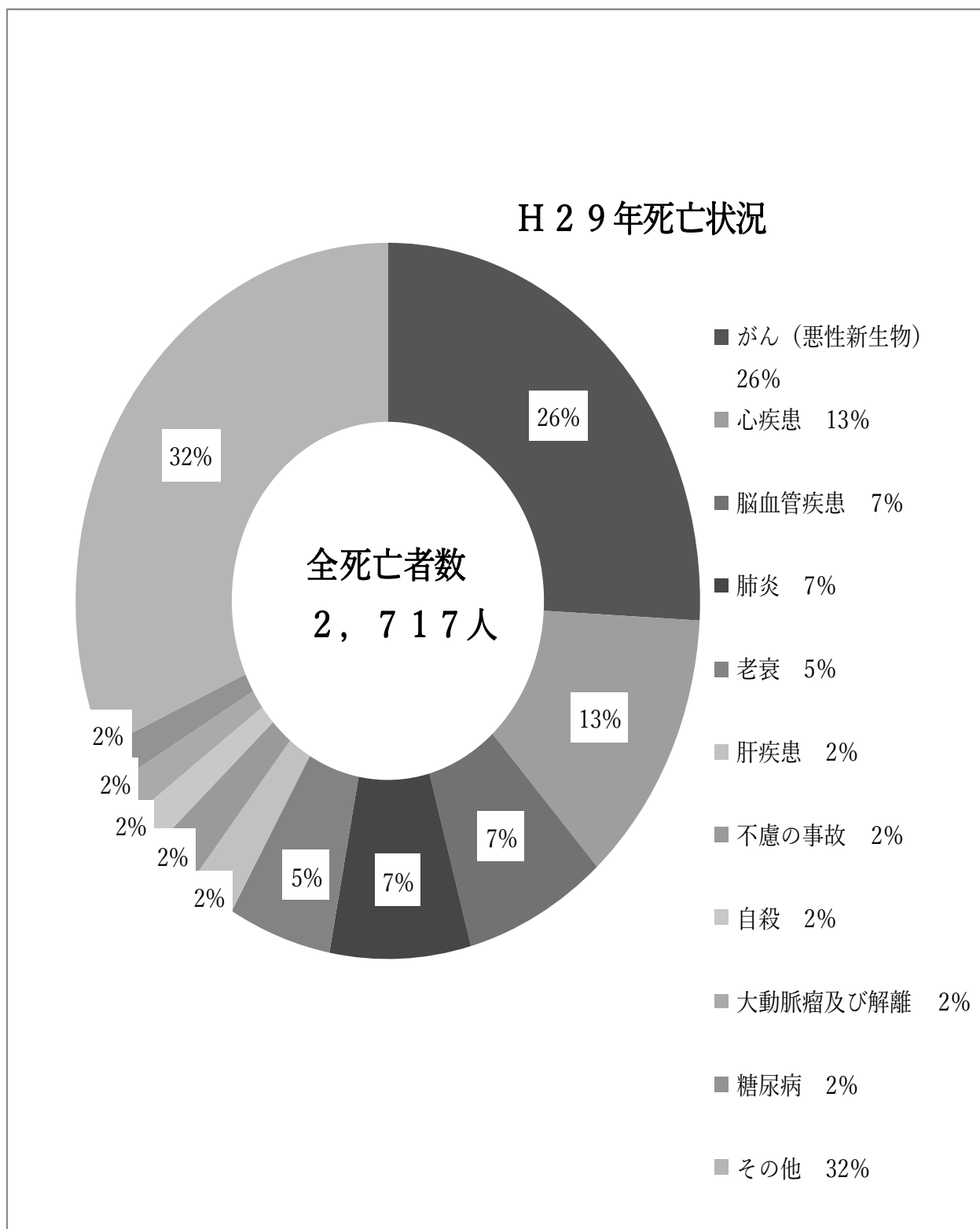
平成29年 人口動態調査(厚生労働省)より

3) 年齢階級別死亡数

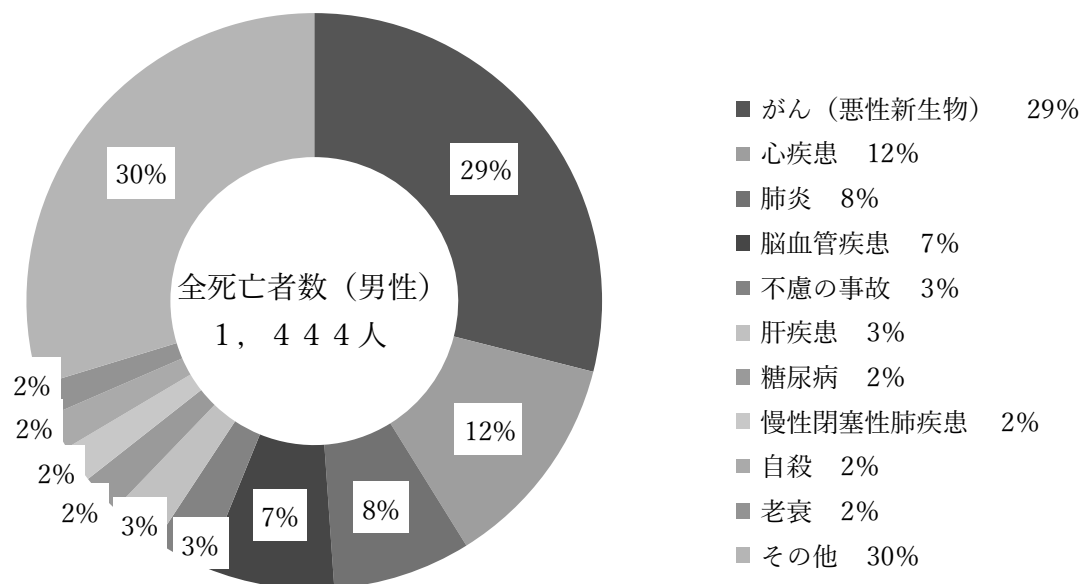
	平成 27 年			平成 28 年			平成 29 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
年齢	2,633	1,377	1,256	2,604	1,384	1,220	2,717	1,444	1,273
0～4	7	6	1	8	5	3	14	6	8
5～9	1	0	1	2	1	1	0	0	0
10～14	0	0	0	1	1	0	0	0	0
15～19	1	0	1	3	3	0	6	4	2
20～24	7	5	2	8	6	2	5	3	2
25～29	7	5	2	5	3	2	9	5	4
30～34	12	3	9	14	10	4	7	5	2
35～39	19	10	9	16	7	9	21	11	10
40～44	34	22	12	39	21	18	37	19	18
45～49	44	27	17	48	33	15	39	26	13
50～54	57	40	17	60	43	17	58	35	23
55～59	94	61	33	91	65	26	94	69	25
60～64	179	121	58	154	114	40	140	106	34
65～69	181	143	38	206	150	56	203	143	60
70～74	178	120	58	155	109	46	198	141	57
75～79	311	184	127	325	201	124	305	209	96
80～84	423	240	183	420	248	172	433	246	187
85～89	468	223	245	456	211	245	484	228	256
90～94	350	121	229	332	110	222	378	131	247
95～99	191	41	150	187	31	156	206	49	157
100～	69	5	64	74	12	62	80	8	72



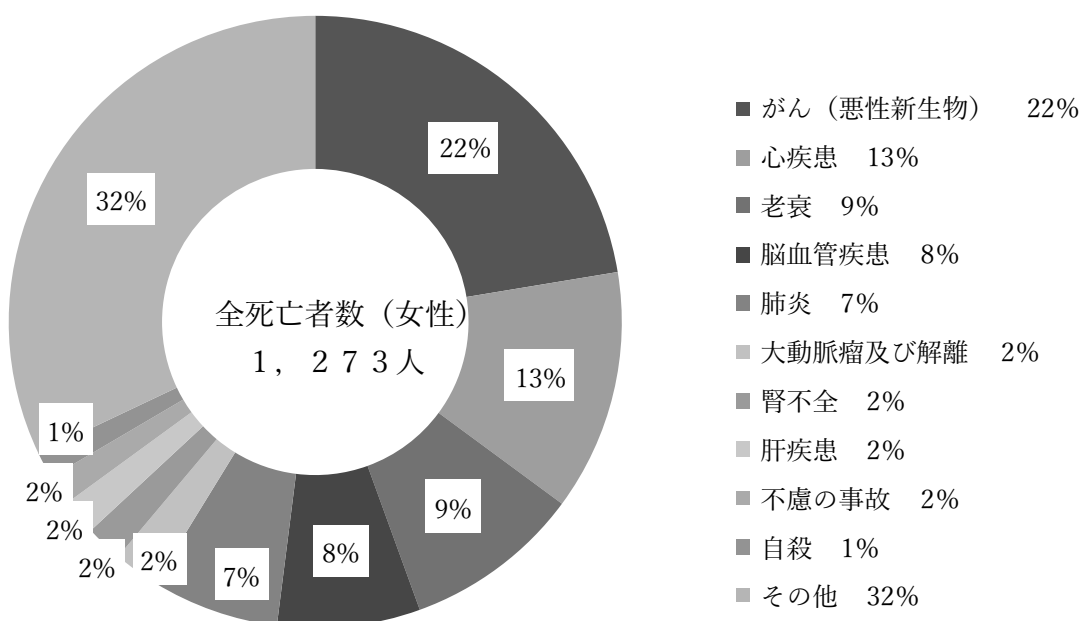
4) 主要死因の割合



H 2 9 年死亡状況（全年齢）男性



H 2 9 死亡状況（全年齢）女性



5) H29 年 死因分類別死亡数 (5 歳分類別 男女計)

死因分類別死亡数 (5 歳分類別・男女計) 那覇市		計			死亡総数に占める割合 (%)			0歳			1～4歳		
分類コード	死因分類名	総計	男 (小計)	女 (小計)	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全 死 因 合 計		2717	1444	1273	100	100	100	5	6	11	1	2	3
01100	腸管感染症	11	6	5	0.4	0.4	0.4						
01201	呼吸器結核	6	1	5	0.1	0.4	0.2						
01202	その他の結核	3		3	0.0	0.2	0.1						
01300	敗血症	37	19	18	1.3	1.4	1.4						
01401	B型ウイルス性肝炎	5	3	2	0.2	0.2	0.2						
01402	C型ウイルス性肝炎	4	3	1	0.2	0.1	0.1						
01403	その他のウイルス性肝炎	1		1	0.0	0.1	0.0						
01600	その他の感染症及び寄生虫症	10	3	7	0.2	0.5	0.4						
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	22	18	4	1.2	0.3	0.8						
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	15	11	4	0.8	0.3	0.6						
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	64	44	20	3.0	1.6	2.4						
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	68	33	35	2.3	2.7	2.5						
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	33	20	13	1.4	1.0	1.2						
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	49	34	15	2.4	1.2	1.8						
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	35	15	20	1.0	1.6	1.3						
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>	60	31	29	2.1	2.3	2.2						
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	1	1		0.1	0.0	0.0						
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	142	107	35	7.4	2.7	5.2						
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	2	1	1	0.1	0.1	0.1						
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	29		29	0.0	2.3	1.1						
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	23		23	0.0	1.8	0.8						
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	8		8	0.0	0.6	0.3						
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	23	23		1.6	0.0	0.8						
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	18	14	4	1.0	0.3	0.7						
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	6	3	3	0.2	0.2	0.2						
02118	悪性リンパ腫	24	12	12	0.8	0.9	0.9						
02119	白血病	27	14	13	1.0	1.0	1.0						
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	7	3	4	0.2	0.3	0.3						
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	47	34	13	2.4	1.0	1.7						
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	8	6	2	0.4	0.2	0.3						
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	20	13	7	0.9	0.5	0.7						
03100	貧血	5	3	2	0.2	0.2	0.2						
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3	2	1	0.1	0.1	0.1						
04100	糖尿病	46	32	14	2.2	1.1	1.7						
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	32	17	15	1.2	1.2	1.2						
05100	血管性及び詳細不明の認知症	21	4	17	0.3	1.3	0.8						
05200	その他の精神及び行動の障害	7	5	2	0.3	0.2	0.3						
06100	髄膜炎	1	1		0.1	0.0	0.0						
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	3	2	1	0.1	0.1	0.1						
06300	パーキンソン病	21	11	10	0.8	0.8	0.8						
06400	アルツハイマー病	16	8	8	0.6	0.6	0.6						
06500	その他の神経系の疾患	21	12	9	0.8	0.7	0.8						
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	18	5	13	0.3	1.0	0.7						
09102	その他の高血圧性疾患	30	17	13	1.2	1.0	1.1						
09201	慢性リウマチ性心疾患	7	1	6	0.1	0.5	0.3						
09202	急性心筋梗塞	63	42	21	2.9	1.6	2.3						
09203	その他の虚血性心疾患	78	46	32	3.2	2.5	2.9						
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	34	10	24	0.7	1.9	1.3						
09205	心筋症	9	3	6	0.2	0.5	0.3						
09206	不整脈及び伝導障害	37	19	18	1.3	1.4	1.4						
09207	心不全	89	41	48	2.8	3.8	3.3						

[illegible]

死因分類別死亡数（５歳分類別・男女計）那覇市		50～54歳			55～59歳			60～64歳			65～69歳		
分類コード	死因分類名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全 死 因 合 計		35	23	58	69	25	94	106	34	140	143	60	203
01100	腸管感染症							1		1	1		1
01201	呼吸器結核				1		1						
01202	その他の結核												
01300	敗血症				1		1	1		1	3	1	4
01401	B型ウイルス性肝炎								1	1	2		2
01402	C型ウイルス性肝炎							2		2		1	1
01403	その他のウイルス性肝炎												
01600	その他の感染症及び寄生虫症										1		1
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	1		1				1		1	2		2
02102	食道の悪性新生物＜腫瘍＞					1	1	3		3	1	1	2
02103	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	1	1	2	2		2	5		5	2		2
02104	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	1		1	2	1	3	3	3	6	5	4	9
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	1	1	2	1		1	6	2	8	1		1
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞				2		2	4	1	5	5	3	8
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞				1	2	3	1		1	3	1	4
02108	膵の悪性新生物＜腫瘍＞				2	1	3	4	1	5	1	4	5
02109	喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞										1		1
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	1		1	5	1	6	8	2	10	18	2	20
02111	皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞										1		1
02112	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞		5	5		2	2		1	1		7	7
02113	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞		4	4		3	3		1	1		4	4
02114	卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞		1	1		1	1		1	1		1	1
02115	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞				1		1	1		1			
02116	膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞				2		2	1		1	2		2
02117	中枢神経系の悪性新生物＜腫瘍＞											1	1
02118	悪性リンパ腫	1		1				1		1	1	1	2
02119	白血病		1	1	1	1	2				3	2	5
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞												
02121	その他の悪性新生物＜腫瘍＞				1		1	2		2	4	3	7
02201	中枢神経系のその他の新生物＜腫瘍＞												
02202	中枢神経系を除くその他の新生物＜腫瘍＞				1		1				5	1	6
03100	貧血										2		2
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害							1		1			
04100	糖尿病				5		5	8		8	3	2	5
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患										3	1	4
05100	血管性及び詳細不明の認知症												
05200	その他の精神及び行動の障害	1		1	2		2		2	2	1		1
06100	髄膜炎												
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群				1		1						
06300	パーキンソン病											1	1
06400	アルツハイマー病							1		1			
06500	その他の神経系の疾患	1		1	1		1	1	1	2			
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患												
09102	その他の高血圧性疾患	2		2				3	1	4	1		1
09201	慢性リウマチ性心疾患												
09202	急性心筋梗塞				1		1	4	1	5	7		7
09203	その他の虚血性心疾患	4		4	2		2	2		2	6		6
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患										1		1
09205	心筋症		1	1							2		2
09206	不整脈及び伝導障害	1		1							1	2	3
09207	心不全							2		2	1	2	3

70～74歳			75～79歳			80～84歳			85～89歳			90～94歳			95～99歳			100歳以上		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
141	57	198	209	96	305	246	187	433	228	256	484	131	247	378	49	157	206	8	72	80
						2	1	3	2	1	3		2	2					1	1
				1	1		1	1		1	1		1	1					1	1
							1	1					2	2						
2	2	4	1	2	3	5	3	8	4	5	9		1	1	1	3	4		1	1
1		1		1	1															
			1		1															
													1	1						
	1	1	1	1	2	1		1					2	2		1	1		1	1
5	1	6	1	1	2	4		4				3		3		1	1		1	1
2	1	3	3		3		1	1	1		1	1		1						
3	3	6	11	3	14	5	3	8	6	3	9	6	2	8	2	2	4			
3	2	5	6	2	8	5	9	14	5	5	10	1	4	5	1	3	4		2	2
2	1	3	3		3	1	4	5	3	2	5		1	1		1	1			
8		8	6	1	7	6	3	9	3	4	7		3	3						
1	2	3	6	2	8	1	3	4	1	5	6	1	3	4		1	1			
5	4	9	9	7	16	5	6	11	2	5	7	3		3		1	1			
12	6	18	17	2	19	19	11	30	15	7	22	10	3	13	1	1	2			
	1	1																		
	2	2		2	2		3	3		2	2		2	2						
				1	1		4	4		2	2		1	1						
	1	1					1	1												
			3		3	3		3	10		10	1		1	4		4			
1		1	1	1	2	2		2	3	1	4	2	1	3						
1		1							1		1									
1	1	2	1		1	5	4	9	1	3	4	1	1	2		1	1			
1	1	2	2	3	5	5	1	6	1	2	3		1	1	1		1			
1	1	2	1		1	1	1	2		1	1					1	1			
7		7	5	2	7	9	3	12	2	2	4	3		3	1	2	3			
2		2	1	1	2	3		3					1	1						
1	1	2	2		2		1	1	1	2	3	2	2	4	1		1			
										1	1	1	1	2						
			1		1		1	1												
3		3	6	2	8	2	3	5	2	1	3	1	2	3	1	2	3			
2		2	1	1	2		4	4	5	4	9	3	2	5		1	1		2	2
			1	1	2		1	1	3	2	5		4	4		6	6		3	3
			1		1															
			1		1		1	1												
2	1	3	1	3	4	2	2	4	4	2	6	2	1	3						
	1	1		1	1	4	1	5	2		2		1	1	1	3	4		1	1
			3	2	5	3	2	5	1	2	3	1	1	2		1	1			
	1	1	1		1	2	3	5	2	4	6		1	1		2	2		2	2
1	1	2	3		3	2	2	4	3	2	5	1	4	5	1	2	3			
						1	2	3		1	1		2	2		1	1			
8	1	9	5	3	8	11	1	12	4	5	9	1	7	8		1	1			
6	1	7	4	7	11	5	7	12	8	5	13	5	6	11		2	2	1	3	4
	1	1				5	5	10	1	8	9	2	5	7	1	4	5		1	1
	1	1	1		1								2	2		2	2			
3		3	3		3	2	1	3	6	2	8	2	10	12		3	3			
3		3	8		8	2	6	8	10	13	23	8	9	17	6	12	18		6	6

死因分類別死亡数（5歳分類別・男女計）那覇市		計			死亡総数に占める割合（％）			0歳			1～4歳		
分類コード	死因分類名	総計	男（小計）	女（小計）	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全 死 因 合 計		2717	1444	1273	100	100	100	5	6	11	1	2	3
09208	その他の心疾患	21	14	7	1.0	0.5	0.8						
09301	くも膜下出血	21	7	14	0.5	1.1	0.8						
09302	脳内出血	74	47	27	3.3	2.1	2.7						
09303	脳梗塞	100	49	51	3.4	4.0	3.7						
09304	その他の脳血管疾患	6	2	4	0.1	0.3	0.2						
09400	大動脈瘤及び解離	46	16	30	1.1	2.4	1.7						
09500	その他の循環器系の疾患	9	4	5	0.3	0.4	0.3						
10100	インフルエンザ	4	2	2	0.1	0.2	0.1						
10200	肺炎	198	112	86	7.8	6.8	7.3						
10300	急性気管支炎	1		1	0.0	0.1	0.0						
10400	慢性閉塞性肺疾患	45	30	15	2.1	1.2	1.7						
10500	喘息	7	1	6	0.1	0.5	0.3						
10601	誤嚥性肺炎	85	48	37	3.3	2.9	3.1						
10602	間質性肺疾患	54	30	24	2.1	1.9	2.0						
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	41	23	18	1.6	1.4	1.5						
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	5	2	3	0.1	0.2	0.2						
11200	ヘルニア及び腸閉塞	21	10	11	0.7	0.9	0.8						
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	35	16	19	1.1	1.5	1.3						
11302	その他の肝疾患	31	26	5	1.8	0.4	1.1						
11400	その他の消化器系の疾患	74	36	38	2.5	3.0	2.7						
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	10	3	7	0.2	0.5	0.4						
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	24	10	14	0.7	1.1	0.9						
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	20	4	16	0.3	1.3	0.7						
14201	急性腎不全	6	3	3	0.2	0.2	0.2						
14202	慢性腎臓病	45	25	20	1.7	1.6	1.7						
14203	詳細不明の腎不全	5	3	2	0.2	0.2	0.2						
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	37	12	25	0.8	2.0	1.4						
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	4	2	2	0.1	0.2	0.1	2	2				
16400	周産期に特異的な感染症	1	1		0.1	0.0	0.0	1					
16600	その他の周産期に発生した病態	1	1		0.1	0.0	0.0	1					
17100	神経系の先天奇形	2	1	1	0.1	0.1	0.1				1	1	
17201	心臓の先天奇形	1		1	0.0	0.1	0.0		1				
17202	その他の循環器系の先天奇形	2	1	1	0.1	0.1	0.1						
17300	消化器系の先天奇形	1	1		0.1	0.0	0.0						
17400	その他の先天奇形及び変形	2		2	0.0	0.2	0.1		1				
17500	染色体異常，他に分類されないもの	1		1	0.0	0.1	0.0					1	
18100	老衰	145	26	119	1.8	9.3	5.3						
18300	その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	35	23	12	1.6	0.9	1.3	1	2				
20101	交通事故	14	12	2	0.8	0.2	0.5						
20102	転倒・転落・墜落	15	10	5	0.7	0.4	0.6						
20103	不慮の溺死及び溺水	4	3	1	0.2	0.1	0.1						
20104	不慮の窒息	15	8	7	0.6	0.5	0.6						
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	3	2	1	0.1	0.1	0.1						
20107	その他の不慮の事故	14	10	4	0.7	0.3	0.5						
20200	自殺	47	29	18	2.0	1.4	1.7						
20400	その他の外因	36	26	10	1.8	0.8	1.3						

*18300 その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの

[illegible]

死因分類別死亡数（５歳分類別・男女計）那覇市		50～54歳			55～59歳			60～64歳			65～69歳		
分類コード	死因分類名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全 死 因 合 計		35	23	58	69	25	94	106	34	140	143	60	203
09208	その他の心疾患										3		3
09301	くも膜下出血	1	1	2	1	1	2				2		2
09302	脳内出血	2		2	2	3	5	5	2	7	4		4
09303	脳梗塞	1		1	1		1				4	2	6
09304	その他の脳血管疾患												
09400	大動脈瘤及び解離		1	1	1		1		1	1	1	2	3
09500	その他の循環器系の疾患				1		1	2		2			
10100	インフルエンザ							1		1			
10200	肺炎				2		2	4	1	5	1	1	2
10300	急性気管支炎												
10400	慢性閉塞性肺疾患												
10500	喘息												
10601	誤嚥性肺炎							1		1			
10602	間質性肺疾患					1	1	1		1	4		4
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）				2	1	3				5	1	6
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍											1	1
11200	ヘルニア及び腸閉塞												
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	2	1	3	3	1	4	1	2	3	1	2	3
11302	その他の肝疾患	2	1	3	5		5	2	2	4	5		5
11400	その他の消化器系の疾患	2		2	2		2	2	2	4	8	1	9
12000	皮膚及び皮下組織の疾患					1	1				1		1
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患				1		1	1	1	2	1		1
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患				1		1					1	1
14201	急性腎不全												
14202	慢性腎臓病							1		1	1	1	2
14203	詳細不明の腎不全							1		1			
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患				1		1	2	2	4	1		1
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害												
16400	周産期に特異的な感染症												
16600	その他の周産期に発生した病態												
17100	神経系の先天奇形												
17201	心臓の先天奇形												
17202	その他の循環器系の先天奇形												
17300	消化器系の先天奇形												
17400	その他の先天奇形及び変形												
17500	染色体異常，他に分類されないもの												
18100	老衰							1		1			
18300	その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1		1	2		2	4	2	6	2	1	3
20101	交通事故							2		2	1		1
20102	転倒・転落・墜落	1	1	2				2		2		1	1
20103	不慮の溺死及び溺水	1		1									
20104	不慮の窒息					1	1	1		1	1		1
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露					1	1						
20107	その他の不慮の事故				3		3				2		2
20200	自殺	1	3	4	3	2	5	5	1	6	3	1	4
20400	その他の外因	6	1	7	3		3	1		1	2		2

*18300 その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの

70～74歳			75～79歳			80～84歳			85～89歳			90～94歳			95～99歳			100歳以上		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
141	57	198	209	96	305	246	187	433	228	256	484	131	247	378	49	157	206	8	72	80
3	1	4	2	1	3	1	2	3	1	1	2	2		2						
			1	2	3		4	4		3	3									
4	1	5	11	3	14	12	2	14	1	4	5	3	8	11	1	4	5			
4		4	5	2	7	11	7	18	14	13	27	8	14	22	1	9	10		3	3
							1	1	1	1	2	1	1	2		1	1			
2	2	4	5	4	9	1	6	7	3	8	11	1	3	4	2	2	4			
	1	1							1	2	3		1	1		1	1			
				1	1					1	1	1		1						
6	2	8	18	6	24	25	9	34	26	19	45	18	28	46	9	14	23	1	6	7
				1	1															
4	1	5	3	3	6	10	4	14	7	1	8	3	3	6	2	3	5	1		1
							1	1		1	1					4	4			
5		5	5	1	6	6	3	9	16	10	26	9	11	20	5	10	15	1	2	3
2	2	4	4	3	7	10	6	16	7	8	15	2	4	6						
	1	1	2		2	5	4	9	7	6	13		3	3	1		1		2	2
						2		2		1	1		1	1						
2		2	3	1	4	3	1	4	1	6	7		1	1	1	2	3			
1	1	2	2	3	5	1	2	3	2	6	8		1	1						
2		2	1		1	1		1	1	1	2									
1	1	2	5	2	7	6	4	10	5	9	14	1	10	11	2	7	9		1	1
										4	4	2	1	3					1	1
	2	2	3	3	6	4	4	8		2	2		2	2						
			1		1	2	3	5		8	8		2	2		1	1		1	1
			2		2	1	1	2		1	1		1	1						
1		1	5		5	4	3	7	4	5	9	7	7	14	1	4	5	1		1
2		2					2	2												
1	1	2	1	1	2	1	3	4	3	4	7	2	7	9		4	4		3	3
										1	1	1		1						
			1		1	5	5	10	8	17	25	6	42	48	2	27	29	3	28	31
1	1	2	1	3	4	5	1	6	1		1	2		2		2	2			
1		1		1	1								1	1						
3		3	1		1	2	1	3	1	2	3									
						1		1		1	1									
2		2	1	1	2	1	1	2	2	3	5					1	1			
						1		1												
			2		2	1	1	2	1	1	2		2	2						
4		4	1		1	1		1				1		1						
3	1	4	2	1	3				3	1	4		1	1		1	1			

厚生労働省 人口動態調査調査票より

IV 資 料

(資料1)

保健所学生等実習

職 種	実習生所属学校等	実習期間	実習人数
看護師・ 保健師学生	琉球大学4年次	平成30年8月27日～9月20日	2人
	琉球大学2年次	平成30年4月10日～7月10日 (上記の期間の内、3日間)	4人
	沖縄県立看護大学4年次 (Ⅰグループ)	平成30年9月25日～10月11日	7人
	沖縄県立看護大学4年次 (Ⅱグループ)	平成30年10月15日～11月1日	7人
	沖縄県立看護大学2年次	平成30年6月1日、6月8日	20人
		6月15日、6月22日	20人
	名桜大学4年次	平成30年7月3日～7月5日	4人
管理栄養士養成校 学生	中村学園大学 美作大学 神戸学院大学 神戸女子大学 広島女学院大学	平成30年8月29日(水) ～9月4日(火)	6人

平成 30 年度 那覇市保健所運営協議会委員名簿

	代表区分	氏名（フリガナ）	所属・役職名	発令年月日
1	学識経験者	キンジョウ 金城 芳秀	沖縄県立看護大学 教授	平成 28 年 11 月 7 日から 平成 30 年 11 月 6 日まで
2	医療関係団体の代表又は職員	ヤマシロ 山城 千秋	那覇市医師会 会長	平成 28 年 11 月 7 日から 平成 30 年 11 月 6 日まで
3	医療関係団体の代表又は職員	オオニシ 大西 満	南部地区歯科医師会 会長	平成 30 年 8 月 16 日から 平成 30 年 11 月 6 日まで
4	福祉関係団体の代表又は職員	ミヤギ 宮城 哲哉	那覇市社会福祉協議会 常務理事	平成 29 年 7 月 13 日から 平成 30 年 11 月 6 日まで
5	学校保健関係者	ダナ 田名 真利	那覇地区学校保健会 会長	平成 29 年 7 月 13 日から 平成 30 年 11 月 6 日まで
6	職域保健関係者	タマキ 玉城 雅人	全国健康保険協会 沖縄県支部 企画総務部部長	平成 28 年 11 月 7 日から 平成 30 年 11 月 6 日まで
7	保健所の利用者	アカミネ 赤嶺 恵子	那覇市婦人連合会 会長	平成 30 年 8 月 16 日から 平成 30 年 11 月 6 日まで
8	その他適当と認められる者	ムラハマ 村濱 千賀子	公益社団法人沖縄県 栄養士会 会長	平成 30 年 8 月 16 日から 平成 30 年 11 月 6 日まで
9	医療関係団体の代表又は職員	ヤラ 屋良 朝雄	地方独立行政法人 那覇市立病院 理事長	平成 28 年 11 月 7 日から 平成 30 年 11 月 6 日まで
10	関係行政機関の職員	ヤマカワ 山川 宗貞	沖縄県保健医療部 地域保健課 課長	平成 28 年 11 月 7 日から 平成 30 年 11 月 6 日まで

保健所事業概要 - 平成 30 年度 -

令和元年（2019 年）9 月発行

発行：那覇市 健康部保健所保健総務課

〒902-0076

那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

電 話：0 9 8－8 5 3－7 9 6 4

F A X：0 9 8－8 5 3－7 9 6 5
